

尾鷲市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編）

令和8(2026)年1月 尾鷲市

本計画は、(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和6年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成されました。

第1章 計画策定の背景

1-1 地球温暖化の影響	5
1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向	10
1-3 尾鷲市の取組	13

第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ	16
2-2 計画期間	17
2-3 計画の対象	18

第3章 尾鷲市の地域特性

3-1 自然的特性	20
3-2 経済的特性	24
3-3 社会的特性	25
3-4 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル	28
3-5 地域課題の整理	32

第4章 二酸化炭素排出量の現況把握と将来推計

4-1 二酸化炭素排出量の現況	……	34
4-2 二酸化炭素排出量の将来推計の考え方	……	36
4-3 二酸化炭素排出量の将来推計(BAU)	……	37
4-4 二酸化炭素排出量の将来推計(脱炭素シナリオ)	……	38

第5章 将来像と計画の目標

5-1 目指す将来像	……	42
5-2 二酸化炭素排出量削減目標	……	43
5-3 再生可能エネルギー導入目標	……	44

第6章 目標達成に向けた施策

6-1 施策の体系図	……	46
6-2 施策の推進	……	47

第7章 計画の推進体制・進捗管理

7-1 計画の推進体制 75
7-2 計画の進捗管理 76

第8章 事務事業編について

8-1 計画の基本的事項 78
8-2 計画の位置づけ 79
8-3 温室効果ガス排出量の状況・削減目標 80
8-4 取組方針・取組内容 82
8-5 進行管理 87
8-6 取組チェックシート 90

資料編

【本計画の図表について】

- 各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。
- 注釈は「※」で示しています。



第1章 計画策定の背景

1-1 地球温暖化の影響

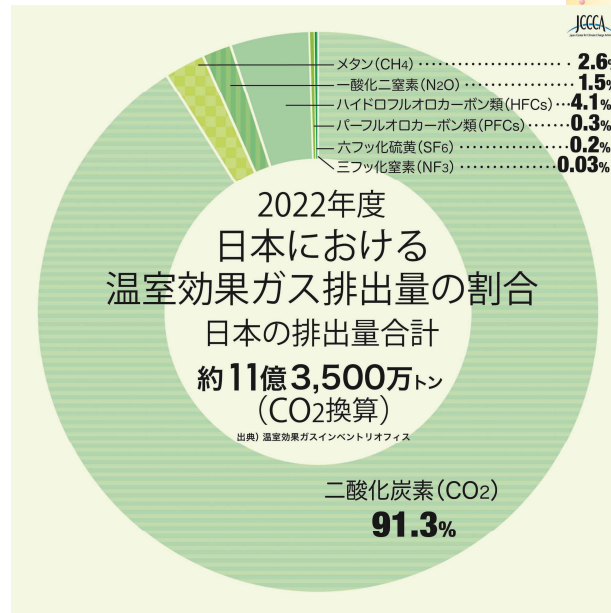
地球温暖化とは

地球は温室効果ガスにより平均気温約15℃に保たれ、生物が快適に暮らせる環境を維持しています。

しかし近年、人間活動による大量排出で気温が上昇し、自然のバランスが崩れる「地球温暖化」が進行しています。このまま増加が続けば地球環境は悪化し、生活や健康に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

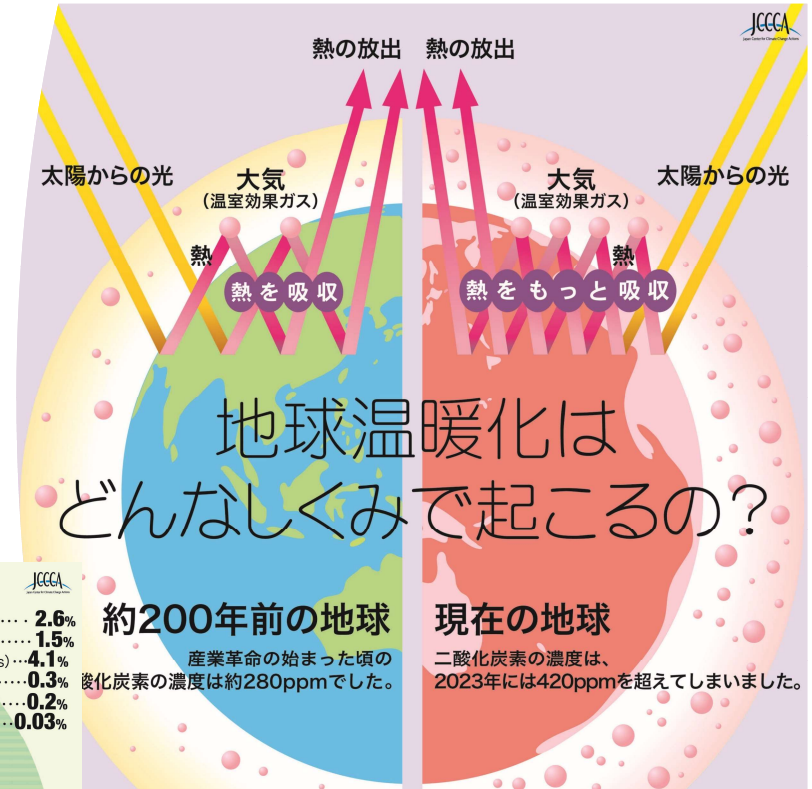
なぜ二酸化炭素を減らさなければいけないのか

地球の気温は温室効果ガスで保たれていますが、温室効果ガスの増加は気温上昇を招きます。中でもCO₂は排出量の大半を占めるため、削減が特に重要とされています。



出典: 全国地球温暖化防止活動推進センター

2022年度の日本における温室効果ガス排出量の割合



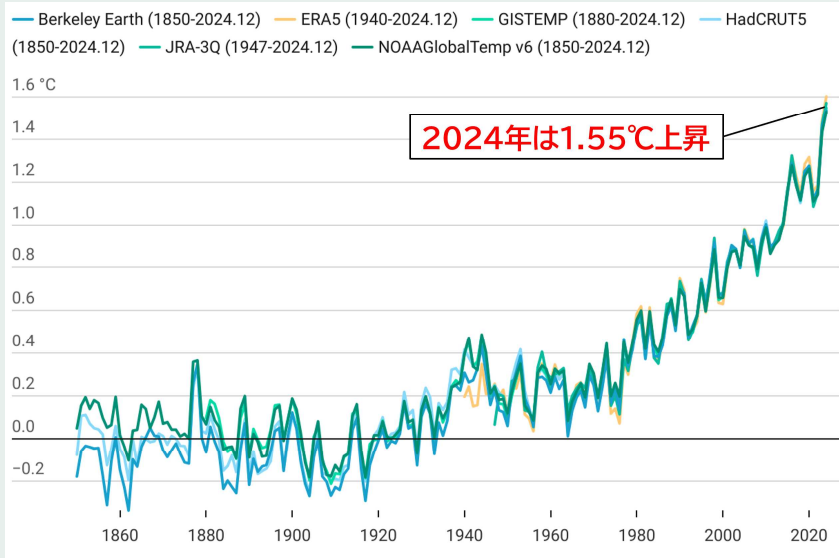
出典: 全国地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化の仕組み

1-1 地球温暖化の影響

世界平均気温

令和6(2024)年の世界平均気温は産業革命前より1.55℃上昇し、**観測史上最高**となりました。
 国際連合のグテーレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、**地球沸騰化の時代が到来**した」と表明しています。

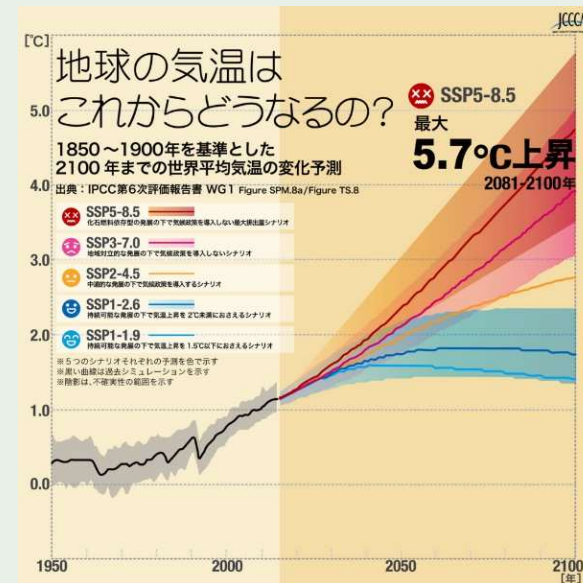


出典: 出典: 世界気象機関 (WMO: World Meteorological Organization) のコンテンツを加工して作成

世界平均気温の変化

将来の影響予測

将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも**今世紀半ばまでは上昇を続ける**ことが予測されており、化石燃料依存型の発展の下で、気候政策を導入しない最大排出シナリオでは、2100年には最大5.7℃上昇することが予測されています。



出典: 全国地球温暖化防止活動推進センター

世界平均気温の変化予測

1-1 地球温暖化の影響

世界の平均気温の上昇は我が国も含め、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加を更に拡大させ、それに伴って、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸念されています。まさに**人類は深刻な環境危機に直面**しているといえます。



資料：ABACA PRESS/時事通信フォト ベトナムの台風被害の様子



資料：AFP=時事 ケニアの大雨の洪水被害の様子

2024年に世界各地で発生した気象災害

高温

■サウジアラビアのリヤド国際空港

6～8月の3か月平均気温37.6℃(平年差+1.8℃)を記録

■日本

5月から9月の全国における熱中症救急搬送人員の累計は97,578人となり、昨年度同期間と比べると6,111人増加

台風

中国南部～東南アジア

7月の台風第3号、9月の台風第11号10月の台風第20号や大雨の影響により合計で1,240人以上が死亡

大雨

■スペイン東部

10月の大雨により230人以上が死亡

■東アフリカ北部～西アフリカ

3～9月の大雨により合計で2,900人以上が死亡

出典：令和7年版環境・循環型社会・生物多様性白書

1-1 地球温暖化の影響

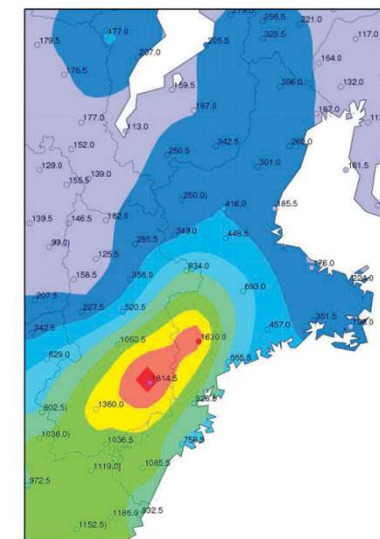
三重県は地形、地質的にも山地に起因する災害が発生しやすい状況にあります。特に近年は局地的な集中豪雨が多発し、小規模な崩壊でも被害が大きくなる傾向にあります。

■平成21(2009)年10月 台風18号

尾鷲市では台風により24時間で252mmの降水が観測された。市は最接近の夜間避難を避けるため、前日の午前中に福祉施設へ情報提供や注意喚起を実施。当日朝には自力避難困難者へ早期避難を呼びかけ、多くが避難勧告前に自主避難を完了させた。早めの避難対応が行われた事例である。

■平成23(2011)年9月 台風12号による豪雨

平成23年9月の台風12号豪雨では、三重県全域が被災し、林地等186箇所・約70haが崩壊した。特に隣接する熊野市では河川氾濫や土石流が発生し、市制史上最大規模の被害となった。広範囲で土砂災害や洪水が相次ぎ、地域社会に甚大な影響を及ぼした事例である。



平成23年9月豪雨の積算降水量分布

図 出典:津地方気象台

[8月30日0時~9月5日24時]



出典:全国治水砂防協会

熊野市における
平成23年9月豪雨の被害写真

1-1 地球温暖化の影響

脱炭素化に向けた取組が進められる一方で、地球温暖化の影響は顕在化しています。変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「**適応**」が不可欠になります。

気候変動の影響を回避し低減することを目的として制定された「気候変動適応法(平成30(2018)年)」が令和5(2023)年に**熱中症対策を強化するため改正**されました。

緩和とは？

原因を少なく

2つの気候変動対策

適応とは？

影響に備える

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす
- 温室効果ガスを減らす

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

地球温暖化と適応策、緩和策の関係

1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

国際的な動向

平成27(2015)年

■SDGs

- 国連サミットにおいて採択
- 17の目標と169のターゲットからなる「**持続可能な開発目標 (SDGs)**」

■パリ協定

- 2050年までにカーボンニュートラルを達成
- 世界の気温上昇を**2℃以下に十分に抑え、1.5℃に限りなく抑える努力を追求**することが世界共有の長期目標に掲げられた

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典:国際連合広報センター

SDGs 17の目標

平成30(2018)年

■1.5℃特別報告書

- IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)
- 2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030年までに2010年比で約45%削減」し、「**2050年頃には正味ゼロ**」とすることが必要とされた

令和5(2023)年

■COP28

- パリ協定の目標達成まで隔たりがあること、**目標達成に向けて行動と支援が必要**であることが強調された

国内の動向

令和2(2020)年

■2050年カーボンニュートラル表明

- 内閣総理大臣が所信表明において、「2050年までに、**温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル**、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言

令和3(2021)年

■地球温暖化対策の推進に関する法律(通称「温対法」)の改正

- 地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比**46%削減**することとし、さらに、**50%の高みに向けて、挑戦を続けていく**」旨が公表され、地球温暖化対策計画の改定も併せて行われた
- 地域脱炭素化促進事業に関する規定が追加

令和5(2023)年

■気候変動適応法の一部改正

- 熱中症警戒アラートを**熱中症警戒情報**として法に位置付けし、より深刻な健康被害が発生しうる場合に備え、一段上の**熱中症特別警戒情報**が創設
- 市町村が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設を**指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)**として新たに指定することができるとした

令和7(2025)年

■政府実行計画の改定

- 2035年度に**65%削減**・2040年度に**79%削減**(それぞれ2013年度比)の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化するため、政府実行計画が改定(令和7年2月18日閣議決定)

■地球温暖化対策計画の改定

- 世界全体での1.5℃目標及び2050年ネット・ゼロの実現に向けた**直線的な経路と整合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指し、地球温暖化対策計画が改定(令和7年2月18日閣議決定)
- 新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策を位置付け

三重県の動向

令和元(2019)年

■ ミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～を宣言

- 脱炭素社会の実現に向け、県が率先して取り組むことを決意とし宣言
- 具体的な事業・取組の実施、検証等を行い、オール三重で脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくことを目指し、産官学等が連携したプラットフォームである「**ミッションゼロ2050みえ推進チーム**」を立ち上げた

令和5(2023)年

■ 三重県地球温暖化対策総合計画の改定

- 国の「地球温暖化対策計画」が改定されたことなどを踏まえ改定
- 2030年度の県域における温室効果ガスの削減目標を、2013年度比30%削減から**47%削減に引き上げ**
- 事務・事業における温室効果ガス排出削減目標を、2013年度比40%削減から**52%削減に引き上げ**
- 地域に貢献する地域共生型の再生可能エネルギーの導入を促進するため、促進区域に関する三重県基準を定めた

令和7(2025)年

■ 県内事業多数実施開始

三重県産再エネ電力利用促進事業(事業者向け)

- 小売電気事業者が提供する三重県産再エネ電力プランを周知し、三重県産再エネ電力利用に積極的に取り組む県内事業者等を認定する

太陽光発電設備等共同購入事業

- 太陽光発電設備や蓄電池の購入を希望する家庭や事業者を募集し、一括して発注し価格を低減。太陽光発電設備等の普及拡大を図る

みえデコ活!パートナー登録制度

- 脱炭素につながる製品・サービスの普及を図るため、事業者を登録・取組内容をポータルサイトで紹介

1-3 尾鷲市の取組①

令和3(2021)年

■第2次尾鷲市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定

- 更なる削減に取り組むべく、市役所等から出る温室効果ガス総排出量を、2030年度までに、2013年度比で**40%削減**することを削減目標とした

令和4(2022)年

■尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言

- 2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「**ゼロカーボンシティ宣言**」を表明

令和5(2023)年

■第3次尾鷲市環境基本計画を策定

- 市の**環境政策の総合的な方針**を定め、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを位置づける。

令和6(2024)年

■尾鷲市太陽光発電設備等設置費補助金

■尾鷲市電気自動車等購入費補助金

- 「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」に伴い、脱炭素社会の推進及び温室効果ガスの排出削減を図るため、住宅用太陽光発電設備や電気自動車等を購入する方に対し、予算の範囲内で電気自動車等の購入費を補助

令和8(2026)年

尾鷲市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定



尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言

～「22世紀に向けたサステナブルシティ」の実現に向けて～

近年の地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響は、世界中で深刻な自然災害を引き起こし、また、わが国においても、ゲリラ豪雨などにみられるこれまでにない規模での大雨や大型台風など、異常気象が多発しており、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

このことは、大台山系を背後に黒潮を臨む本市においても例外ではありません。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの世界的な平均気温上昇幅を1.5度に抑えるよう努力する」という目標が掲げられ、現在、わが国を含む世界各国では、この目標達成のために、「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが必要」との共通認識がなされています。

「尾鷲市民憲章」にも掲げられていますように、私たちの尾鷲市は、紺碧の海、緑深い山々に囲まれ、海の幸、山の幸にめぐまれた、伝統と産業と文化の都市であります。

未来を担う子どもたちのためにも、100年後にこの美しいふるさと尾鷲を引き継いでいくことは私たちの責務であります。

私たちは、これまで以上に市民、事業者、行政が一丸となって、この尾鷲の海・山・川、そして地形・気象のめぐみを最大限に生かした新しい教育モデルを模索しながら、豊かな里山・里海の保全、さらには、再生可能エネルギーの地産地消や省エネルギー活動に取り組んでいかねばなりません。

尾鷲市では、この思いに共感し、賛同いただいた市内外のパートナーである企業・団体とともに、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ尾鷲」を目指し、脱炭素社会の実現に向け、全力で取り組んでいくことを、本日ここに宣言します。

令和4年3月1日

尾鷲市長 



尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言

1-3 尾鷲市の取組②

令和元(2019)年～

■おわせSEAモデル

- 尾鷲市、尾鷲商工会議所及び中部電力が、尾鷲三田火力発電所の跡地を「新たなエネルギー」と「豊かな自然の力」で、産業、観光、市民サービスを融合した拠点として、人々が集い活気あふれる「ふるさと尾鷲」を目指す

令和7(2025)年～

■東紀州広域ごみ処理施設建設工事の開始

- 三重県東紀州地域に位置する尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の2市3町における、広域のごみ処理を行うために**新ごみ処理施設の建設**を開始
- 施設整備基本方針として「**環境に優しく、地域と調和した施設**」「**循環型社会形成に寄与する施設**」を掲げ、地球温暖化防止や循環型社会の形成、環境学習を通じた環境意識の啓発ができる施設としている
 - ◆環境に関する配慮
 - ・ 照明設備の省エネルギー対策(LED照明、人感センサー制御等)
 - ・ 断熱ペアガラスの採用
 - ・ プラント設備へのインバータ制御の採用
 - ・ 雨水貯留槽の設置
 - ・ グリーン購入法適合品やエコマーク商品等のリサイクル材の使用
 - ・ 太陽光発電搭載の外灯
 - ・ 尾鷲ヒノキなどの地場産材を使用



おわせSEAモデル

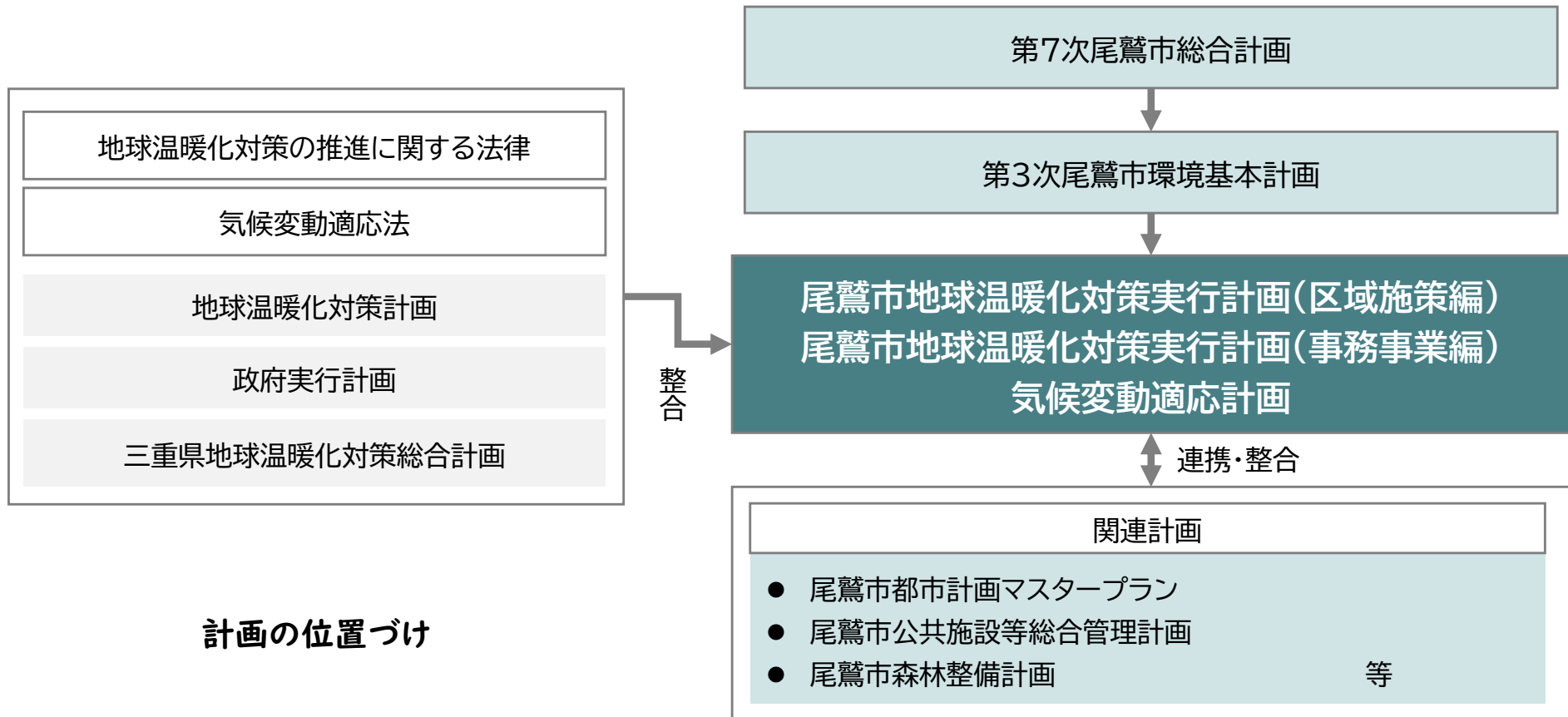


東紀州広域ごみ処理施設

第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ

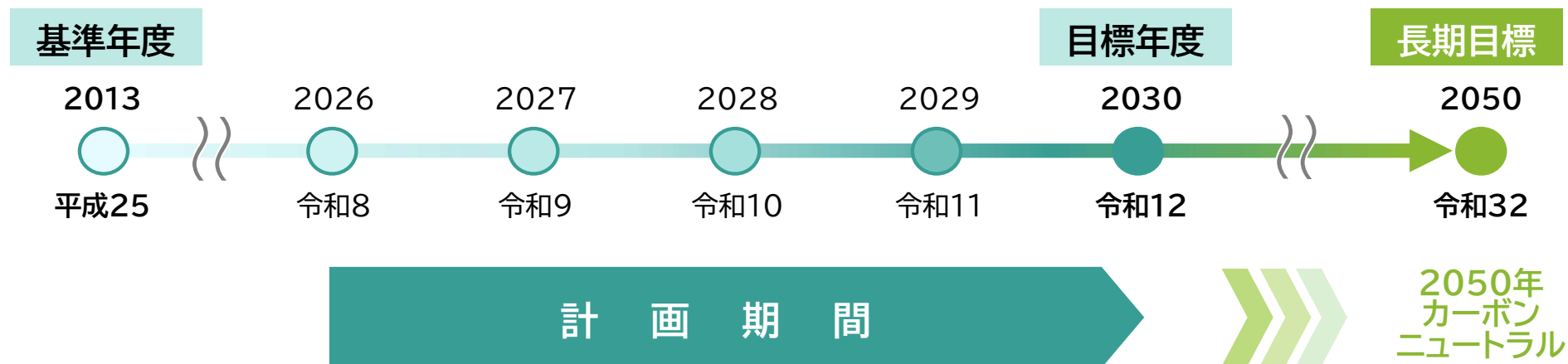
- 温対法第21条に基づく「**地方公共団体実行計画（区域施策編）**」、気候変動適応法第12条に基づく「**地域気候変動適応計画**」として策定するものであり、上位計画である「第7次尾鷲市総合計画」を地球温暖化対策の側面から補完します。また、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出削減等のための措置に関する計画である「**地方公共団体実行計画（事務事業編）**」も包含します。
- 国の「地球温暖化対策計画」、県の「三重県地球温暖化対策総合計画」と整合を図ります。



計画の位置づけ

2-2 計画期間

- 令和8(2026)年から令和12(2030)年までの5年間を計画期間とします。
- 国の「地球温暖化対策計画」、県の「三重県地球温暖化対策総合計画」を踏まえ、基準年度は平成25(2013)年度、目標年度は中期目標を令和12(2030)年度、長期目標を令和32(2050)年度とします。



計画期間

2-3 計画の対象

対象とする範囲

- 尾鷲市全域を対象とします。
- 市、市民、市内事業者が一丸となって脱炭素社会の実現を目指します。

対象地域

尾鷲市全域

対象とする温室効果ガス

- 温対法に定められている7種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素(CO₂)を対象とします。
- その他の温室効果ガスについては、把握が困難であることから算定対象外とします。

対象とする温室効果ガス

二酸化炭素
(CO₂)

第3章 尾鷲市の地域特性

3-1 自然的特性



出典:尾鷲市HP

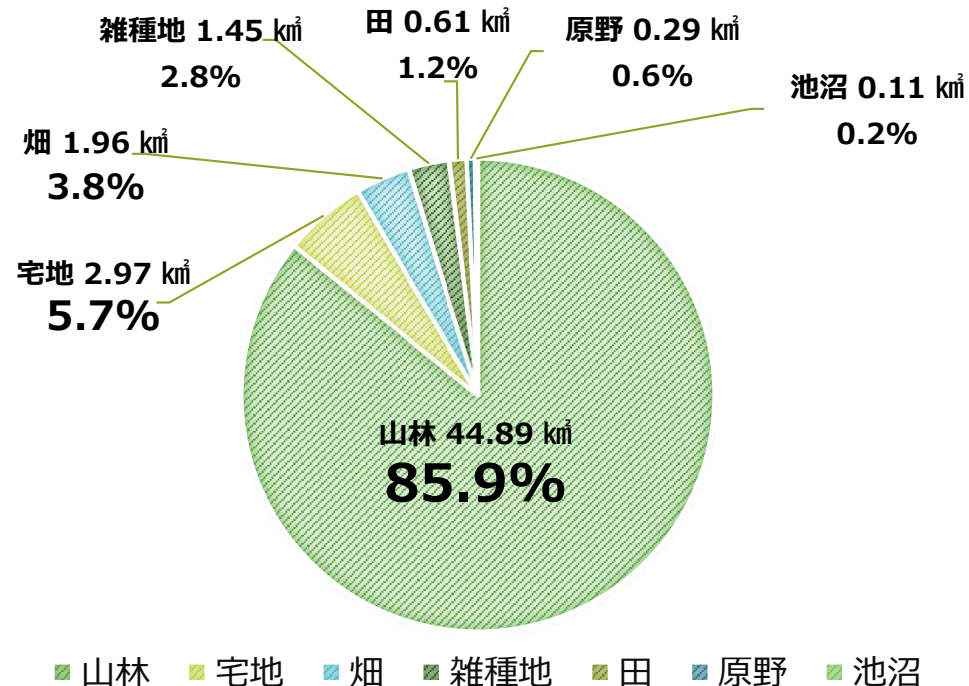
尾鷲市位置図

● 地域の概況

- ✓ 三重県南部、東紀州地域の中央に位置します。
- ✓ 山と海に囲まれた地形により、自然景観に恵まれた風光明媚な地域です。
- ✓ 歴史的には熊野古道伊勢路の要衝として栄えた地域です。

● 土地利用状況

- ✓ 総面積は192.71km²であり、約92%が山林に占められており、私有地の土地利用種別割合では、52.29km²のうち85.9%が山林で占められています。

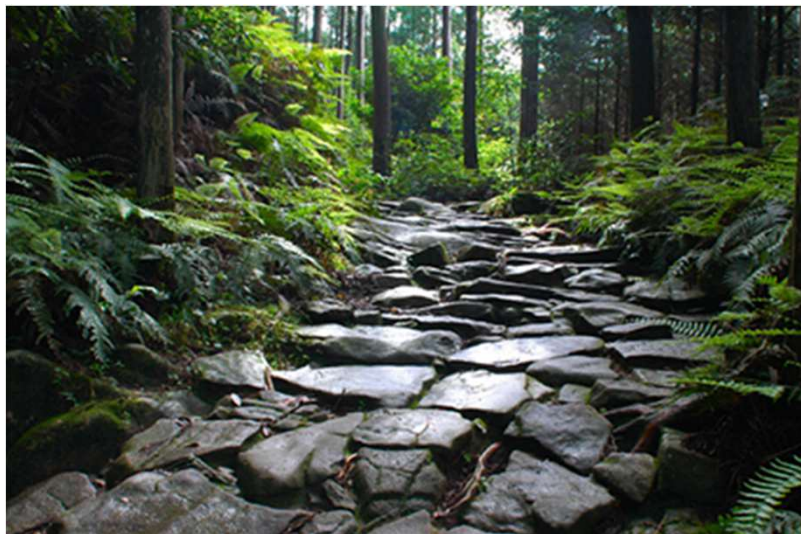


出典:令和7年三重県統計書のデータを基に作成

私有地の土地種別割合

● 植生

- ✓ 市域面積の約9割を占める山林のうち、約6割がヒノキ・スギなどの針葉樹の人工林となっています。
- ✓ 尾鷲ヒノキは市の木であり、強靱な良質材として全国的にも有名です。
- ✓ 沿岸部には暖地特有の常緑広葉樹が自生し、魚付保安林などとして保護されています。
また、沿岸部の吉野熊野国立公園指定区域を中心とする地域は、南海型の温暖多湿な気候の影響を受け、亜熱帯性のシダ植物が自生しています。



出典：三重県HP

尾鷲ヒノキと熊野古道の景観

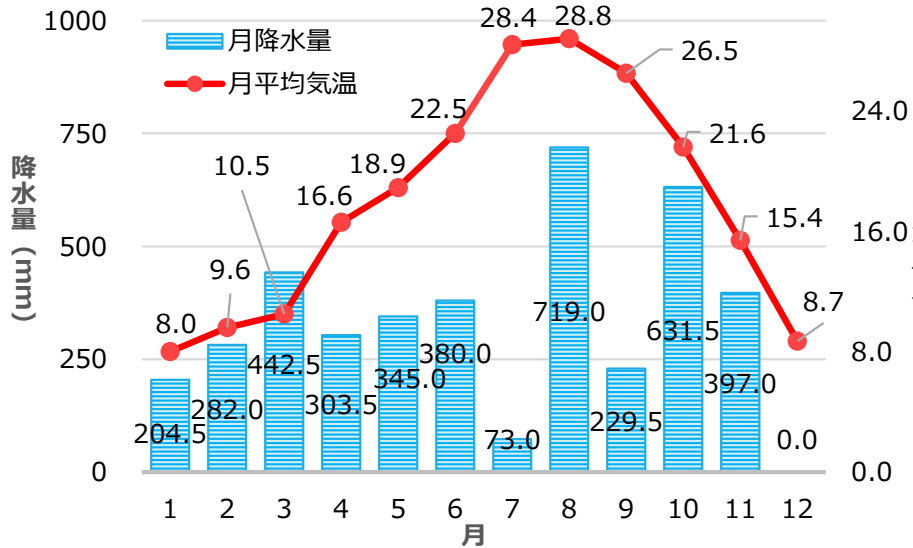


出典：三重県HP

尾鷲ヒノキの年輪

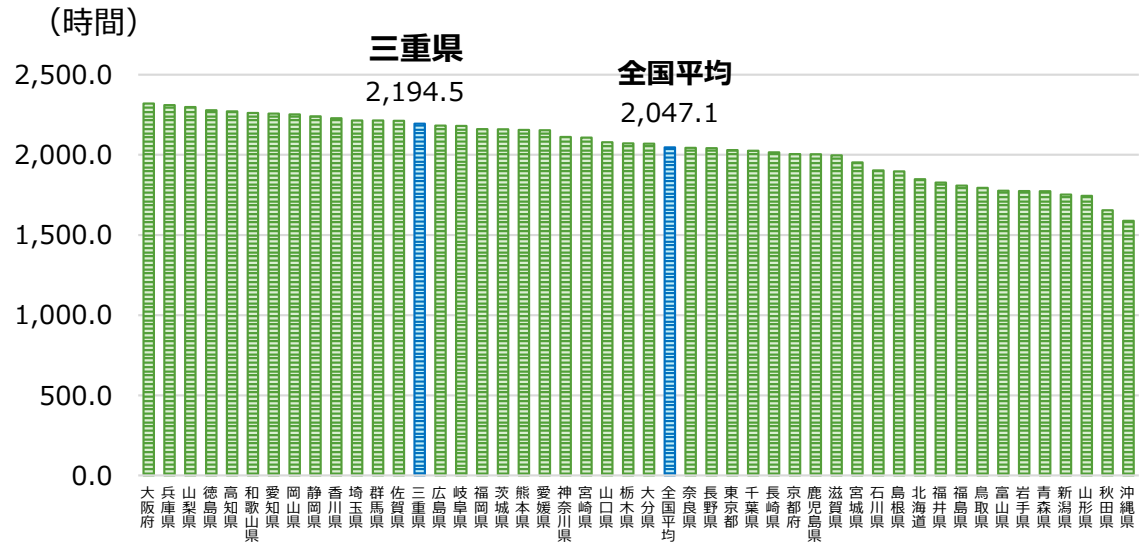
● 気温・気候

- ✓ 太平洋沖合に流れる黒潮により、年間を通じて暖かく湿った空気が流れ込むことで、温暖多雨な気候となっており、全国的にも降水量が多いことで有名です。
- ✓ 年間の日照時間は全国平均値より高く、一度に多くの雨が降る分、晴れの日も多くなっています。



気象庁「過去の気象データ」を基に作成

尾鷲観測所の令和6(2024)年度
における月降水量と月平均気温



出典:「統計でみる都道府県のすがた2024」を基に作成

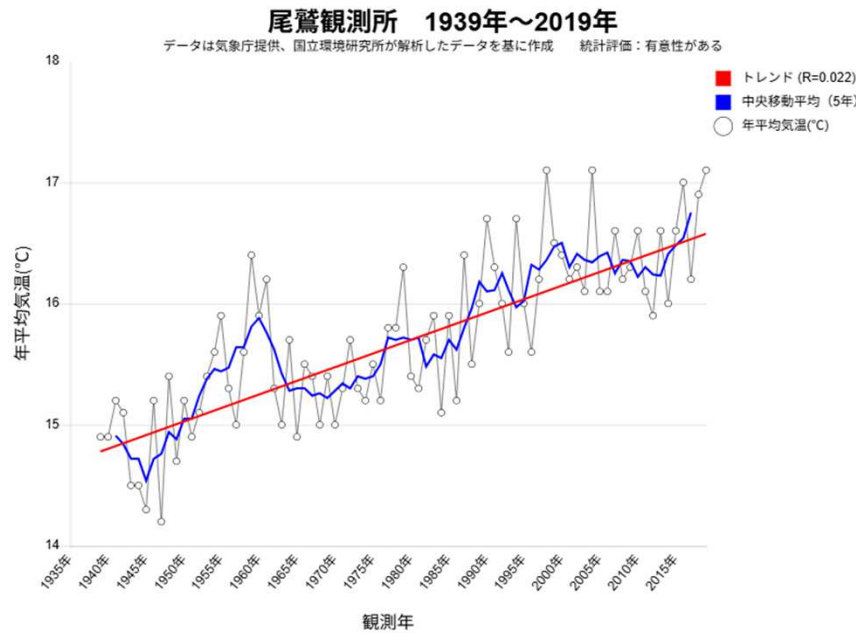
日照時間(年間)

● 気温

✓ 尾鷲観測所における年平均気温は、100年あたり約1.8℃の割合で上昇しています。

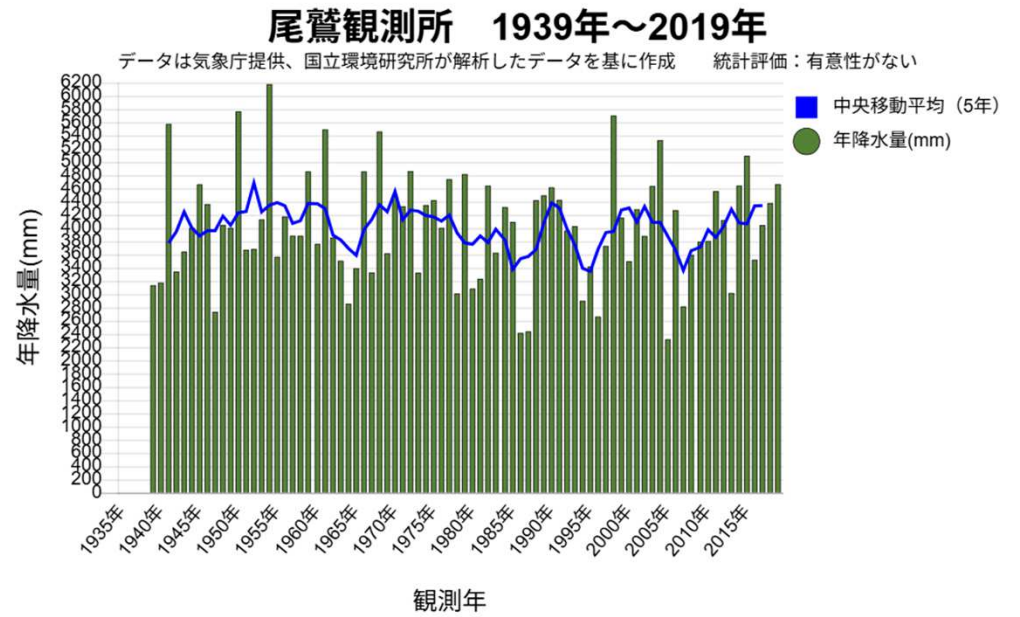
● 降水量

✓ 年降水量については、長期的な傾向として有意な変化は見られませでした。しかし、平均値が安定しているように見えても、短期的な極端現象（猛暑日・豪雨日）の発生頻度が増加している可能性があり、気候変動の影響を注視する必要があります。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)

尾鷲観測所における年平均気温の推移



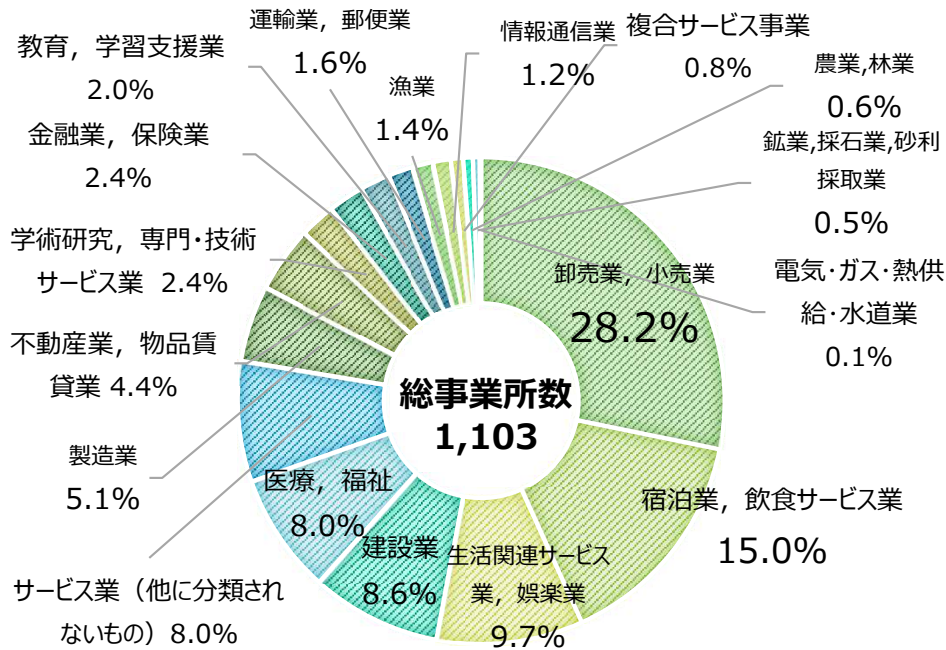
出典：気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)

尾鷲観測所における年降水量の推移

3-2 経済的特性

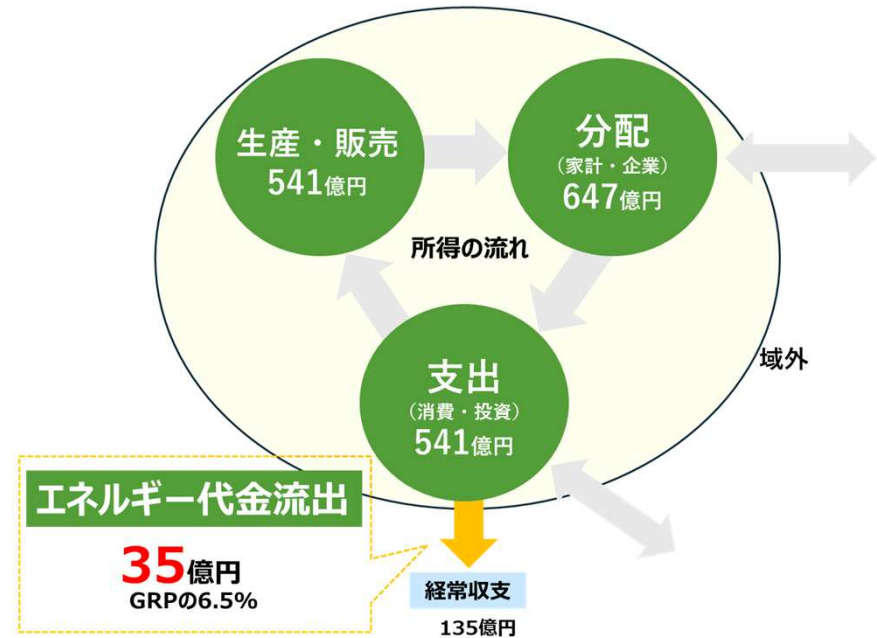
● 産業・経済構造

- ✓ 1,103の事業所があり、卸売業・小売業が28.2%と最も多くを占めています。
- ✓ 地域経済循環分析ツールによると、エネルギー代金が域外へ35億円流出しており、その規模はGRP(域内総生産)の6.5%を占めています。
- ✓ 尾鷲三田火力発電所の跡地を有効活用するための「おわせSEAモデル」を推進しています。



出典: 経済センサス活動調査のデータを基に作成

事業所割合



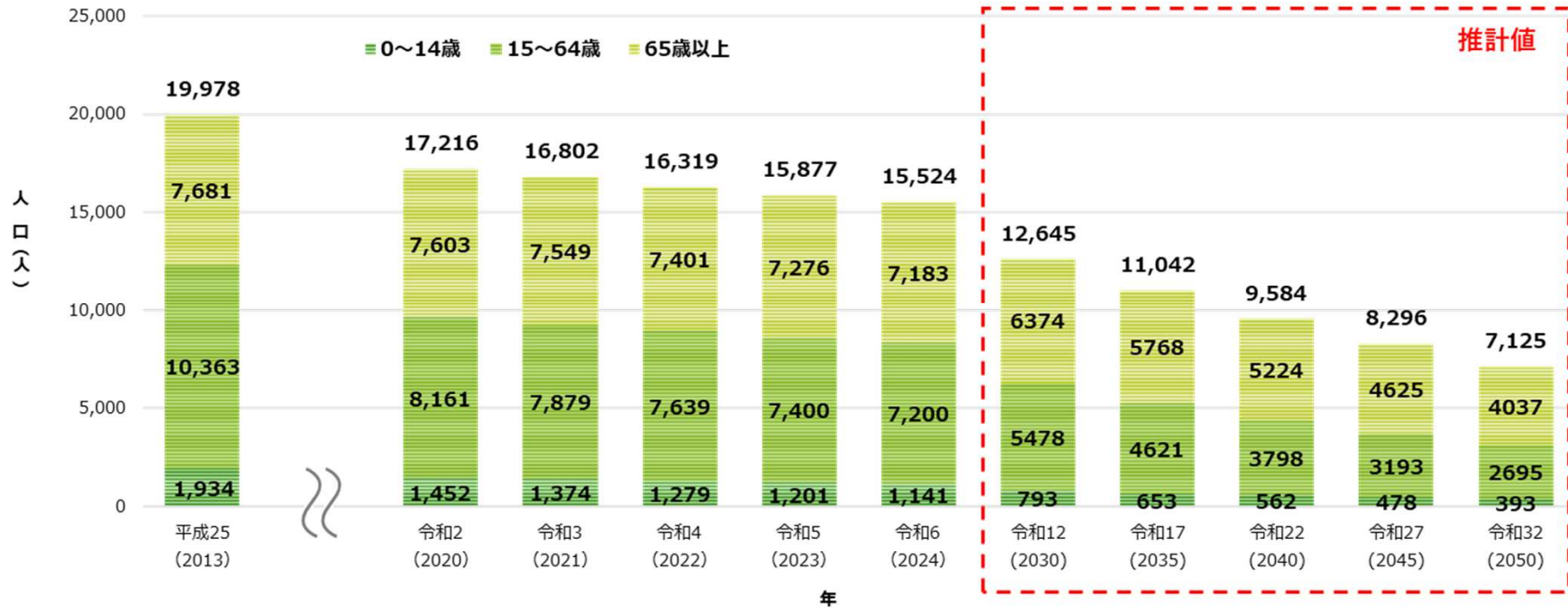
出典: 地域経済循環分析ツールより一部編集

地域の所得循環構造

3-3 社会的特性

● 人口・将来推計

- ✓ 2024年の人口は15,524人となっており、2013年以降減少が続いています。
- ✓ 年代別人口の推移をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口すべてで減少しています。
- ✓ 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計では、2030年には12,645人、2050年には7,125人まで減少すると予測されています。



出典：2020年は住民基本台帳のデータを基に作成
2030年～2050年は国立社会保障・人口問題研究所のデータを基に作成

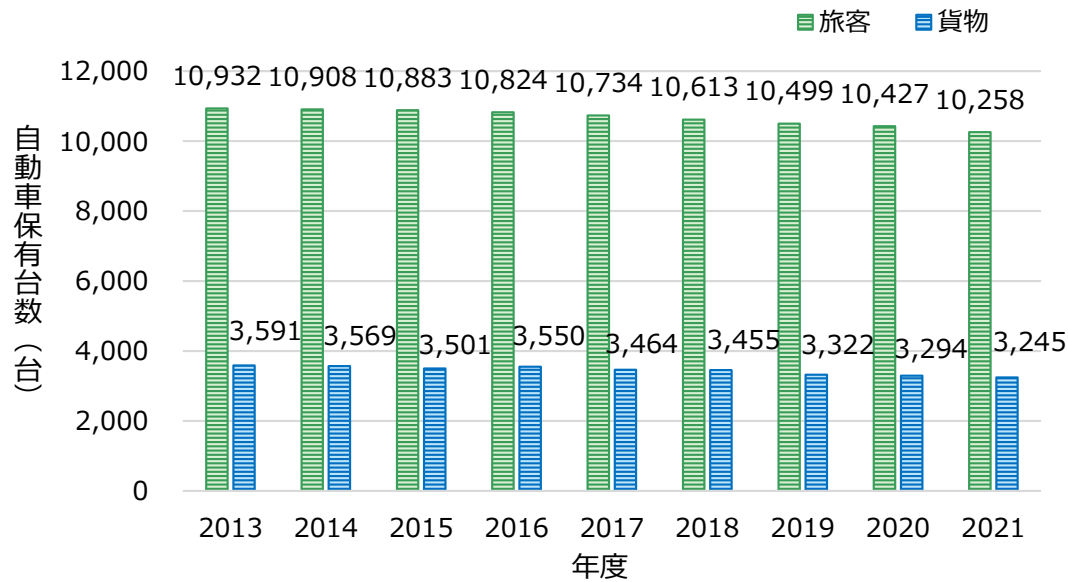
人口の推移及び将来推計

● 交通・路線

✓ 三木里・九鬼など周辺部を結ぶ路線バスを基幹に、地域巡回バスやスクールバスを組み合わせた公共交通網を形成しています。

● 自動車保有台数

✓ 旅客、貨物ともに微減少で推移しています。



出典:自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」のデータを基に作成

自動車保有台数

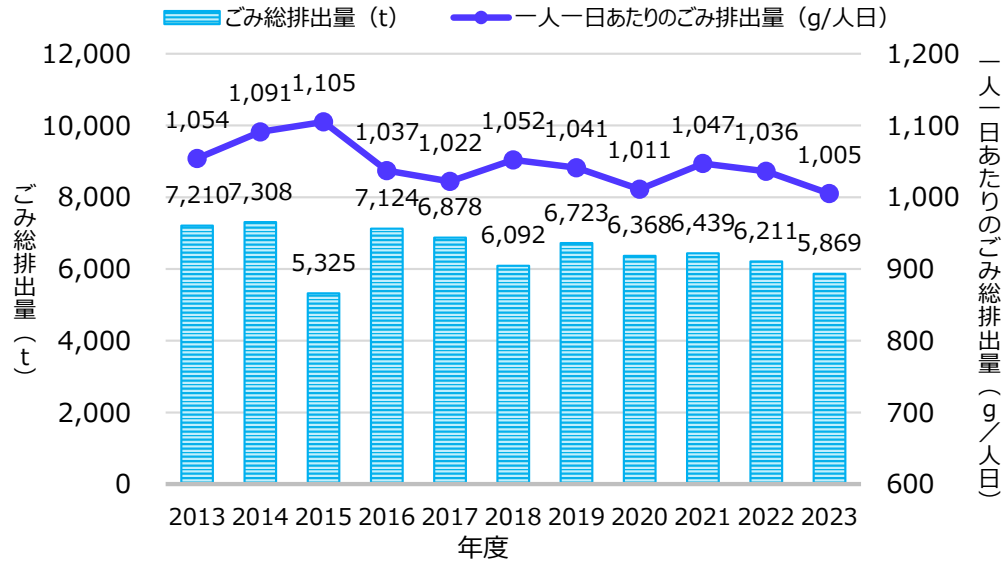


出典:尾鷲市地域公共交通計画

尾鷲市内の公共交通ネットワークの概要

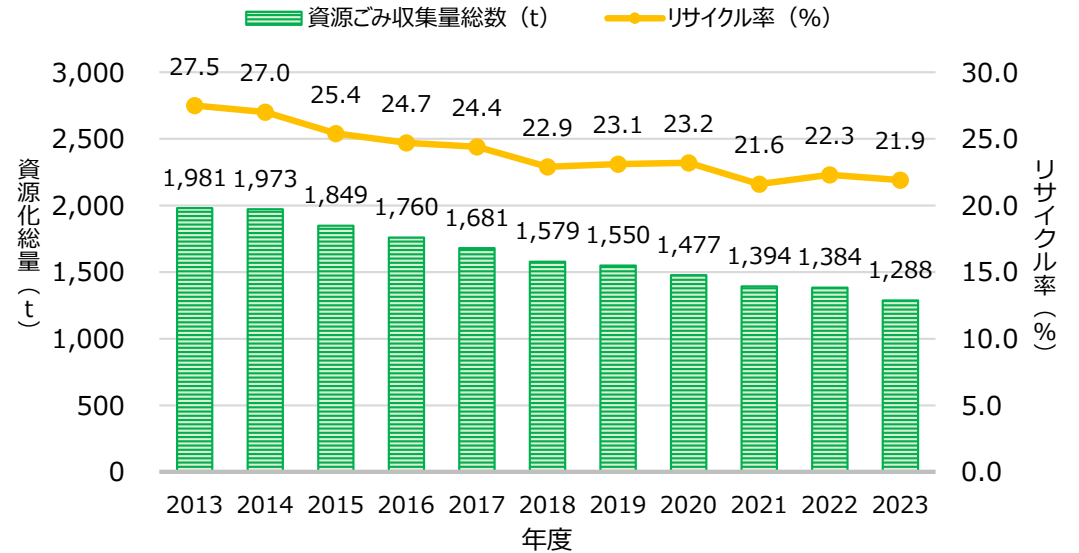
● 廃棄物

- ✓ ごみ総排出量及び一人一日あたりのごみ排出量は、年々減少傾向にあります。
- ✓ ごみの資源化量及びリサイクル率は年々減少傾向にあり、平成25(2013)年度と比較してごみの資源化量は約700t、リサイクル率は5.6%減少しています。
- ✓ 令和10(2028)年度に新ごみ処理施設が竣工予定です。



出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査」を基に作成

ごみの総排出量及び一人一日あたりのごみ排出量の推移



出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査」を基に作成

資源化総量とリサイクル率の推移

3-4 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル

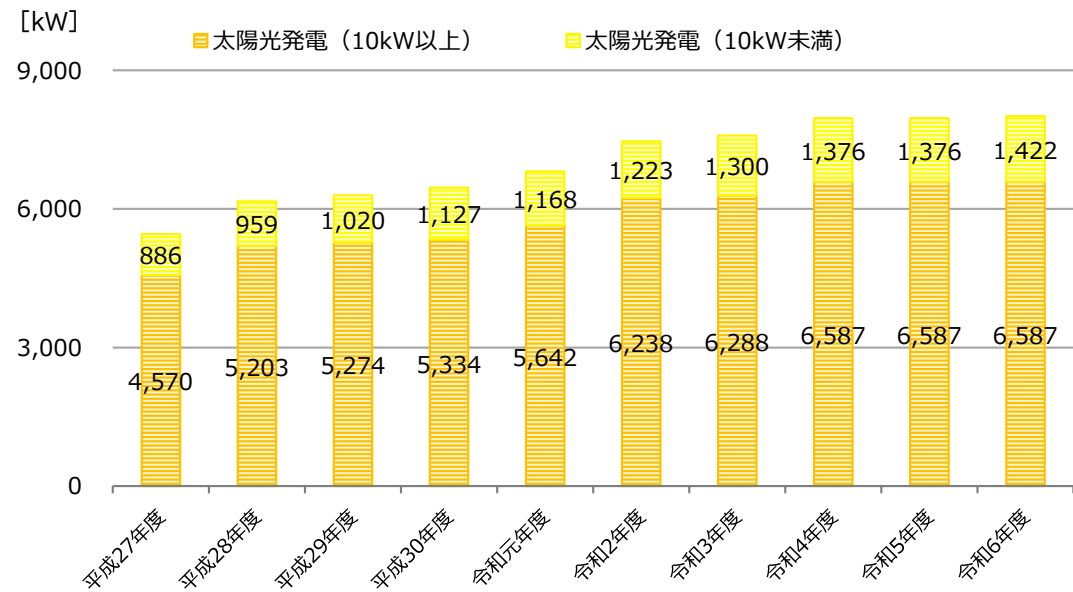
● 再生可能エネルギーの導入状況

- ✓ 再生可能エネルギーの導入状況の推移は、太陽光発電（10kw以上及び10kw未満）は増加傾向にあります。
- ✓ FIT・FIP制度における、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電については導入実績がありません。

発電所		設備容量 (MW)	発電電力量 (MWh/年)
FIT・FIP対象	太陽光発電 (10kW未満)	1.422	1,707
	太陽光発電 (10kW以上)	6.587	8,713
	風力発電	0	0
	水力発電	0	0
	地熱発電	0	0
	バイオマス発電	0	0
合計		8.009	10,420
区域内の電気使用量			103,879

出典：自治体排出量カルテのデータを基に作成

再生可能エネルギー導入状況 (令和6(2024)年時点)



出典：自治体排出量カルテ及び資源エネルギー庁公表「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」のデータを基に作成

再生可能エネルギー導入状況の推移

● 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

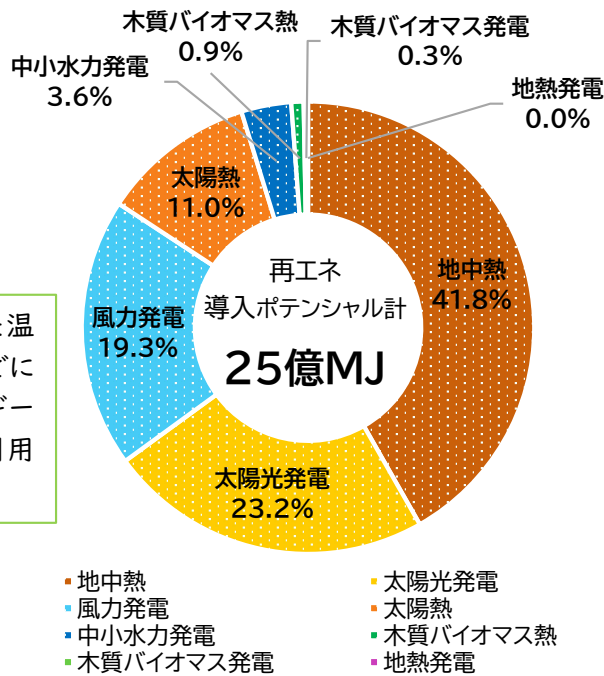
- ✓ 再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについては、主に環境省の再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS) を基としています。

大区分	中区分	設備容量	発電量
太陽光	建物系	108.558 MW	146,392.172 MWh/年
	土地系	13.036 MW	17,453,625 MWh/年
	合計	121.594 MW	163,845,797 MWh/年
風力	陸上風力	60.700 MW	136,129.234 MWh/年
中小水力	河川部	4.272 MW	25,244.561 MWh/年
	農業用水路	— MW	— MWh/年
	合計	4.272 MW	25,244.561 MWh/年
地熱	地熱	— MW	— MWh/年
木質バイオマス発電(電気)		0.240 MW	2,184 MWh/年
再生可能エネルギー(電気)合計		186.846 MW	327,403.592 MWh/年
地中熱	地中熱	—	1,062,346.010 GJ/年
太陽熱	太陽熱	—	280,026.574 GJ/年
木質バイオマス熱		—	22,204.733 GJ/年
再生可能エネルギー(熱)合計		—	2,741,667.713 GJ/年

再生可能エネルギー導入ポテンシャルまとめ

● 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

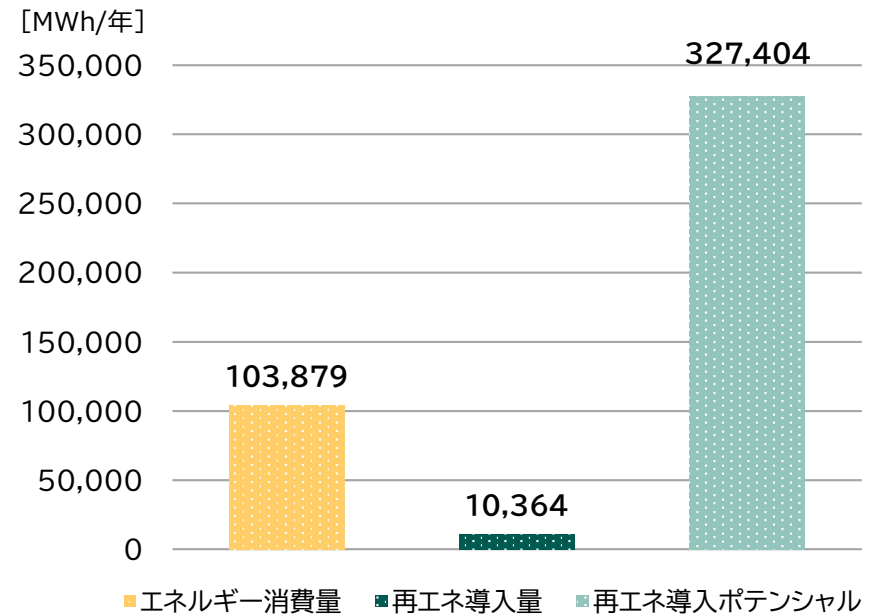
- ✓ 再生可能エネルギーポテンシャルで最も高いものは、地中熱となっており、次いで太陽光、風力が高くなっています。
- ✓ 区域内のエネルギー消費量に対する再生可能エネルギーポテンシャルは約3倍ほどあり、現時点の再エネ導入量と比較して導入余地が多く残されています。



※地中熱とは、地中の安定した温度を利用して冷暖房や給湯などに活用するもので、電気エネルギーではなく熱エネルギーとして利用する点に留意

出典：自治体排出量カルテ

導入ポテンシャル(発電電力量・利用可能熱量)

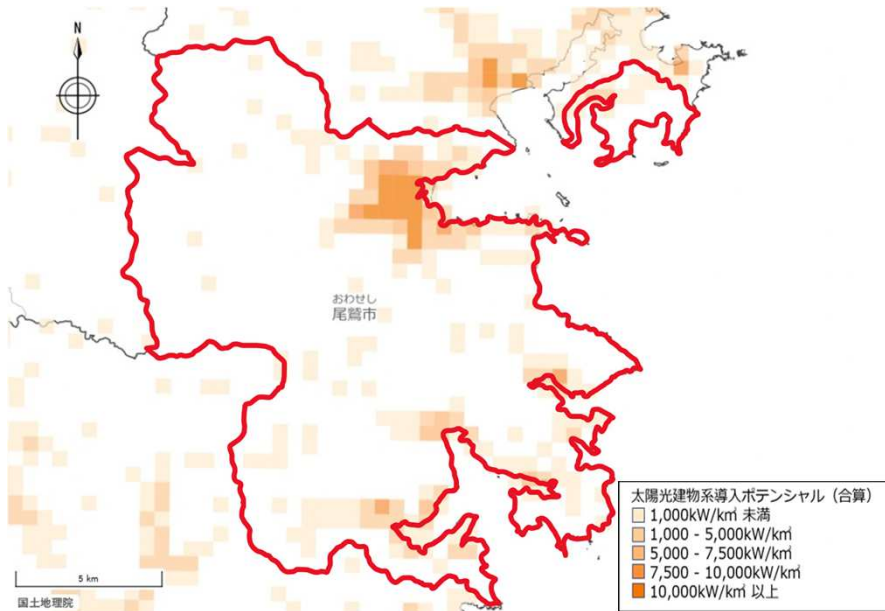


出典：自治体排出量カルテ

区域内のエネルギー消費量に対する再エネ導入ポテンシャル(電気)

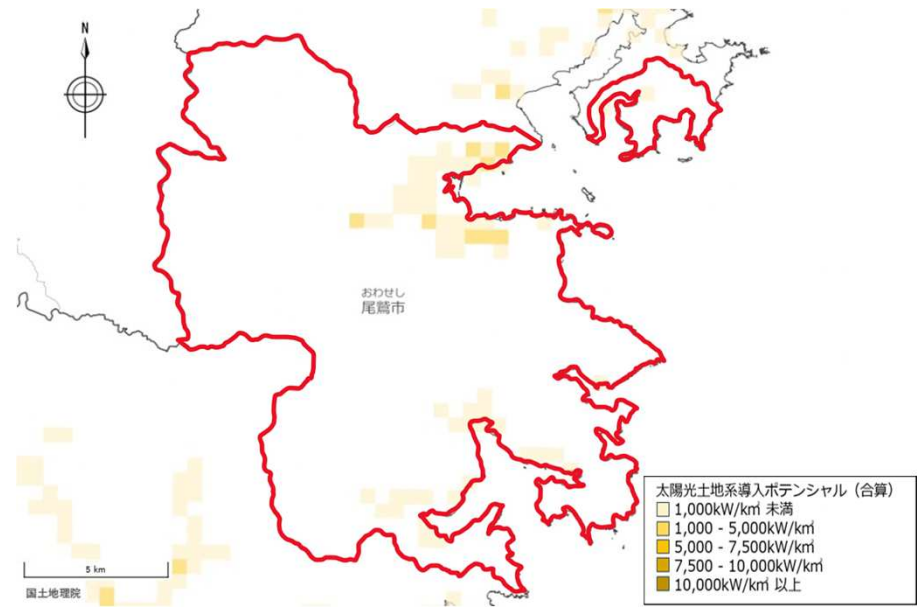
● 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

- ✓ 建物系の太陽光発電導入ポテンシャルは、海岸沿いの市街地や住宅が多い中心部で高くなっており、再生可能エネルギーの導入余地が大きくあります。
- ✓ 一方、土地系の太陽光発電導入ポテンシャルは、建物系と同様の地域で見受けられますが、建物系と比較してポテンシャル値は全体的に低くなっています。



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS (リーポス)】
から取得したコンテンツを加工して作成

太陽光発電導入ポテンシャル (建物系の合計)



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS (リーポス)】
から取得したコンテンツを加工して作成

太陽光発電導入ポテンシャル (土地系の合計)

3-5 地域課題の整理

本章で示した地域特性やその他基礎調査から導き出された本市の地域課題をまとめます。脱炭素施策を通じて、尾鷲市ゼロカーボンシティの実現及び地域課題の同時解決を図ります。（具体的な施策については第6章に記載しています。）

●地域特性

- ✓ 盛んな林業、豊富な降水量
- ✓ 新ごみ処理施設の竣工
- ✓ 「おわせSEAモデル」の推進
- ✓ 太陽光発電のポテンシャルあり

●地域課題

- ✓ 大幅な人口減少
- ✓ 経済活動停滞・衰退の懸念
- ✓ 豪雨や地震の災害リスクの上昇
- ✓ 地域を担う次世代の育成環境の整備

第4章 二酸化炭素排出量の 現況把握と将来推計

4-1 二酸化炭素排出量の現況

● 二酸化炭素排出量の算定対象とする部門・分野

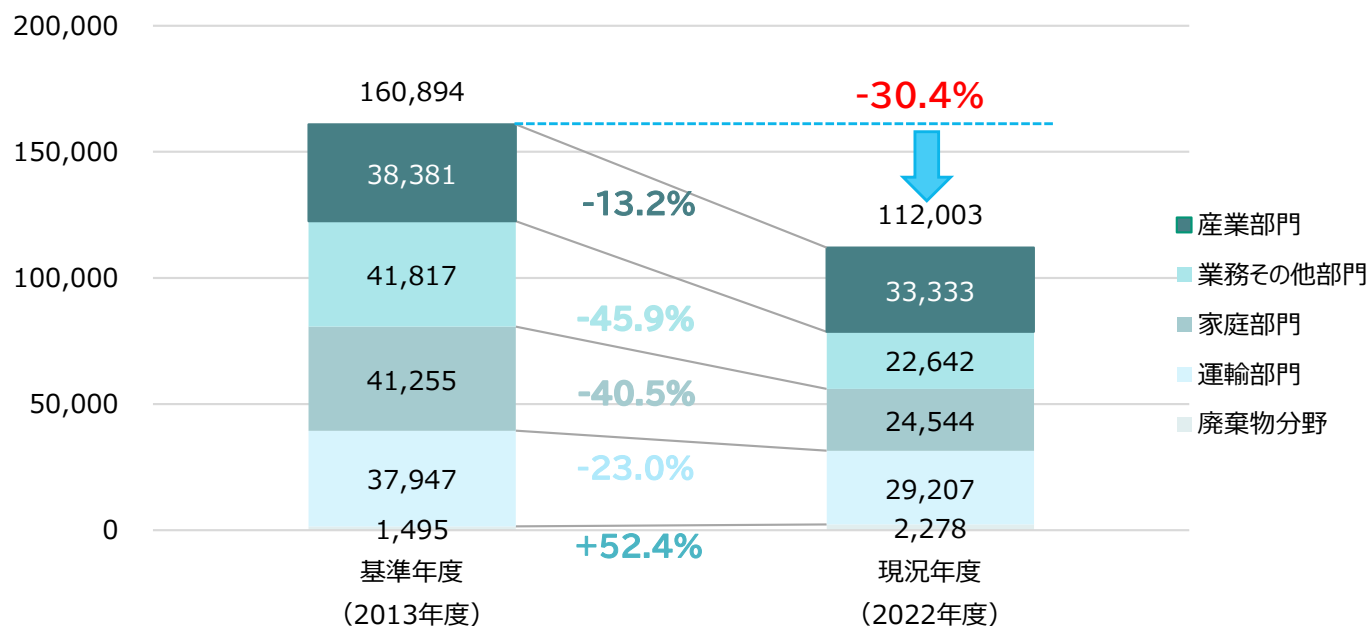
- ✓ 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」により、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

部門・分野		説明
産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出
	自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出
廃棄物分野 （焼却処分）	一般廃棄物	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

二酸化炭素排出量の現状

● 二酸化炭素排出量の現況推計

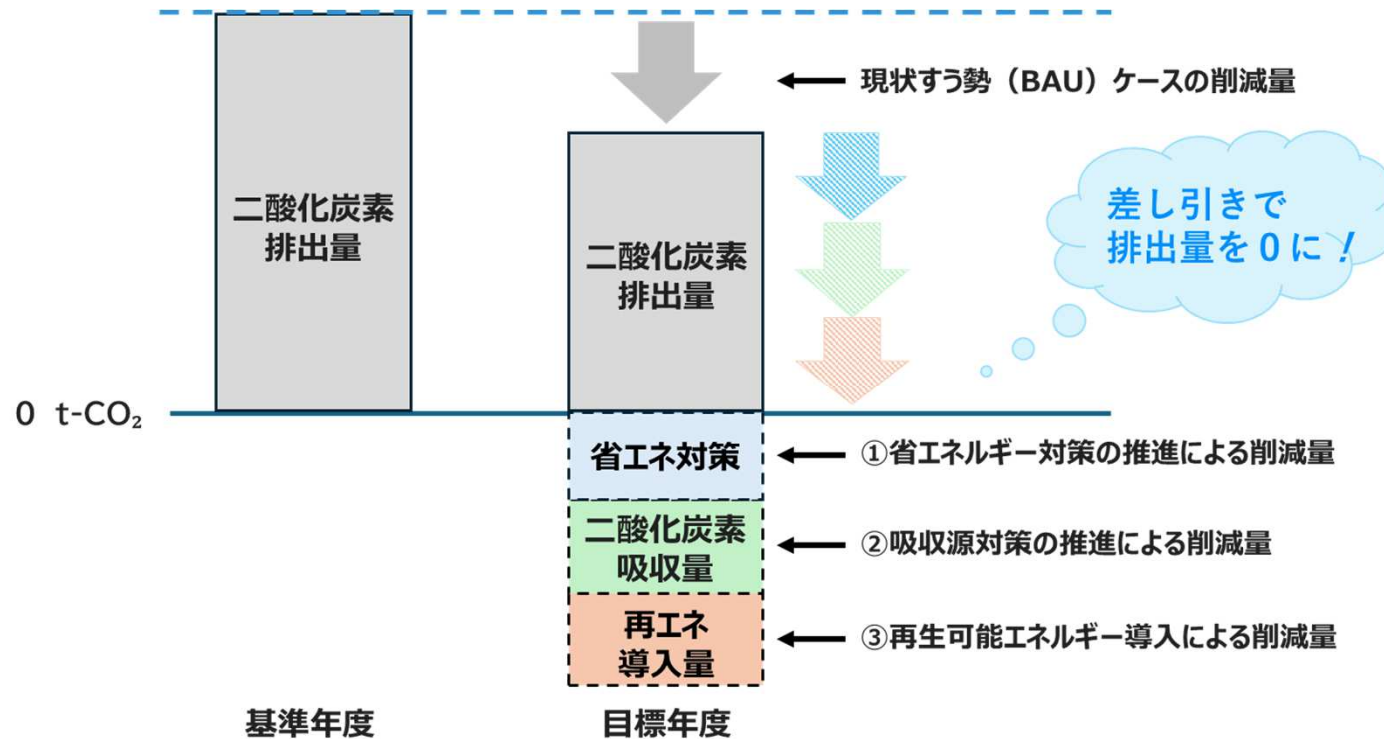
- ✓ 現況推計は、本計画の対象部門・分野の二酸化炭素について、「自治体排出量カルテ」に掲載された値をもとに、アンケート結果を盛り込んだ本市独自の推計値である「現況排出量独自推計値」を算出しました。
- ✓ その結果、本市における現況年度 令和4(2022)年度の二酸化炭素排出量は112,003t-CO₂、全体として基準年度(平成25(2013)年度)から30.4%減少しています。
- ✓ 部門ごとに見ると、全ての部門において排出量が減少しており、特に「業務その他部門」の削減率が最も高く、-45.9%となっています。



二酸化炭素排出量の現況

4-2 二酸化炭素排出量の将来推計の考え方

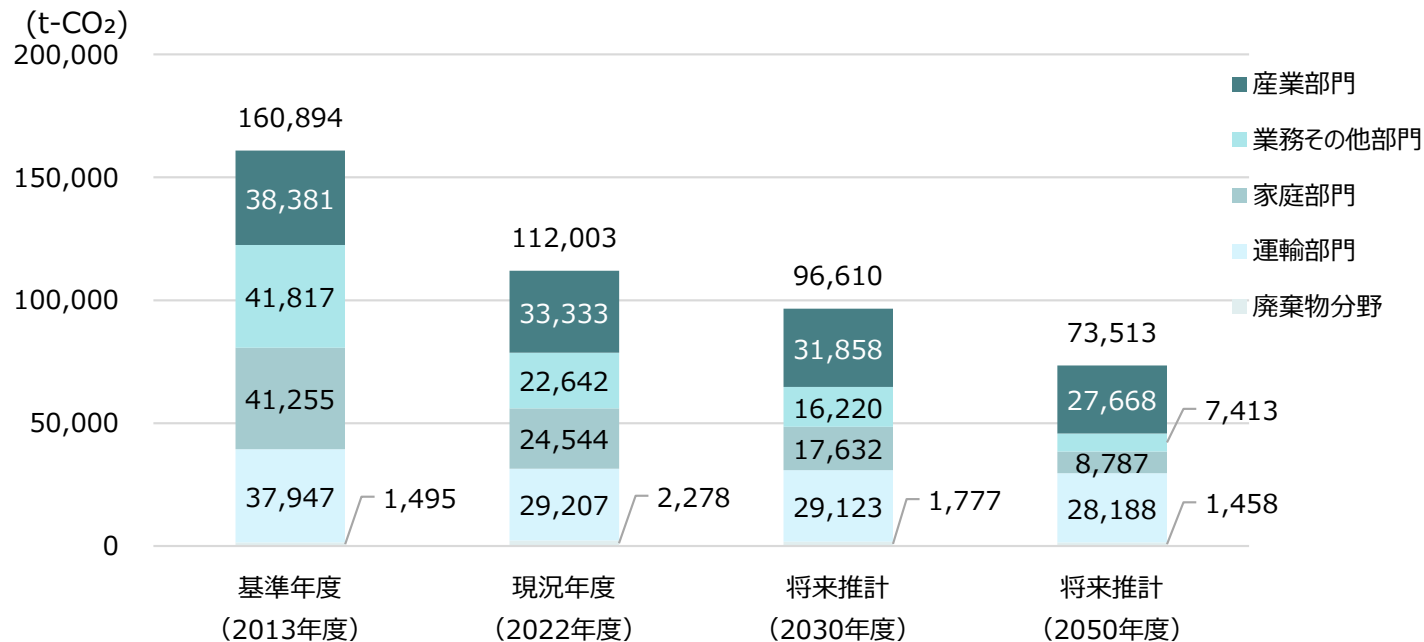
- I. 過去の人口や製造品出荷額の増減等の活動量変化を考慮した場合の将来推計（現状すう勢（BAU）ケース）を算出します。
- II. 令和12（2030）年度及び令和32（2050）年度の目標削減率を設定します。
- III. 現状すう勢（BAU）ケースから、本計画で予定する「①省エネルギー対策の推進による削減量」、「②吸収源対策の推進による削減量」、「③再生可能エネルギー導入による削減量」を差し引きし、目標削減率を目指します。



将来推計の考え方のイメージ

4-3 二酸化炭素排出量の将来推計 (BAU)

- ✓ 現状すう勢 (BAU) ケースとは、今後追加的な対策を見込まないまま、排出量が推移したと仮定して推計する方法です。
- ✓ また、令和12 (2030) 年度の電力排出係数※は、国の地球温暖化対策計画において示されている 0.000253t-CO₂/kWhを、令和32 (2050) 年度の電力排出係数は、国の第7次エネルギー基本計画において示されている 0.00004t-CO₂/kWh (革新技术拡大シナリオ) を用いています。
- ✓ 推計の結果、令和12 (2030) 年度の排出量は96,610t-CO₂、令和32 (2050) 年度の排出量は73,513t-CO₂と算出されました。



二酸化炭素排出量の将来推計結果 (現状すう勢ケース)

※電力排出係数: 電気事業者が電力を発電するために排出した二酸化炭素の量を推し測る指標。排出量が少ないほど排出係数は低くなる。

4-4 二酸化炭素排出量の将来推計（脱炭素シナリオ）

- ✓ 省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等、脱炭素に向けて対策を実施した場合の二酸化炭素排出量について、以下の要素を踏まえて推計しました。

要素1 省エネルギー対策の推進

- ZEB、ZEH等の建築物、住宅における省エネルギー化、高効率給湯器や高効率空調等の省エネルギー設備の導入、LED照明や省エネ家電の導入、次世代自動車への切替等、国が「地球温暖化対策計画」において掲げる取組による削減見込量から本市の活動量比に応じて削減見込量を算出しました。

要素2 吸収源対策の推進

- 本市の森林全体の二酸化炭素吸収量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」のうち「森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法」に基づいて推計しました。
- 推計は、森林経営面積に森林経営活動を実施した場合の吸収係数（ $2.57\text{t-CO}_2/\text{ha}\cdot\text{年}$ ）を乗じて算出しました。

要素3 再生可能エネルギーの導入

- 市域への太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入や、再生可能エネルギー由来電力の導入による削減見込量を算出しました。

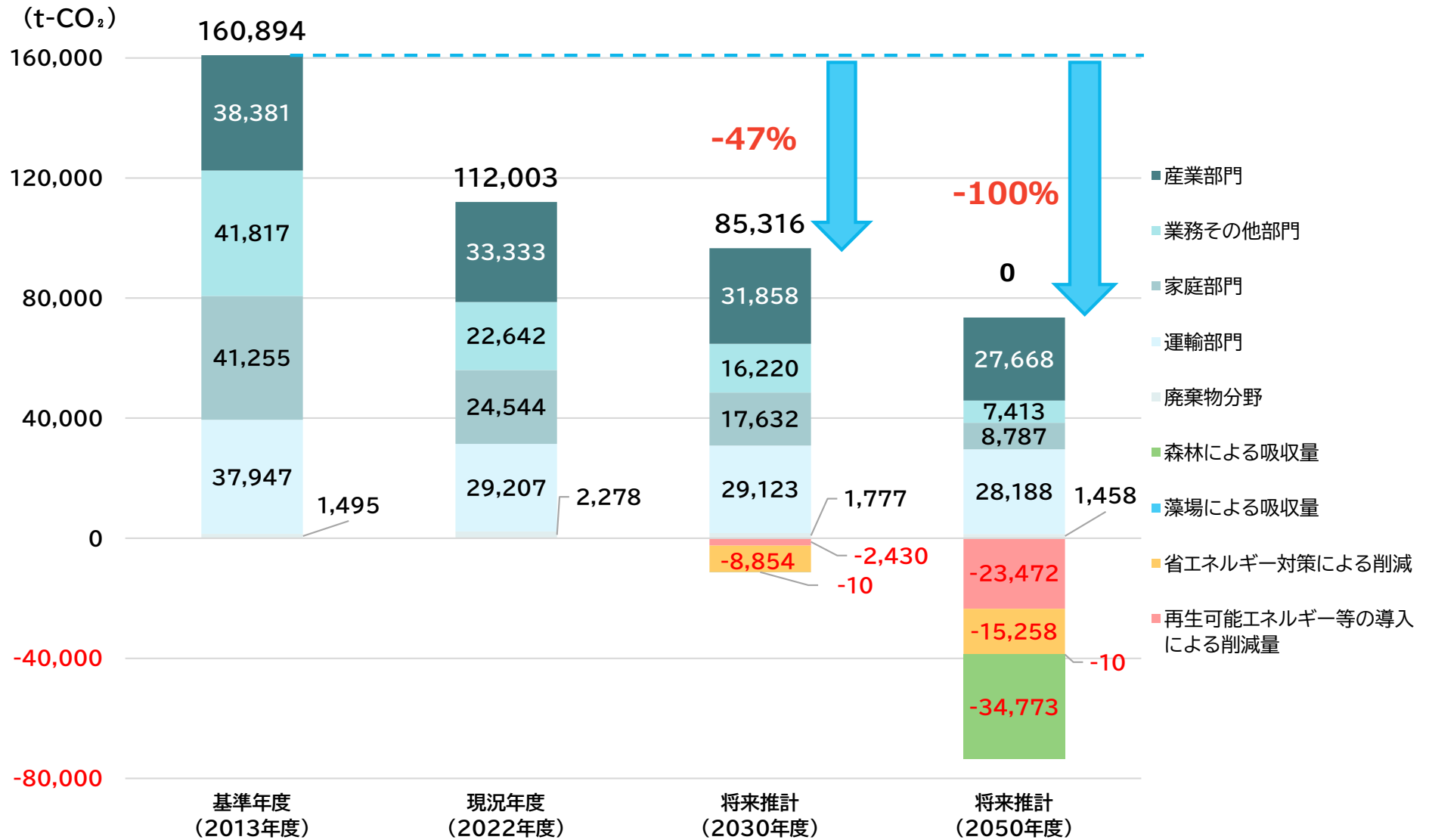
4-4 二酸化炭素排出量の将来推計（脱炭素シナリオ）

- ✓ 推計の結果、令和12（2030）年度は、①省エネルギー対策の推進及び③再生可能エネルギー等の導入で、国の目標値の平成25（2013）年度比46%削減を上回り、**実質排出量が85,316t-CO₂、基準年度比（2013年度比）47%の削減**が見込まれます。
- ✓ **令和12（2030）年度では、森林による吸収量に頼らず※1**、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入により目標削減率の達成を目指します。
- ✓ 本市では令和13（2031）年度までJクレジット制度※2における吸収量の認証を受けています。令和32（2050）年度の数値は現状における推定値となります。なお、本計画ではJクレジットにおける数値は算定には含みません。
- ✓ 令和32（2050）年度には、①省エネルギー対策の推進、②森林及び藻場によるCO₂吸収、③再生可能エネルギー等の導入により二酸化炭素排出量が

二酸化炭素排出量（単位：t-CO ₂ ）	基準年度 （2013年度）	現況年度 （2022年度）	将来推計 （2030年度）	将来推計 （2050年度）
産業部門	38,381	33,333	31,858	27,668
業務その他部門	41,817	22,642	16,220	7,413
家庭部門	41,255	24,544	17,632	8,787
運輸部門	37,947	29,207	29,123	28,188
廃棄物分野	1,495	2,278	1,777	1,458
①省エネルギー対策による削減量	-	-	-8,854	-15,258
②森林による吸収量	-	-	-※1	-34,773
②藻場による吸収量	-	-	-10	-10
③再生可能エネルギー等の導入による削減量	-	-	-2,430	-23,472
（参考）Jクレジット	-	-	(7,015)	(5,214)
合計	160,894	112,003	85,316	0
2013年度比増減率	-	-30.4%	-47.0%	-100.0%

※2 Jクレジット制度：省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度

4-4 二酸化炭素排出量の将来推計（脱炭素シナリオ）



二酸化炭素排出量の将来推計のまとめ（脱炭素シナリオ）

第5章 将来像と計画の目標

5-1 目指す将来像

- ✓ 地球環境にやさしい持続可能なまちを次の世代に引き継ぐために、市、市民、事業者が連携を図り、ゼロカーボンシティの実現を目指す必要があります。
- ✓ 各主体が同じ方向に向かい取組を推進するため、尾鷲市総合計画に掲げる「まちの将来像」の基本的な考え方となる「住み続けたい」につながり、アンケート調査の結果における「水産業」「自然」「林業」などのキーワードを盛り込む方針とし、本計画の将来像を掲げました。

海と森の恵みを生かし 未来へつなぐまち おわせ

● 地域課題同時解決の考え方

- ✓ 国の第六次環境基本計画では、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」であるとされ、「ウェルビーイング／高い生活の質」が環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として設定されています。
- ✓ また、地方公共団体は、地球温暖化対策のみならず、人口減少や少子高齢化への対応、地域経済の活性化等、様々な社会経済的な課題を抱えていることから、これらの課題を複合的に解決していくことが求められています。
- ✓ 本市においても、地球温暖化対策と併せて地域の諸課題を解決することを念頭に施策を推進し、SDGs への貢献、住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指します。

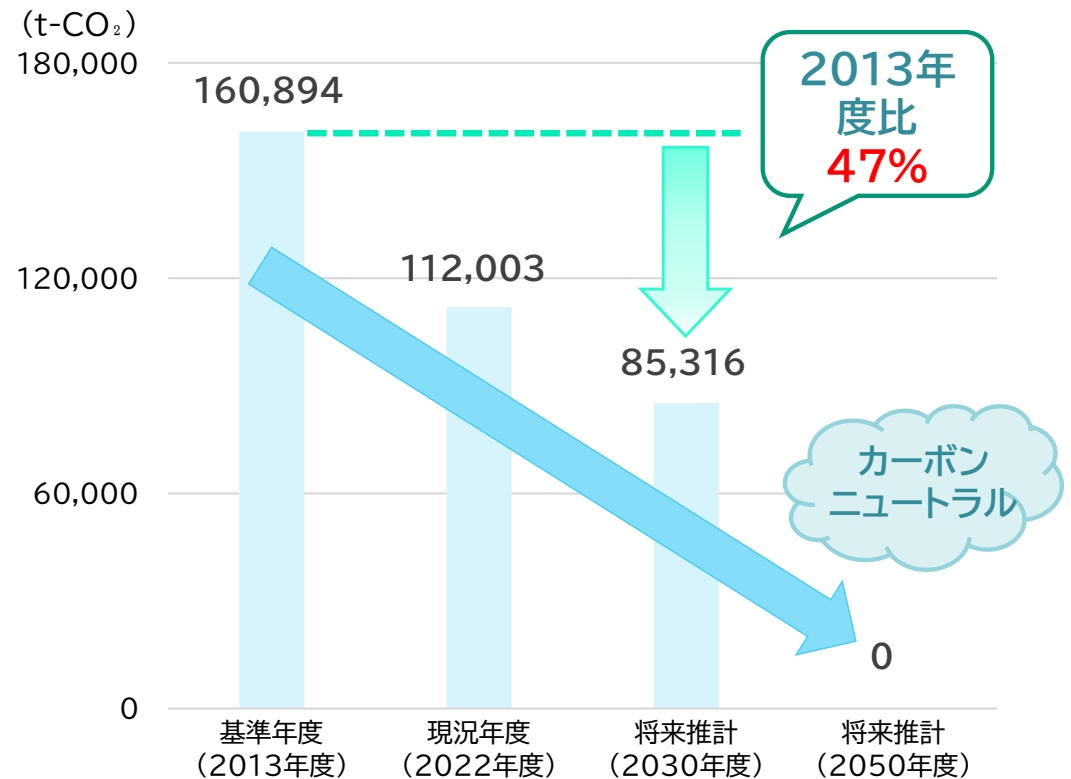


5-2 二酸化炭素排出量の削減目標

- ✓ 国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として「令和12(2030)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく」旨が示されています。
- ✓ 第4章における二酸化炭素排出量の推計結果及び国の目標を踏まえ、本市における2050年カーボンニュートラルの実現に向けた二酸化炭素排出量の削減目標を次のとおり定めます。

2030年度までに、2013年度比で
47%削減を目指します。

2050年度までのできるだけ早期に、
二酸化炭素排出量実質ゼロ
(カーボンニュートラル)
の実現を目指します。



二酸化炭素排出量削減目標

5-3 再生可能エネルギー導入目標

- ✓ 前述の二酸化炭素排出量削減目標達成とともに、市内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことでエネルギーの地産地消による地域経済の活性化を目指すため、以下のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

2030年度導入目標(電気):5,795MWh/年
2030年度導入目標(熱):-

2050年度導入目標(電気):29,961MWh/年
2050年度導入目標(熱):3,345GJ/年

エネルギー種別	2030年度導入目標	2050年度導入目標	2050年度の実現イメージ
太陽光発電(建物系)	1,547MWh/年	8,720MWh/年	今後見込まれる新築住宅の80%、既存住宅の10%の屋根に太陽光発電が設置され、事業者が所有する建築物の屋根にも太陽光発電が設置されている。
再エネ由来電力の導入	4,248MWh/年	21,241MWh/年	市内の約65%の世帯が再生可能エネルギー由来の電力を使用している。
太陽熱	-	2,235GJ/年	市内の約3%の世帯が太陽熱利用設備を導入している。
木質バイオマス熱	-	1,110GJ/年	市内の約4%の世帯に木質バイオマス熱を利用するストーブが設置されている。
合計	(電気)5,795MWh/年 -	(電気)29,961MWh/年 (熱)3,345GJ/年	-

再生可能エネルギー導入目標の内訳

第6章 目標達成に向けた施策

6-1 施策の体系図

海と森の恵みを生かし 未来へつなぐまち おわせ

基本方針	施策	関連するSDGs
省エネルギー対策の推進 	暮らしにおける省エネルギー対策	  
	事業活動における省エネルギー対策	 
	地域における省エネルギー対策	
再生可能エネルギーの普及拡大 	公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入	  
	市内への再生可能エネルギー導入・活用推進	
総合的な地球温暖化対策 	吸収源対策	   
	ごみの減量化・資源化の促進	   
	基盤的施策の推進	  
	気候変動への適応	

6-2 施策の推進

基本方針1 省エネルギー対策の推進

- 電気やガス、運輸や通信など私たちの暮らしはエネルギーに支えられています。脱炭素にはまず省エネが重要で、電源をこまめに切る身近な行動から、省エネ機器導入まで幅広い取組が求められます。一人ひとりが意識し、できることから実践することが大切です。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

- 省エネでエネルギー消費量を減らすことは重要ですが、生活にエネルギー消費は必要不可欠です。石油など化石燃料は燃焼時に二酸化炭素を排出するため、必要なエネルギーは二酸化炭素を出さない再生可能エネルギーで賄うことが、脱炭素社会の実現につながります。

基本方針3 総合的な地球温暖化対策

- 省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に限らず、脱炭素の早期実現に向け、本市における豊富な森林資源を活用した吸収源対策や、廃棄物対策等、多様な手法を用いて地球温暖化対策を推進します。

基本方針 | 省エネルギー対策の推進



市の取組



市民の取組



事業者の取組

施策 | 暮らしにおける省エネルギー対策





省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

取組	内容	
住宅の省エネ推進		<p><u>省エネ住宅の普及啓発及び補助制度の拡充</u> ▶ZEH※(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)や省エネ基準適合住宅の普及のため、断熱リフォーム、窓改修、省エネ機器(高効率給湯器・エアコン等)導入への普及啓発・情報発信や補助支援(補助金交付や助成制度)の検討を行います。</p>
		<p><u>既存住宅における断熱改修や窓リノベーション</u> ▶省エネ改修は光熱費削減だけでなく、中古住宅市場での評価向上や住宅資産価値の向上にもつなげます。</p> <p><u>新築住宅におけるZEH※¹(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の検討</u> ▶新築住宅を建築する際には、ZEHを検討します。</p>

※ ZEH: ネット・ゼロ・エネルギーハウス。省エネや再生可能エネルギーの利用により、エネルギー消費による排出量が実質ゼロになる住宅。

基本方針Ⅰ 省エネルギー対策の推進



施策Ⅰ 暮らしにおける省エネルギー対策

取組	内容	
省エネ機器の導入促進		<p><u>省エネ機器の普及啓発及び助成制度創設の検討</u> ▶高効率給湯器、エアコン、高効率照明(LED照明)など省エネ機器導入への普及啓発・情報発信や助成制度を検討します。</p> <p><u>既存住宅における断熱改修や窓リノベーション</u> ▶庁舎や学校で省エネ機器を率先導入するとともに普及啓発を行います。</p>
		<p><u>家電の更新(トップランナー基準以上の機器導入)</u> ▶家電を購入する際に、省エネ性能の高い機器を選択します。</p>
エネルギー消費量の見える化の促進		<p><u>「うちエコ診断※」の普及啓発</u> ▶家庭のエネルギー使用状況を分析する「うちエコ診断制度」の普及啓発を行います。</p>
		<p><u>「うちエコ診断」の実施</u> ▶家庭のエネルギー使用状況を分析する「うちエコ診断制度」を実施します。</p>

※ うちエコ診断:環境省が推進している制度で、光熱費や家庭でのエネルギーの使い方(電気、ガス、ガソリンなど)を専門家やWebシステムが分析。

基本方針Ⅰ 省エネルギー対策の推進

施策Ⅰ 暮らしにおける省エネルギー対策

取組	内容	
脱炭素型ライフスタイルへの移行促進		<p>「デコ活」やエコドライブ等の普及啓発 ▶デコ活やエコドライブの普及啓発を行い脱炭素型ライフスタイルの意識醸成を行います。</p>
		<p>「デコ活」、エコドライブの実践 ▶デコ活、エコドライブ、節電・節水等の実践し、脱炭素型ライフスタイルを実践します。</p> <p>クールビズ・ウォームビズの実施 ▶冷房時の室温28℃(目安)・暖房時の室温20℃(目安)でも快適に過ごすことのできるライフスタイル「クールビズ(COOL BIZ)」・「ウォームビズ(WARM BIZ)」を推進します。</p>

コラム

「デコ活」とは？

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を促し、衣食住職・移動買い物など生活全般にわたる国民の将来の暮らしの全体像「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」を明らかにするとともに、企業・自治体・団体等と一緒に、豊かな暮らし創りを後押しすることで、新たな消費・行動の喚起に繋がります。




デコ活ポータルサイト



基本方針1 省エネルギー対策の推進



施策2 事業活動における省エネルギー対策

事業者に対して情報提供・普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物や設備・機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。

取組	内容	
業務用省エネ機器の導入促進		<p><u>スマート農林業の推進</u> ▶最新設備に関する情報や先進事例の紹介、補助制度について情報発信を行います。また、令和6年には「生産」「流通・加工」「消費」の3つの取組を加速させ、本市をネイチャーポジティブな「漁業と林業と有機農業のまち」にすることを決意するため、「オーガニックビレッジ」を宣言しました。</p> <p><u>省エネルギー農機の導入</u> ▶農機の省エネ使用に関する普及啓発を行います。</p>
		<p><u>スマート農林業の推進</u> ▶県の補助制度を利用して、スマート農業を推進します。スマート林業については、県の動向を注視し情報収集に努めます。</p>
省エネルギー型建機等の導入		<p><u>省エネルギー型の建設機械の導入</u> ▶地方公共団体の工事を施工している中小建設業へのICT施工の普及など、技能労働者の減少等への対応に資する施工と維持管理の更なる効率化や省人化・省力化を進めます。</p>

基本方針1 省エネルギー対策の推進





施策2 事業活動における省エネルギー対策

取組	内容
<p>建設物の省エネ促進</p> <p>省エネ設備導入促進</p>	 <p><u>省エネ設備(高効率空調・産業用照明)・ZEB※の導入促進や普及啓発</u> ▶省エネによる削減効果や設備導入についての普及啓発や情報提供を行います。</p> <p><u>事業者向け補助制度の拡充・情報発信</u> ▶断熱リフォーム、窓改修、省エネ機器(高効率給湯器・エアコン等)導入の助成制度の創設検討や情報提供を行います。</p> <p><u>トップランナー基準以上の機器導入</u> ▶事業者、消費者への普及啓発やグリーン購入法に基づくトップランナー基準以上のエネルギー効率の高い機器の率先的な導入を行います。</p> <p><u>省エネ設備の導入やZEB化の推進</u> ▶公共施設への省エネ設備導入やZEB化を推進します。</p>
	 <p><u>省エネ性能の高い機器への更新</u> ▶照明や空調機器等の機器を、省エネ性能の高いものに更新します。</p> <p><u>ZEBの検討</u> ▶新築のオフィスや事務所等の際にはZEBを検討します。</p> <p><u>トップランナー基準以上の機器導入</u> ▶グリーン購入法に基づくトップランナー基準以上のエネルギー効率の高い機器の導入を行います。</p>

※ ZEB:ネット・ゼロ・エネルギー・ビル。省エネと再エネを活用し、エネルギー消費に伴う排出量が実質ゼロになる建築物。



基本方針1 省エネルギー対策の推進

施策2 事業活動における省エネルギー対策

取組	内容
再生資材の利用拡大	 <p><u>再生資材の利用拡大のための普及啓発、積極的な利用</u> ▶リサイクル製品認定制度等による再生資材の利用拡大や建築物の環境性能評価制度等への再生資材の組み込みを行います。</p>
	 <p><u>再生資材の利用拡大のための積極的な利用</u> ▶リサイクル製品認定制度等による再生資材の利用を行います。</p>
日常業務における取組	 <p><u>冷媒管理技術の導入</u> ▶フロン排出抑制法の普及促進及び事業者への情報提供を行います。</p>
	 <p><u>冷媒管理技術の導入</u> ▶冷凍空調機器（冷蔵機器含む）の適切な管理方法の定着を行います。</p>

基本方針1 省エネルギー対策の推進

施策2 事業活動における省エネルギー対策



取組	内容	
		<p><u>企業の取組や事例に関する情報提供・紹介及びメリットの周知</u> ▶先行企業の取組や先進事例に関する情報提供・紹介を行います。</p> <p><u>脱炭素に関する支援</u> ▶CO₂排出量の把握や、削減目標・計画の策定に関する普及啓発、事業者への意識づけを行います。</p> <p><u>クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進</u> ▶地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促進し、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進します。</p>
脱炭素経営への移行推進		<p><u>脱炭素経営の公表</u> ▶脱炭素経営をCSRやESG経営の一環としてPRし、企業価値や競争力を高めます。</p> <p><u>脱炭素の取組体制の検討</u> ▶専門家等によるアドバイスや社内研修を行い、組織的に脱炭素に取り組む体制を検討します。</p> <p><u>クールビズ・ウォームビズの実施</u> ▶冷房時の室温28℃(目安)・暖房時の室温20℃(目安)でも快適に過ごすことのできるライフスタイル「クールビズ」・「ウォームビズ」の推進します。</p> <p><u>エコドライブの実施</u> ▶駐停車時のアイドリングストップ、交通状況に応じた安全な低速走行等、燃費消費が少なくCO₂削減につながる環境負荷の軽減に配慮した「エコドライブ」を実施します。</p>

基本方針I 省エネルギー対策の推進

施策3 地域における省エネルギー対策




本市の実情に応じた公共交通体系の構築を推進し、公共交通機関等の利便性の向上を図ります。合わせて、市民への普及啓発を行うことで公共交通機関の利用を促進します。

また、自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目します。EV(電気自動車)、FCV(燃料電池自動車)への転換を促進し、併せて充電設備等のインフラ整備を促進します。

取組	内容	
公共交通等の利用促進		<p><u>公共交通機関の利用促進</u> ▶ 関係機関と連携の上、持続可能な公共交通体系の構築に向け、地域に適した手法を検討します。</p> <p><u>自転車の利用促進</u> ▶ シェアサイクルの普及促進、自転車通勤の促進を図ります。</p>
		<p><u>地域バス、電車、デマンド型交通、自転車の積極的な利用</u> ▶ 一人一人ができる身近な温暖化対策として、マイカー利用を控え、CO₂排出を削減するため、積極的に公共交通や自転車を利用します。</p>

基本方針I 省エネルギー対策の推進

施策3 地域における省エネルギー対策

取組	内容	
次世代自動車の導入促進		<p><u>次世代自動車の導入促進や情報提供</u></p> <p>▶市役所や公共施設にEVやPHVの導入を促進します。また、CEV(クリーンエネルギー自動車)等の次世代自動車の導入促進に向けた情報発信や普及啓発、補助金制度の拡充を検討します。</p>
道路交通の対策推進		<p><u>LED道路照明の整備促進</u></p> <p>▶LED道路照明の推進及び整備を促進します。</p>
効率的な物流の促進		<p><u>トラック輸送の効率化</u></p> <p>▶荷主や他の物流事業者と連携し、共同輸配送をはじめとするCO₂排出削減に繋がる輸送方法を推進します。</p>

HV(ハイブリッド車)



PHVやEVより安価、長距離走行可。

PHV(プラグインハイブリッド車)



EVより安価で日常利用時は実質EV同等、長距離走行も可。

EV(電気自動車)



再エネを使えば走行時CO₂排出ゼロ。自宅等で充電可。

FCV(燃料電池自動車)





燃料充填短時間で航続距離が長い。

出典：一般社団法人日本自動車工業会

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

施策1 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

公共施設において再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、行政が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。





取組	内容	
<p>太陽光発電設備・蓄電池等の導入拡大</p>		<p><u>太陽光発電設備等再エネ設備・蓄電池の設置検討(公営企業を含む)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶災害等の停電時に避難者への電力(照明・通信・冷暖房)供給やレジリエンス※の向上を図ります。 ▶太陽光発電設備など、地域内でエネルギーを生み出す再生可能エネルギー設備の導入を推進し、エネルギーの地産地消(地域内での自家消費)による脱炭素化を検討します。
<p>再生可能エネルギー由来電力の導入</p>		<p><u>再エネ由来電力プランへの切替</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶各施設の電力消費量等を考慮して再生可能エネルギー由来電力プランへの切替を検討します。

※ レジリエンス:災害等の非常事態が起きた際の対応力や回復力、しなやかさ。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

施策2 市内への再生可能エネルギー導入・活用推進




住宅や事業所における再生可能エネルギー設備（太陽光発電等）の導入を促進するため、普及啓発、導入支援を行います。

取組	内容	
太陽光発電・蓄電池・ 太陽熱設備の導入促進		<p><u>太陽光発電、蓄電池等の普及啓発及び補助制度の拡充</u> ▶住宅用太陽光・蓄電池の導入促進のための普及啓発や情報発信及び助成制度や税制優遇など制度の拡充を検討します。</p> <p><u>PPA※の情報提供・普及啓発</u> ▶PPAに関する情報提供や普及啓発を行います。</p>
		<p><u>太陽光発電設備等の導入検討</u> ▶新築やリフォーム工事の際に、太陽光発電設備等の導入を検討します。 ▶自社の建物や敷地内（農地、屋上など）への太陽光発電設備等の導入を検討します。</p>
再生可能エネルギー由来 電力への切替促進		<p><u>再エネ由来電力の普及啓発</u> ▶再生可能エネルギー由来の電力プランに関する普及啓発を行います。</p>
		<p><u>再エネ由来電力の切替を検討</u> ▶再生可能エネルギー由来の電力プランへの切替を検討します。</p>

※ PPA: 電力の需要家が提供した土地や屋根等のスペースに、事業者が無償で太陽光発電設備を設置する方法。電気代の節約やCO₂排出の削減が期待できる。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

施策2 市内への再生可能エネルギー導入・活用推進

取組	内容	
木質バイオマス利用の導入促進		<p><u>端材・おが屑等の有効利用</u> ▶製材工場等の木材加工で発生する端材・おが屑を燃料として利用します。</p>
未利用の土地やエネルギー資源の活用検討		<p><u>海洋深層水利用のための技術検討</u> ▶「みえ尾鷲海洋深層水」の低温安定性を利用し、農水産業など幅広い産業分野への活用を図る環境技術研究を検討します。</p>
J-クレジット制度※1/ Jブルークレジット®制度※2 によるカーボンクレジット創出		<p><u>クレジット制度についての情報発信</u> ▶「ゼロエミッションみえ※3」プロジェクトを通じて、「CO₂吸収源対策を契機とした林業等の活性化」を目的に県内の森林由来のJ-クレジット等の認証を進め、クレジットの創出に向けた取組の増加を図ります。 また、ブルーカーボンに由来するカーボンクレジットについても情報提供を行います。</p>



※1 J-クレジット制度:再エネの活動や省エネ、林業や農業などによって削減されたCO₂排出量を「クレジット」として、必要とする相手に販売できる制度。
 ※2 Jブルークレジット®制度:藻場や干潟の保全・再生活動を「CO₂吸収量」として可視化・売買する仕組み。
 ※3 ゼロエミッションみえ:カーボンニュートラルの実現に向けた企業等の積極的な取組を促進することで、県内の産業・経済の発展につなげることを目的に実施。

基本方針3 総合的な地球温暖化対策

施策1 吸収源対策

本市に広がる森林の適正管理を推進し、その担い手の確保や育成を行うことで、二酸化炭素排出量の削減とあわせて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。




また、沿岸域における生態系の保全により総合的な環境保全に取り組みます。

取組	内容	
森林整備の推進・保全・利用		<p><u>健全な森林管理を推進</u> ▶森林地域の地形や地質に配慮しつつ、水源かん養等の公益的な機能を有する良好な森林については、森林所有者等との連携のもと、その保全と育成に努めます。</p> <p><u>林業担い手の育成支援</u> ▶森林を維持管理していくための担い手の確保や育成に努め、持続的な森林管理体制の整備を進めます。</p> <p><u>木材利用、木質化の推進</u> ▶国の「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び県の「三重の木づかい条例」の趣旨に基づいた木材利用、木質化を推進します。</p>
海洋生態系の保全によるブルーカーボン創出		<p><u>沿岸域での藻場再生及び保全活動</u> ▶海域のCO₂吸収量を増加させ、藻場は水産資源の産卵場や生息地としても重要であるため、漁業の持続可能性と環境保全に取り組みます。</p>

基本方針3 総合的な地球温暖化対策

施策2 ごみの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なリサイクルの促進や廃棄物の燃焼処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。






取組	内容	
環境配慮型商品の普及促進		<p><u>環境配慮型商品の普及促進</u> ▶アップサイクル※1製品やリユース商品の普及促進を行います。</p> <p><u>バイオマスプラスチック※2類の普及促進・選択</u> ▶バイオマスプラスチックを市域内に普及させる施策等を推進します。</p>
	 	<p><u>バイオマスプラスチックの優先的な選択</u> ▶商品を購入する際、バイオマスプラスチックを使用した製品を優先的に選択します。 ▶商品や包装に使用するプラスチックにバイオマスプラスチックを導入します。</p> <p><u>廃プラスチックのリサイクルの促進</u> ▶廃プラスチック等の廃棄物について排出を抑制します。容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル等による再生利用を推進することにより、焼却量を削減します。 ▶プラスチック容器包装のリデュース及び廃プラスチックのリサイクルの促進により焼却量の削減に貢献します。</p>

※1 アップサイクル:不用品に手を加え、新たな価値や魅力を付加すること。

※2 バイオマスプラスチック:植物などの再生可能な有機資源を原料とするプラスチックのこと。




基本方針3 総合的な地球温暖化対策

施策2 ごみの減量化・資源化の促進

取組	内容	
食品ロス削減の推進		<p><u>食品ロスの削減の推進・普及啓発</u> ▶学校給食の食品ロス削減を推進することや、食品ロスに関する普及啓発の実施、市民・事業者の取組を推進します。</p>
		<p><u>手前取り・買いすぎ防止の推進</u> ▶手前取りの実施の推進や買いすぎをなくすための冷蔵庫内の事前確認、食べられる分の料理を作るなどの食品ロス対策を実施します。</p>
家庭ごみ・事業ごみの削減		<p><u>ごみの排出削減に係る取組の推進</u> ▶指定ごみ袋制度、環境保全対策資材購入費補助による生ごみ堆肥化の促進など、ごみの減量化に向けた取り組みを進めます。</p> <p><u>市の事務事業における紙やプラスチック製品の使用削減</u> ▶ペーパーレス化を推進し、再生紙や再生プラスチックなど環境配慮製品の購入を推進します。</p>
		<p><u>家庭におけるごみ削減</u> ▶エコバッグやマイボトルを使用し、使い捨てごみの削減を実施します。</p>
		<p><u>過剰包装の抑制やペーパーレス化による社内のごみの削減</u> ▶包装材の簡素化を行い、再生材やリサイクル資源を利用します。</p>

基本方針3 総合的な地球温暖化対策




施策2 ごみの減量化・資源化の促進

取組	内容
<p>資源の有効活用促進</p>	<div style="display: flex; align-items: center;">  <p> <u>地域資源回収活動の推進</u> ▶PTAや子ども会による古紙回収を推進します。 <u>環境保全対策資材購入費補助金の推進</u> ▶生ごみ処理機(コンポスト容器)等の購入費用を補助することで、各家庭での生ごみの堆肥化(リサイクル)を促進し、生ごみの減量化を図ります。 <u>環境学習による次世代への意識継承</u> ▶新たな広域ごみ処理施設の稼働に向け、小中学校での環境学習を実施し、ごみ減量・資源化と脱炭素の重要性について意識の徹底を図ります。 <u>プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進</u> ▶プラスチック製容器包装の分別収集について、消費者への普及啓発を行います。 <u>リユース拠点の常設</u> ▶現在、本市で実施しているリサイクル家具の収集を引き続き継続し、SNS等での情報発信を行い、市民の関心を高め、リサイクル意識の向上を図ることで、ごみの減量化・再利用を促進します。 </p> </div>
	<div style="display: flex; align-items: center;">  <p> <u>リユース商品の活用</u> ▶衣類・家具のリユース、市民参加型のフリーマーケットや回収イベントに参加します。 <u>プラスチック製容器包装の分別</u> ▶リサイクルを促進するため、プラスチック製容器包装の分別排出を実施します。 </p> </div>
	<div style="display: flex; align-items: center;">  <p> <u>プラスチック製容器包装のリサイクルの推進</u> ▶リサイクルを促進するため、分別しやすい容器包装の製造や利用を推進します。 </p> </div>

基本方針3 総合的な地球温暖化対策



施策3 基盤的施策の推進

環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、再生可能エネルギー、森林資源の豊かさやそれを活かす取組について、多様な学習機会の提供に努めます。

取組	内容	
環境学習機会の提供、支援		<p><u>学校における環境学習の推進</u> ▶小中学校を中心とした「山育・木育」、「川育・雨育」、「海育・とと育」等の「尾鷲自然環境プログラム」を実施し、環境保全や自然愛護等についての理解と意識の向上に努めます。</p> <p><u>環境人材育成のための講習会等の実施</u> ▶地域や社会において環境教育・環境学習の指導者となる人材を育成するため、教育の現場や各地域での研修や講習会等を開催し、自立して実践的な活動を行えるよう支援を行います。</p>
		<p><u>環境人材育成のための講習会等の参加</u> ▶地域や社会において環境教育・環境学習の指導者となる人材を育成するための研修や講習会等に参加します。</p>
		<p><u>環境に関する社内研修やCSR活動の実施</u> ▶環境に関する意識醸成のため、社内研修やCSR活動を実施します。</p>

基本方針3 総合的な地球温暖化対策

施策3 基盤的施策の推進

取組	内容	
環境情報の提供		<p><u>多様な媒体の利用</u> ▶市のウェブサイト、SNS、パンフレットや広報、マスメディア等を通じて、環境の現状や対策、市民・事業者に求められる取り組みなどの情報を提供します。</p> <p><u>各種団体の普及啓発</u> ▶自然とのふれあいや環境問題等に対する活動を行っているNPO等の団体、教育機関や事業者、行政等に関する情報提供を行い、市民の参加を促します。</p>
多様な主体との連携		<p><u>専門家、研究者との連携</u> ▶専門家や研究者などと連携し、生物や水質の調査、自然観察会等、各種の環境に関する調査・イベントを開催し、市民が気軽に参加できる学習の機会の場を提供します。</p> <p><u>環境に関するイベントの開催</u> ▶講演会やシンポジウム等の開催、環境家計簿の普及などにより、意識の向上に努めます。</p> <p><u>林業に関する普及啓発</u> ▶本市の林業の歴史を学ぶとともに、「森の取り組み」を通じて、SDGs、FSC※の理念に基づく環境教育・環境学習を展開します。</p>

※ FSC (森林管理協議会) : 世界の森林を適切に管理し、持続可能な利用を推進することを目的とした国際的な非営利団体 (NGO) のことを指し、FSCが運営するFSC認証は、世界で最も広く信頼されている森林認証制度の一つ。

基本方針3 総合的な地球温暖化対策

施策4 気候変動への適応

国の気候変動影響評価報告書では、科学的な知見に基づき、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の7つの分野に整理し、「重大性」「緊急性」「確信度」の3つの観点から気候変動が与える影響について評価をしています。

国の気候変動による影響評価

重大性	影響の程度、可能性、不可逆性、影響のタイミング、持続的な脆弱性または曝露、適応あるいは緩和を通じたリスク低減の可能性の6つの要素を切り口に「社会」「経済」「環境」の3つの観点から評価。 特に重大な影響が認められる「●」、影響が認められる「◆」で表記。
緊急性	影響の発現時期や適応の着手・重要な意思決定が必要な時期に着目。高い「●」、中程度「▲」、低い「■」で表記。
確信度	「証拠の種類、量、質、整合性」、「見解の一致度」の2つの観点で評価。高い「●」、中程度「▲」、低い「■」で表記。

第3章における気象状況の調査結果や国・県の情報を基に、尾鷲市における気候変動の影響が出ると考えられる分野・項目について、以下の影響評価を用いて評価しました。本計画においては、**市への影響度が「A」の項目について適応策を講じることとしました。**

尾鷲市の気候変動による影響評価

A(影響高)	国の影響評価で重大性・緊急性・確信度が●かつ、県の評価において既に現れているまたは将来予測される影響。
B(影響中)	国の影響評価で重大性・緊急性・確信度のいずれかが◆、▲、■であるものの、県の評価で影響が確認されているもの。
C(影響低)	県の評価で影響が確認されていないもの、確認されているが尾鷲市に当該地域特性がないもの。


尾鷲市気候変動影響評価（市への影響度「A」のみ抜粋）

分野・項目			国の評価			県の評価	尾鷲市への影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在/将来予測される影響	
農業・ 林業・水産業	水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態)	●	●	▲		A
		増養殖業	●	●	▲	○	A
		沿岸域・内水面漁場環境等	●	●	▲		A
自然生態系	淡水生態系	湖沼	●	▲	■		A
	海洋生態系	海洋生態系	●	▲	■	○	A
自然災害・ 沿岸域	河川	洪水	●	●	●	○	A
	沿岸	高潮・高波	●	●	●	○	A
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●	○	A
健康	暑熱	死亡リスク	●	●	●	○	A
		熱中症	●	●	●	○	A

基本方針3 総合的な地球温暖化対策

施策4 気候変動への適応


地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、水産業、自然生態系、自然災害、健康等の各分野において対策を実施するとともに、引き続き気候変動が本市にもたらす影響についてモニタリングを行います。

①水産業	
項目	適応への取組
回遊性魚介類 (魚介等の生態)	<ul style="list-style-type: none"> ▶水揚量、漁場水温等を取りまとめ、毎年、統計資料「尾鷲の漁業」を発刊します。 ▶温暖化に伴い、漁獲量が増加傾向にあるブリについて、単価向上を目的に、脂肪率測定、「みえ春ぶり宣言」や「新入職員への春ぶり贈呈」など、「春ぶり」の認知度向上のための情報発信に取り組みます。
増養殖業	 <ul style="list-style-type: none"> ▶尾鷲湾及び賀田湾の養殖漁場の定点の水温、塩分、溶存酸素を毎月1回観測します。 ▶魚類養殖の生産者に対し、飼育状況のヒアリング、体表寄生虫の検査を定期的を実施します。 ▶水産資源の増殖の取組として、種苗放流事業、ヒノキ製間伐材を活用したアオリイカの産卵床設置事業等を実施します。
沿岸域・内水面 漁業環境等	<ul style="list-style-type: none"> ▶三重大学への委託により、沿岸の藻場調査を実施します。また、国の補助事業を活用し、ウニ除去による藻場再生活動を支援します。


基本方針3 総合的な地球温暖化対策

施策4 気候変動への適応

②淡水生態系

項目	適応への取組	
湖沼		<ul style="list-style-type: none"> ▶国指定天然記念物「須賀利大池及び小池」湖畔には希少野生植物が生育しています。これら希少野生植物の生育状況等の把握・保全に引き続き取り組み、適切な管理を進めます。


③海洋生態系

項目	適応への取組	
海洋生態系		<ul style="list-style-type: none"> ▶尾鷲湾及び賀田湾の養殖漁場の定点の水温、塩分、溶存酸素を毎月1回観測します。 ▶水産資源の増殖の取組として、種苗放流事業、ヒノキ製間伐材を活用したアオリイカの産卵床設置事業等を実施している。加えて、三重大学への委託により、沿岸の藻場調査を実施します。また、国の補助事業を活用し、ウニ除去による藻場再生活動を支援します。(再掲)


基本方針3 総合的な地球温暖化対策

施策4 気候変動への適応

④河川

④河川	
項目	適応への取組
洪水	 <ul style="list-style-type: none"> ▶市は、準用河川、普通河川、農業用水路等の氾濫防止対策に努めます。 ▶三重県から提供される、想定し得る最大規模の降雨を前提とした『洪水浸水想定区域図』に基づき、市民の皆様に分かりやすい洪水ハザードマップを作成し、公表します。


⑤沿岸

⑤沿岸	
項目	適応への取組
高潮・高波	 <ul style="list-style-type: none"> ▶市が管理している漁港の防潮扉の維持管理を行います。


基本方針3 総合的な地球温暖化対策

施策4 気候変動への適応

⑥山地

⑥山地	
項目	適応への取組
土砂流・地すべり等	 <p>▶土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区を記載した土砂災害ハザードマップを更新し、全戸配布や市ホームページ掲載により、土砂災害に関する危険性の周知を図ります。</p>

⑦暑熱

⑦暑熱	
項目	適応への取組
死亡リスク等	 <p>▶広報誌、エリアワンセグ、SNSを活用し、熱中症の予防・対処法の普及啓発を行います。また、市職員を中心に熱中症アンバサダーの取得を進め、職場での啓発や、日常での普及啓発を行うことで、熱中症による健康被害の減少を図ります。</p>
熱中症等	

まずは減らす！

- 電化製品を購入するときは、省エネ型のものを選択する
 - 外出時はできる限り公共交通機関を利用する
 - マイカーを購入する際は、ZEVを選択する
 - 住宅の新築・改築時は、省エネ性能の高い建築に努める
- 等

エネルギーを創る！再エネに変える！

- 太陽光発電システム・太陽熱利用システム・家庭用燃料電池・蓄電システム等の再エネ設備を導入する
 - 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える
 - マイカーを購入する際は、ZEVを選択する（再掲）
- 等

その他にもできることはたくさん！

- エアコンの適切な使用や、暑い日の行動抑制等、熱中症対策をする
 - 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入・注文する
 - 不用となった製品は、資源の集団回収・フリーマーケット等を活用し、再使用・再利用する
- 等

尾鷲市ゼロカーボンシティ！

できることから始めよう！できたらチェック

☑！	アクション内容	CO ₂ 排出削減効果
省エネ	<input type="checkbox"/> テレビを見る時間を短縮する	0.02 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> シャワーに使用する水をこまめに止める	0.10 kg-CO ₂ /回
	<input type="checkbox"/> エアコンを使用する時間を短縮する	0.40 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> 宅配便を1回目の配送で受け取る	0.20 kg-CO ₂ /回
	<input type="checkbox"/> 徒歩で移動する	1.20 kg-CO ₂ /km
	<input type="checkbox"/> 洗濯物を自然乾燥させる	1.10 kg-CO ₂ /回
再エネ	<input type="checkbox"/> 自宅に太陽光設備設置・調理器をIHにする	1,350 kg-CO ₂ /年
	<input type="checkbox"/> 自宅の電力を再エネにする	1,230 kg-CO ₂ /年
	<input type="checkbox"/> 自宅に太陽熱温水器を導入する	120 kg-CO ₂ /年
	<input type="checkbox"/> マイカーを電気自動車にする（再エネ充電）	470 kg-CO ₂ /年
総合	<input type="checkbox"/> 電子書籍を購入して読む	0.60 kg-CO ₂ /冊
	<input type="checkbox"/> 詰め替え洗剤を購入して使用する	0.30 kg-CO ₂ /回
	<input type="checkbox"/> 使用済み食品トレイを資源ごみとしてリサイクルに出す	0.01 kg-CO ₂ /個
	<input type="checkbox"/> 再利用可能な買い物袋（マイバッグ）を使用する	0.02 kg-CO ₂ /回
	<input type="checkbox"/> ペットボトルをリサイクルに出す	0.10 kg-CO ₂ /回
	<input type="checkbox"/> 賞味期限が近い食材を購入して食べる	0.01 kg-CO ₂ /日
<input type="checkbox"/> 食べ残しをしない	0.01 kg-CO ₂ /日	

出典：環境省デコ活データベース及び国立環境研究所カーボンフットプリントと削減効果データブック

まずは減らす！

- クールビズ・ウォームビズを推進し、適切な冷暖房の設定を行う
- 省エネ診断受診や行政の支援制度活用等、診断結果に基づいた活動を実践する
- 会議のオンライン化などWEBを活用し、不要な出張などを控える 等

エネルギーを創る！再エネに変える！

- 太陽光発電システム・太陽熱利用システム・業務用燃料電池・蓄電システム等の再エネ設備を導入する
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える
- 事業用自動車を購入する際は、ZEVを選択する 等

その他にもできることはたくさん！

- 明細や資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う
- 生産・流通・販売時のプラスチックの使用抑制や、過剰包装の抑制を行う
- サマータイム制度を取り入れるなど、従業員の熱中症対策を行う 等

尾鷲市ゼロカーボンシティ！

できることから始めよう！できたらチェック

	アクション内容	CO ₂ 排出削減効果
省エネ	<input type="checkbox"/> オフィスで複合機のスリープモードを設定して使用する	0.40 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> オフィスにおいて照明を使う時間を短縮する	0.10 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> 通勤でバスを利用する	2.9 kg-CO ₂ /回
	<input type="checkbox"/> オフィスでクールビズを実施する	0.30 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> エコドライブを実施する	0.30 kg-CO ₂ /回
	<input type="checkbox"/> エレベーターの代わりに階段を使用する	
再エネ	<input type="checkbox"/> エネルギー利用最適化診断等を受診する	
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を導入する	
	<input type="checkbox"/> 電気契約を再エネ由来電力メニューにする	
	<input type="checkbox"/> 再エネ電力証書を購入する	
総合	<input type="checkbox"/> 紙を両面印刷する	0.01 kg-CO ₂ /部
	<input type="checkbox"/> 4ページを1枚にまとめて印刷する	0.03 kg-CO ₂ /部
	<input type="checkbox"/> 電子契約を実施する	0.04 kg-CO ₂ /回
	<input type="checkbox"/> リサイクルするためにごみを分別する	0.50 kg-CO ₂ /日

事業規模による
省エネ診断や
再エネ提案を活用して
削減効果を
チェックしてみよう！

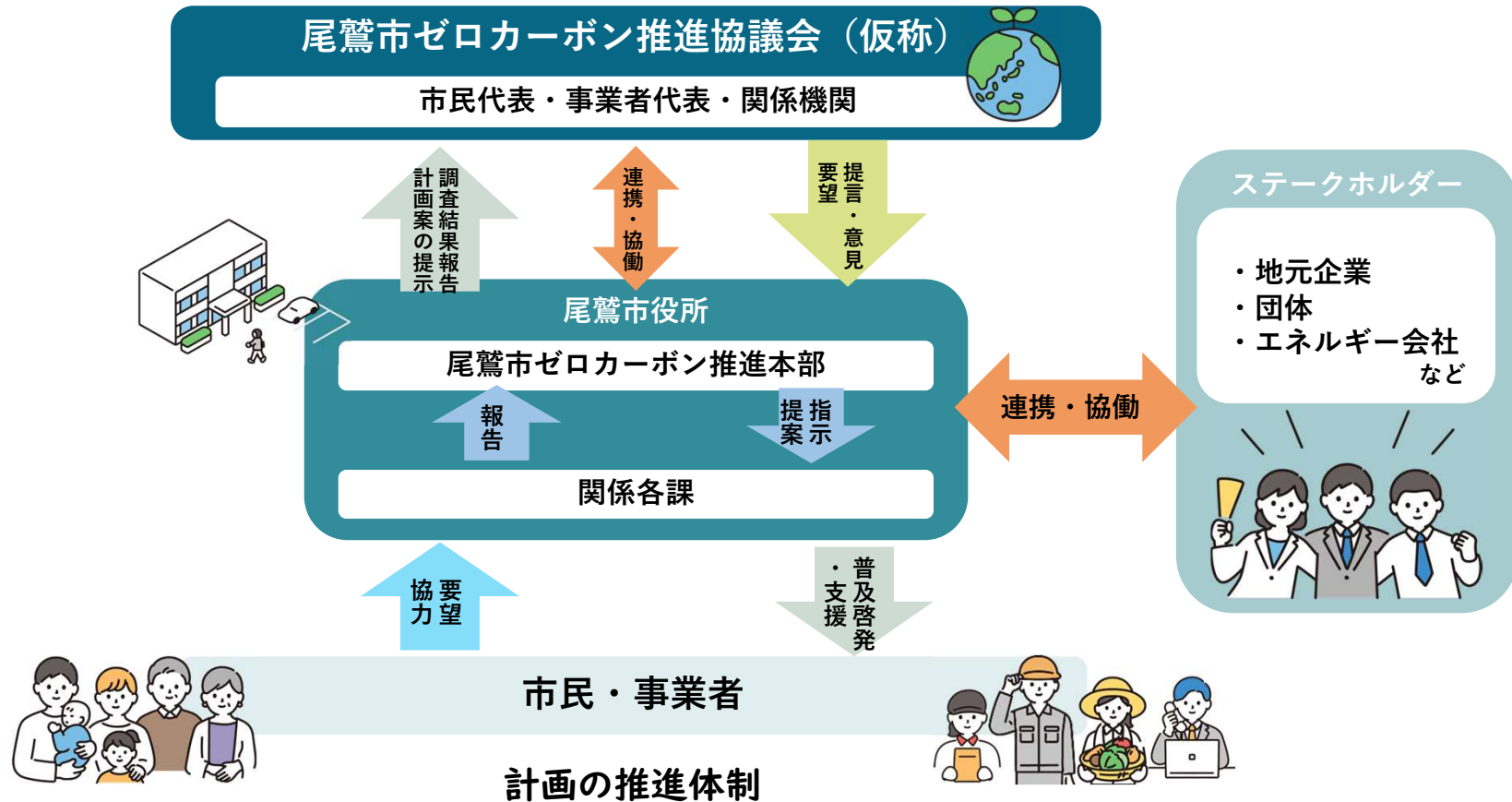
第7章 計画の推進体制・進捗管理

7-1 計画の推進体制

市民、事業者、国、県、他自治体等の様々な主体と連携・協働し、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、下図に示すように市民、事業者、学識経験者で組織する「尾鷲市ゼロカーボン推進協議会（仮称）」を設置し、計画の進捗状況を毎年度報告、評価するとともに、結果については、市のホームページ等で公表を行い、市民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

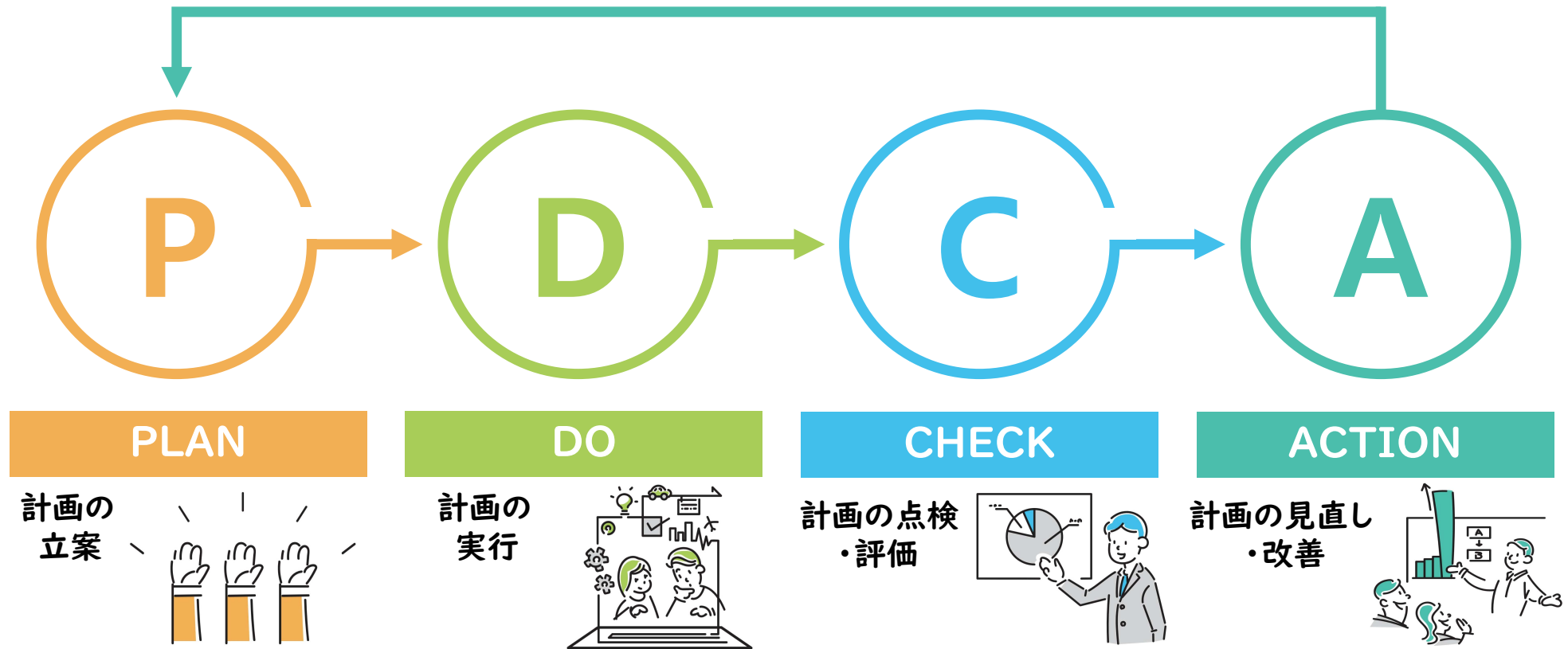
また、進捗状況の評価結果を踏まえ、庁内横断的組織である「尾鷲市ゼロカーボン推進本部」において新たな施策や事業の拡充を検討します。



7-2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、毎年度区域の二酸化炭素排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中であっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、将来像やゼロカーボンシティの実現につなげます。



PDCAサイクル

第8章 尾鷲市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

8-1 計画の基本的事項

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、前計画を改定し、「第3次尾鷲市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「第3次実行計画」という。）を策定することで取組を推進していきます。

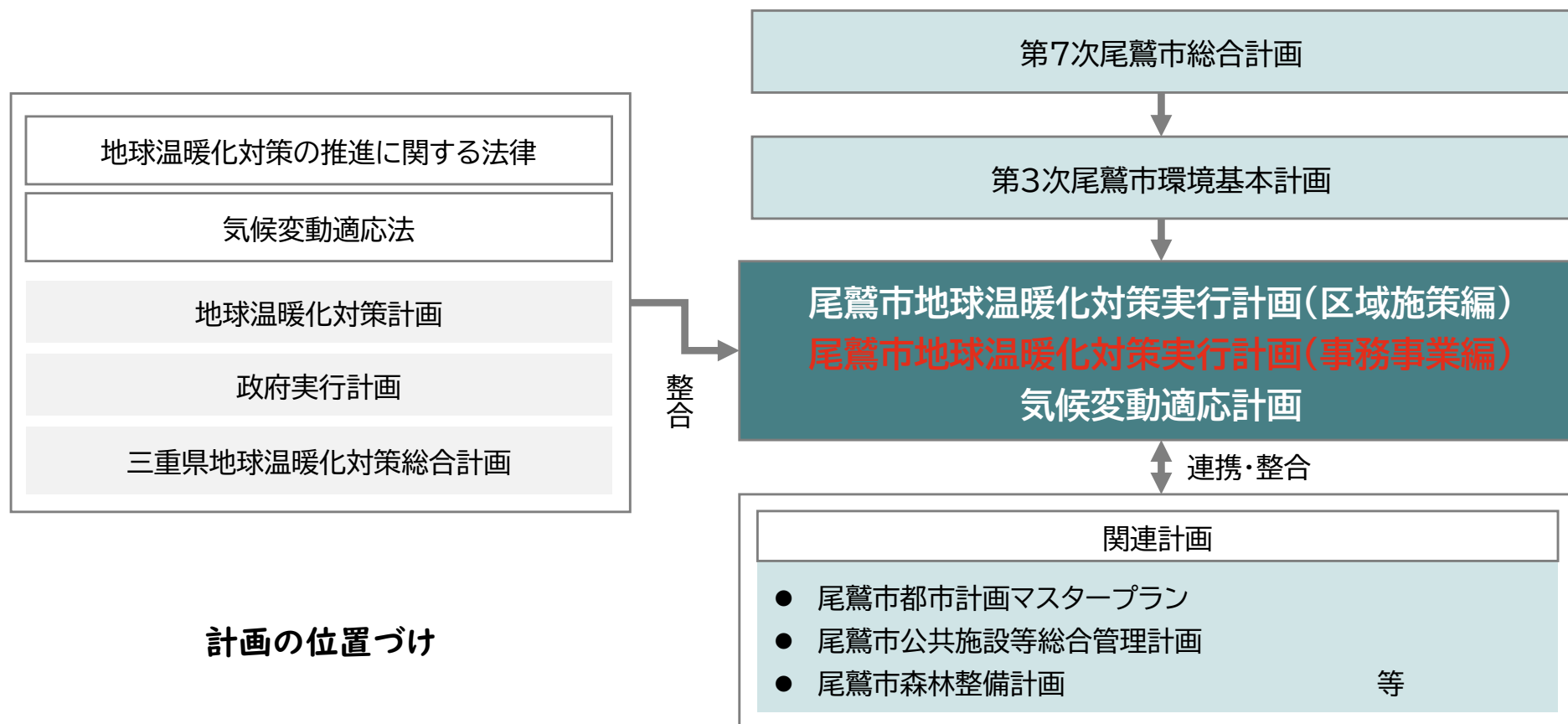
第3次実行計画の策定に伴い、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に基づき、二酸化炭素削減目標等を以下のとおり変更し、「政府実行計画」や「三重県地球温暖化対策総合計画」と整合を図りながら、更なる二酸化炭素の排出量削減に取り組みます。

	第2次実行計画	第3次実行計画
基準年度	2013年度	同左
目標年度	2030年度	同左
対象ガス	二酸化炭素(CO ₂)※	同左
計画期間	2021年度～2030年度	2026年度～2030年度
対象範囲	尾鷲市役所における全事業拠点の事務・事業	

※温対法が対象としている温室効果ガスは7種類（二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）ありますが、第3次実行計画では排出量の多くを占める二酸化炭素のみを対象としています。

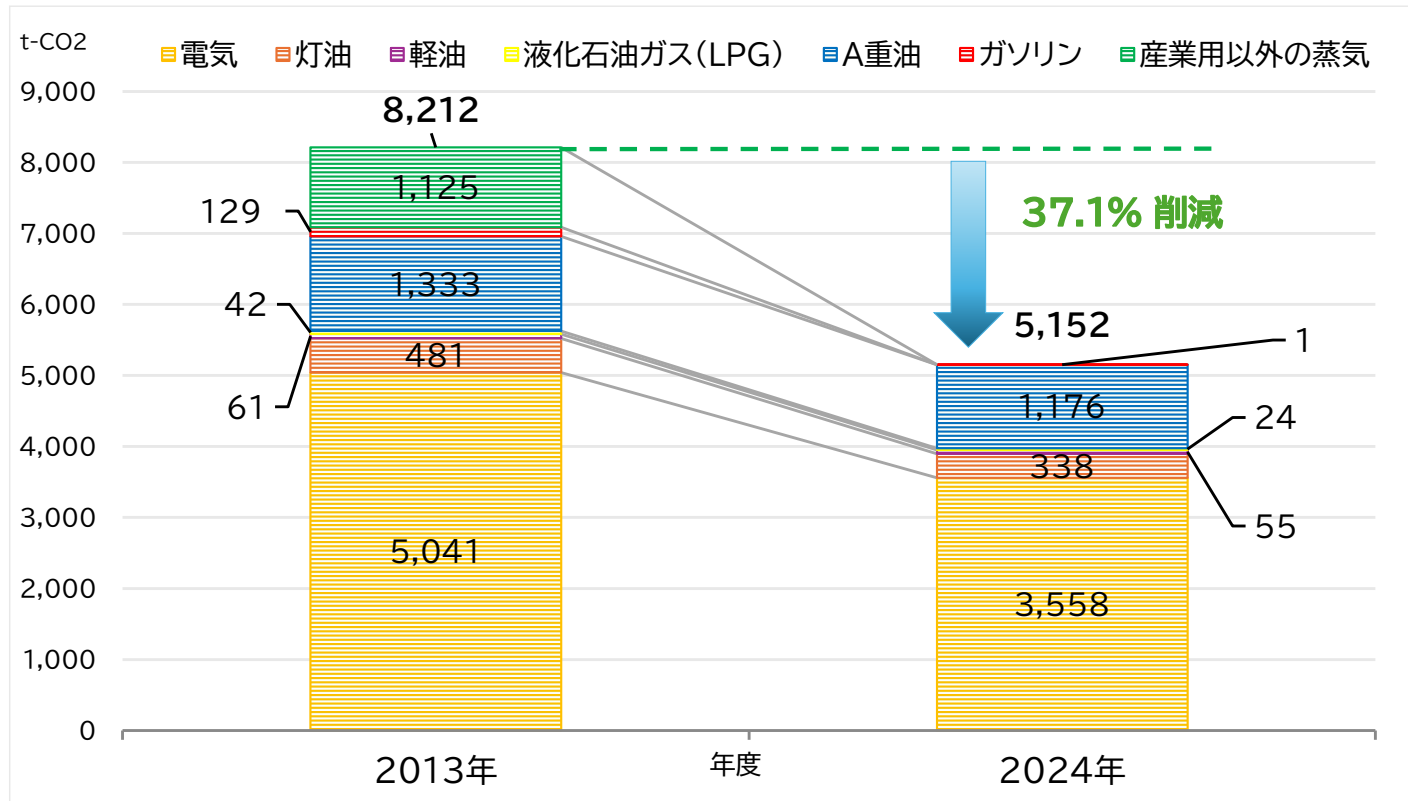
8-2 計画の位置づけ

- 温対法第21条に基づく「**地方公共団体実行計画（事務事業編）**」として策定するものです。
- 国の「政府実行計画」、県の「三重県地球温暖化対策総合計画」との整合を図ります。



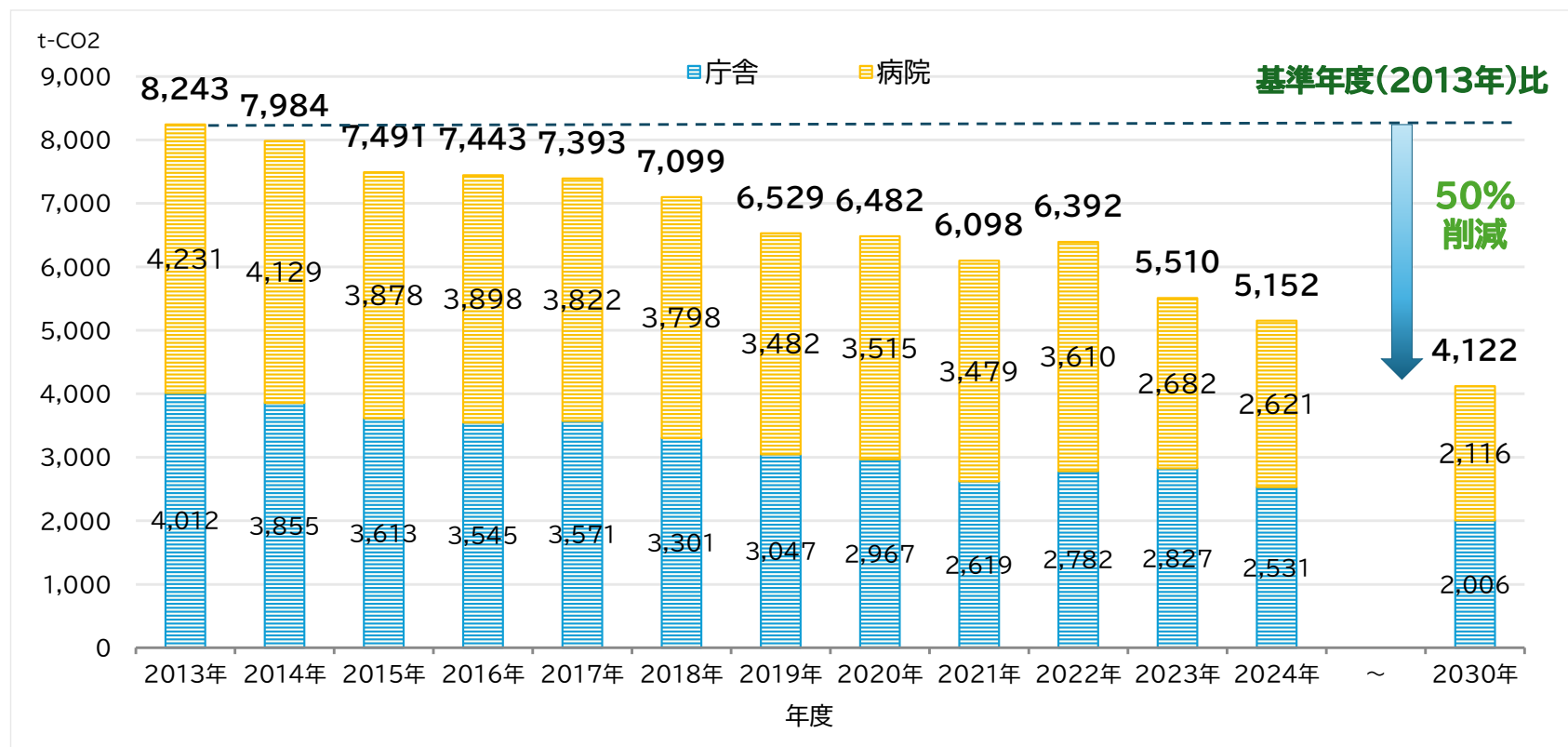
計画の位置づけ

8-3 温室効果ガス排出量の状況・削減目標



基準年度(2013年)と現況年度(2024年)の燃料種類別CO₂排出量

8-3 温室効果ガス排出量の状況・削減目標



各年度におけるCO₂排出量の状況及び令和12(2030)年度の削減目標排出量

	第2次実行計画	第3次実行計画
削減目標(2013年度比)	40%削減	50%削減

8-4 取組方針・取組内容

取組方針

本市では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の基本理念を掲げ、基本方針に則って取り組んでいきます。

● 基本理念

本市は、自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間が「まち」への愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。この豊かな自然を守り育てていくために、本市では、「第3次実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法令・条例等を順守します。

● 基本方針

1. 日常的な取組の推進 職員一人ひとりが事務・事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。
2. 継続的な改善の実施 温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組を推進していきます。
3. 温室効果ガス排出量の状況及び取組成果等を、市内外に広く公表し、市民・事業者への率先垂範となることを目指します。

8-4 取組方針・取組内容

今までの主な取組

項目	取組内容
ICT活用による ペーパーレス化と 業務効率化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶全職員への個人PC導入や、「LoGoチャット」等の庁内コミュニケーションツールの整備・定着を図りました。 ▶資料の電子化や迅速な情報共有が進み、紙の使用量を大幅に削減したほか、業務効率化による移動や残業時間の縮減に伴う省エネを実現しています。
次世代自動車 (EV)の導入	<ul style="list-style-type: none"> ▶公用車として電気自動車(EV)の導入を開始し、車両から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。
継続的な省資源・ 省エネ活動の定着	<ul style="list-style-type: none"> ▶両面コピーの徹底やごみの分別・資源化、空調温度の適正化やこまめな消灯など、日常的なエコ活動を定着させました。

8-4 取組方針・取組内容

尾鷲市の取組(再エネ等)

項目	取組内容
太陽光発電設備・蓄電池等の導入拡大	<ul style="list-style-type: none"> ▶災害等の停電時に避難者への電力(照明・通信・冷暖房)供給やレジリエンスの向上を図ります。 ▶太陽光発電設備など、地域内でエネルギーを生み出す再生可能エネルギー設備の導入を推進し、エネルギーの地産地消(地域内での自家消費)による脱炭素化を検討します。
再生可能エネルギー由来電力の導入	<ul style="list-style-type: none"> ▶各施設の電力消費量等を考慮して再生可能エネルギー由来電力プランへの切替を検討します。
高効率機器(LED照明・空調設備等)の導入	<ul style="list-style-type: none"> ▶公共施設等について、機器の更新や大規模改修の機会を捉え、高効率なLED照明や空調設備等への計画的な切り替えを推進します。 ▶施設全体の徹底した省エネルギー化を図ることで、温室効果ガス排出量の大幅な削減と、維持管理コストの低減に貢献します。

8-4 取組方針・取組内容

職員共通の取組(日常業務編)

項目	取組内容
物品	<ul style="list-style-type: none"> ▶電気製品等の新規購入、レンタルをする際には、省エネルギータイプ[°]で環境負荷の少ないものの購入に努めます。 ▶GX製品[※]の率先調達、グリーン購入を推進します。
節電	<ul style="list-style-type: none"> ▶空調設定温度・湿度の適正化を行います。 ▶使用されていない部屋の空調停止・消灯・電源の遮断を行います。 ▶換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化を行います。 ▶効率的な事務処理に努め、残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。 ▶退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。 ▶OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。 ▶クールビズ・ウォームビズを推進します。
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ▶エコドライブの推進します。 ▶車両を適正に整備・管理し、排ガスの削減に努めます。 ▶公用車から離れる際は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えます。

※ GX製品:GX(グリーントランスフォーメーション)※活動により環境負荷低減が実現された製品・サービスの総称

※ GX:産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をグリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指すこと。

8-4 取組方針・取組内容

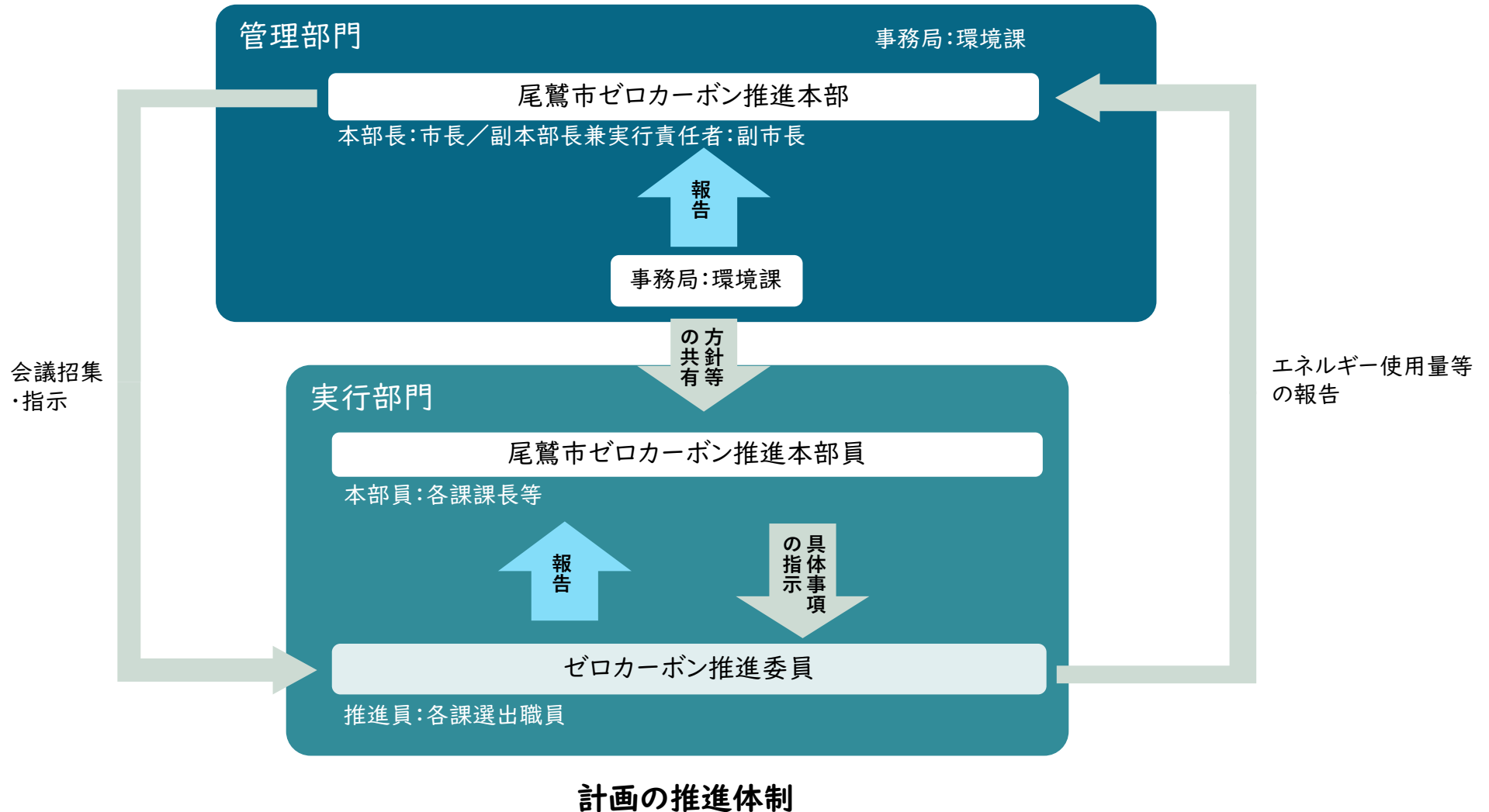
職員共通の取組(省資源推進編)

項目	取組内容
用紙	<ul style="list-style-type: none"> ▶両面コピー、裏面利用を徹底します。 ▶資料の共有化・簡略化・電子化を推進します。 ▶庁内情報システムを有効利用します。
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ▶排出ゴミの分別を促進し、資源化を促進します。 ▶封筒・ファイルの再利用を促進します。 ▶プリンタートナーカートリッジの回収、リサイクルを促進します。
水利用	<ul style="list-style-type: none"> ▶冬季以外の給湯供給期間を短縮します。 ▶日常的に節水を心がけます。 ▶自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努めます。

8-5 進行管理

推進体制

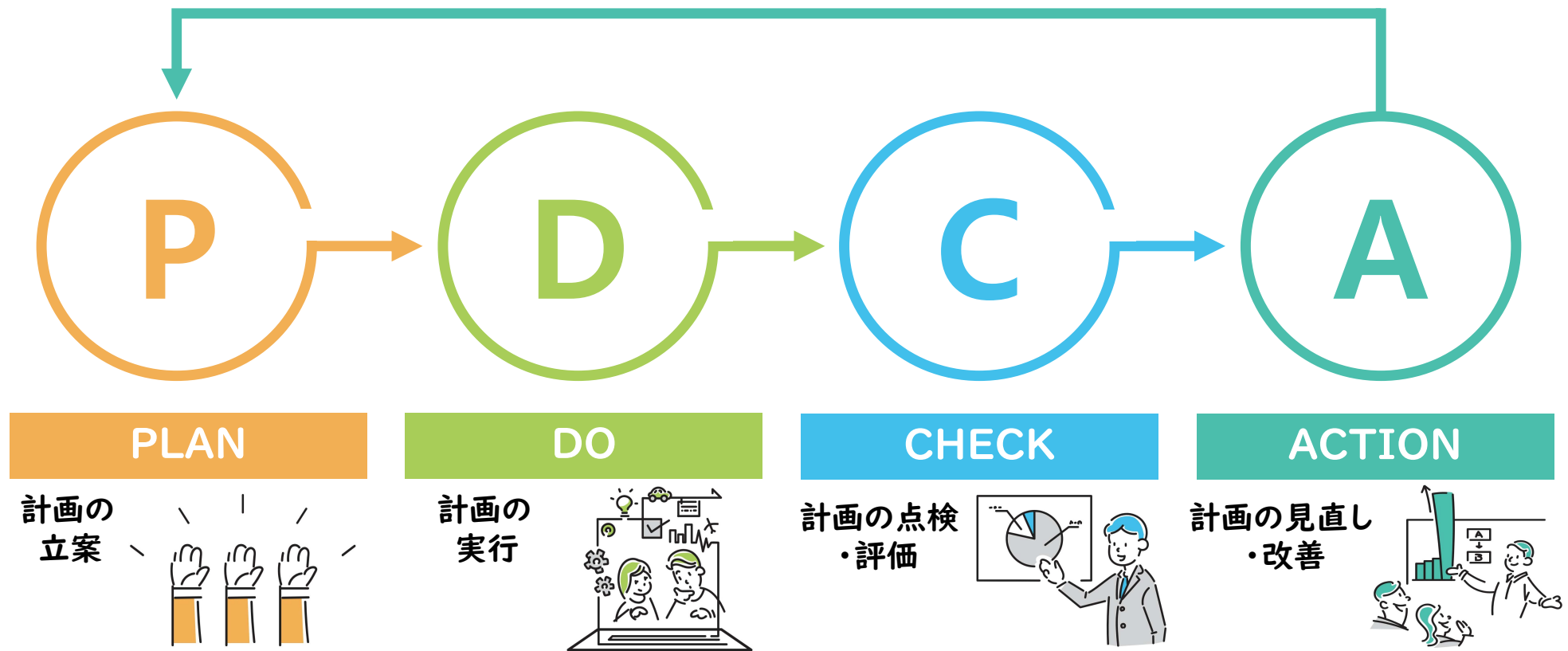
「第3次実行計画」は、次の体制で実施します。



8-5 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルに基づき、毎年度の二酸化炭素排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中であっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、尾鷲市役所の着実な目標の実現につなげます。



PDCAサイクル

8-5 計画の進捗管理

PLAN

課長等(本部員)は、8-3で示した温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性、及び8-4に示した取組の励行等について所属職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減(抑制)に関する取組を励行する。また、課長等はゼロカーボン推進員を課内より1名選出し、事務局に報告する。

ACTION

実行責任者(副市長)は、事務局からの報告に基づき、実行計画の進捗状況等を総括し、本部長(市長)に報告するとともに、課長等(本部員)に対して必要な指示を行う。尾鷲市ゼロカーボン推進本部は、毎年度、計画の進捗状況や取組成果等を評価し、必要に応じて計画の見直しや改善を図る。事務局は、その結果を含め、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、住民に分かりやすい形で公表する

DO

職員等は、課長等(本部員)の指示に基づき、事務執行の際に「職員共通の取組」の事項を着実に実施し、温室効果ガス排出量の削減(抑制)に努める。

CHECK

【ゼロカーボン推進員の実施事項】

所属する課等における取組状況及びエネルギー使用量等を把握し、年に1回事務局(環境課)に報告する。また、実行責任者(副市長)が招集する会議に出席し、その協議内容等を課長等(本部員)に報告する。

【課長等(本部員)の実施事項】

ゼロカーボン推進員からの報告を踏まえ、課内の取組状況を総括するとともに、職員等への周知徹底と継続的な取組の推進を図る。

【事務局(環境課)の実施事項】

各課のゼロカーボン推進員から報告されたエネルギー使用量等の集計を行い、活動総括報告書を作成して、年に1回以上、実行責任者(副市長)に報告する。

8-6 取組チェックシート

項目	取組内容	行っている	時々行っている	ほぼ行っていない	施設・設備上実施不可
物品	▶電気製品等の新規購入、レンタルをする際には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	▶GX製品の率先調達、グリーン購入を推進する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
日常業務編	▶空調設定温度・湿度の適正化を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	▶使用されていない部屋の空調停止・消灯・電源の遮断を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	▶換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	▶効率的な事務処理に努め、残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	▶退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	▶OA機器等の電源をこまめに切るように努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	▶クールビズ・ウォームビズを推進する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
公用車	▶エコドライブの推進する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	▶車両を適正に整備・管理し、排ガスの削減に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	▶公用車から離れる際は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

8-6 取組チェックシート

項目	取組内容	行っている	時々行っている	ほぼ行っていない	施設・設備上実施不可	
省資源推進編	用紙	▶両面コピー、裏面利用を徹底する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		▶資料の共有化・簡略化・電子化を推進する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		▶庁内情報システムを有効利用する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	廃棄物	▶排出ゴミの分別を促進し、資源化を促進する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		▶封筒・ファイルの再利用を促進する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		▶プリンタートナーカートリッジの回収、リサイクルを促進する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	水利用	▶冬季以外の給湯供給期間を短縮する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		▶日常的に節水を心がける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		▶自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

資料編

1 尾鷲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定経過

（1）尾鷲市環境審議会の開催状況

開催日	審議内容
令和7年7月16日（水）	尾鷲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定方針について
令和7年11月20日（木）	基礎調査結果の報告、計画書素案の検討、目標達成に向けた施策の検討
令和8年1月19日（月）	計画書最終案の確認

（2）パブリックコメントの実施結果

実施期間	令和8年2月2日（月）～2月16日（月）
周知方法	尾鷲市のホームページ
閲覧場所	尾鷲市のホームページ、環境課窓口
結果	提出人数1人、提出意見3件

(3) 尾鷲市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)アンケート概要

ア 住民

アンケート期間	令和7年8月12日(火)~9月1日(月)
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の住民1,000名
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	311件・31.1%

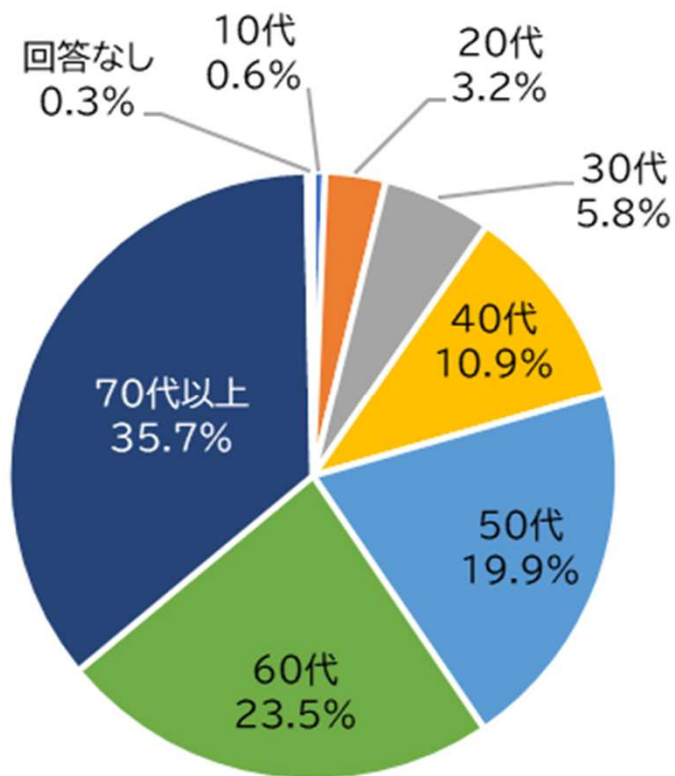
イ 事業者

アンケート期間	令和7年8月12日(火)~9月1日(月)
調査対象	尾鷲市内の事業者100社
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	25件・25.0%

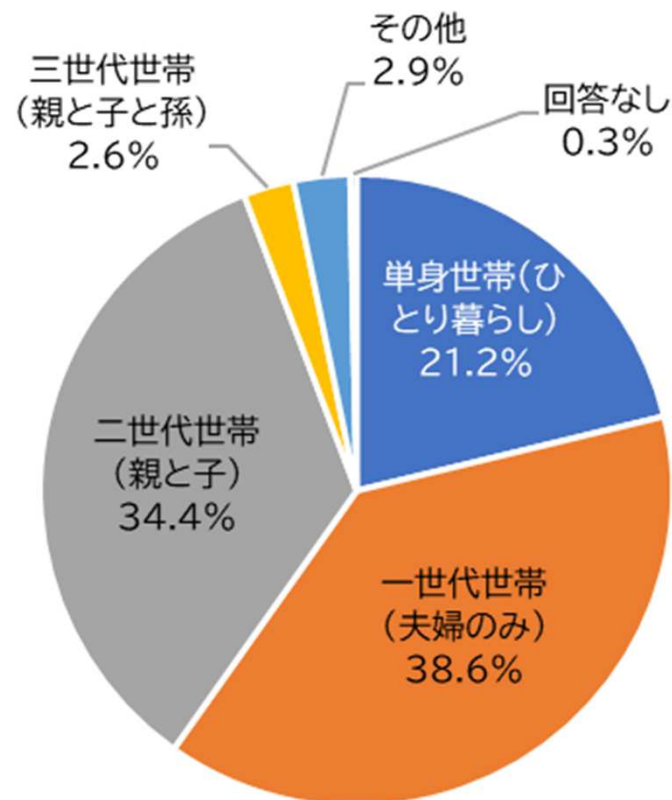
住民アンケート調査結果

【質問1】ご回答者について、該当するものをお選びください。(n=311)

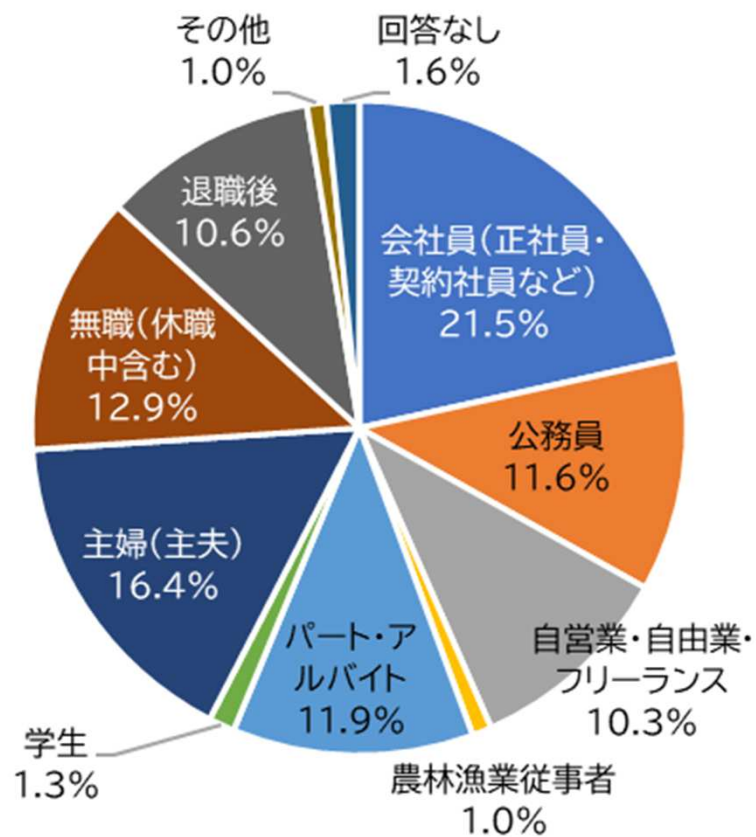
① 年代



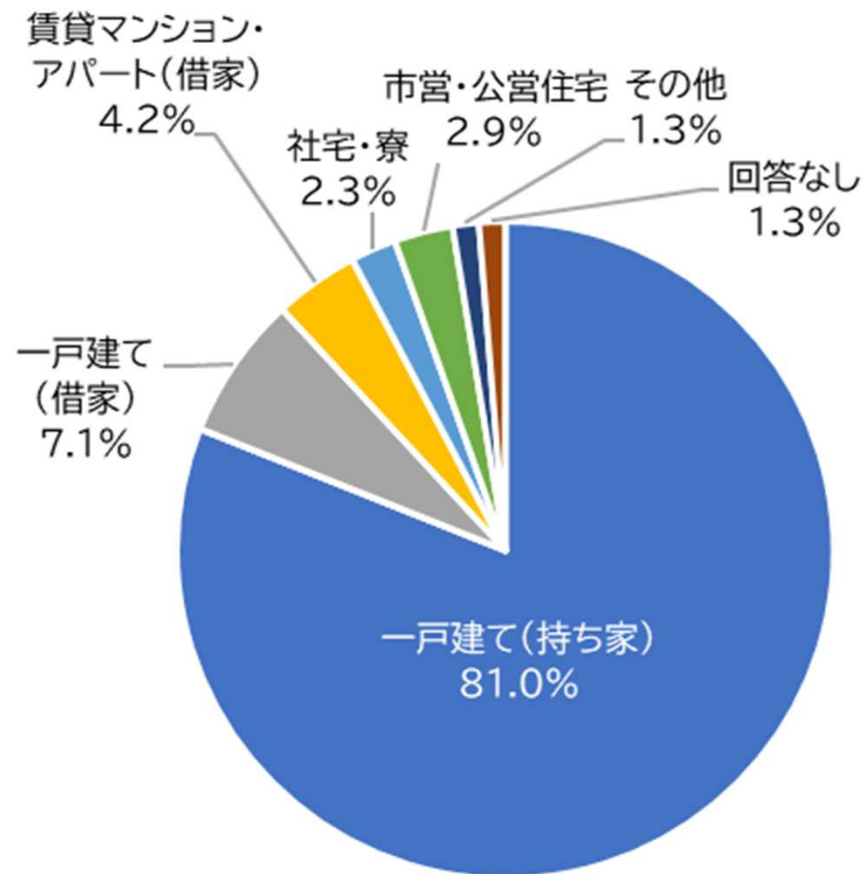
② 世帯人数(回答者を含む)



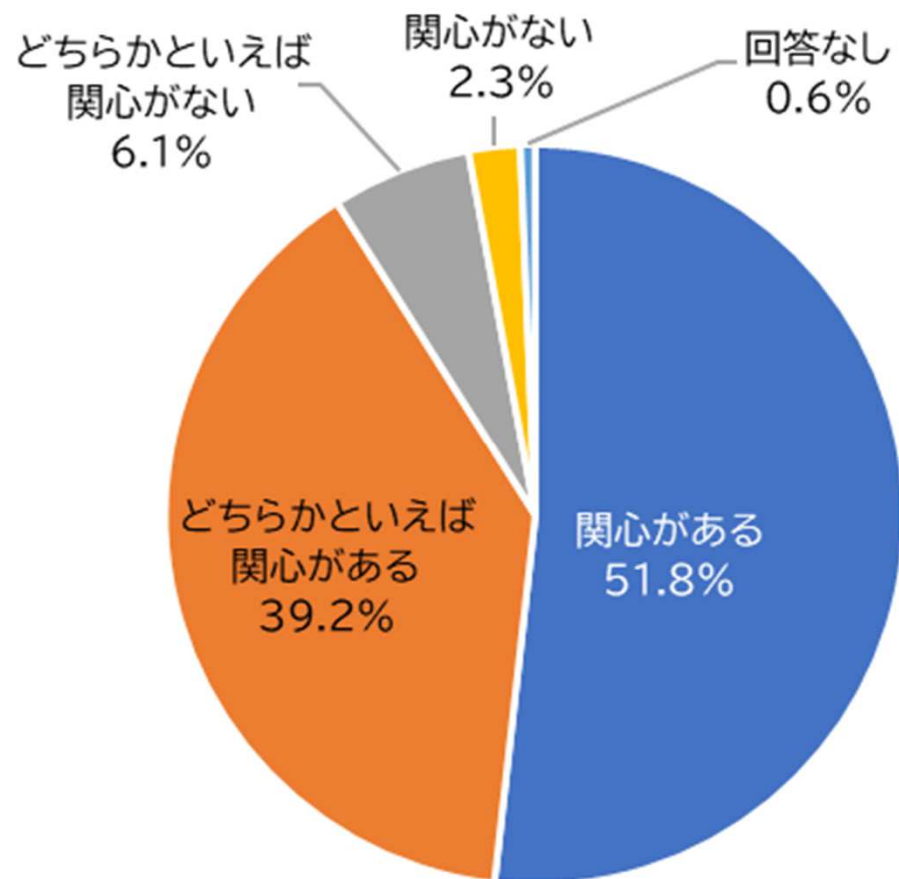
③ ご職業



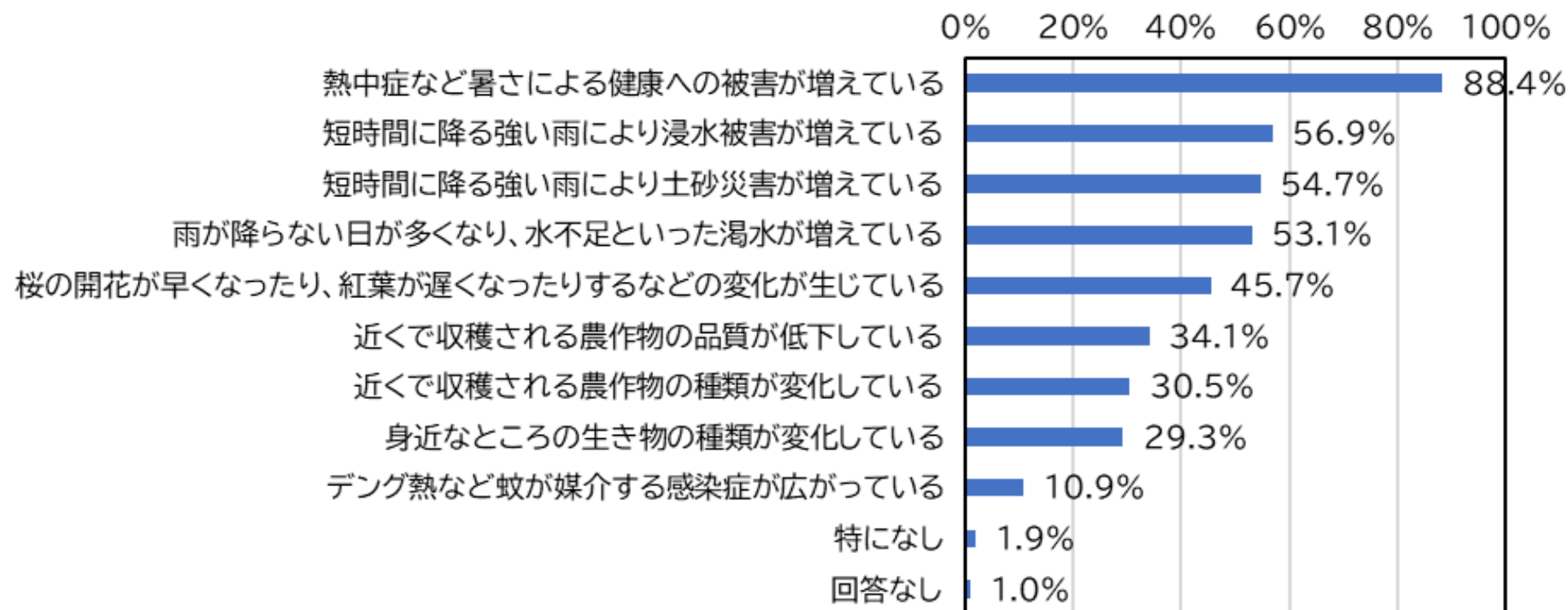
④ 住居形態



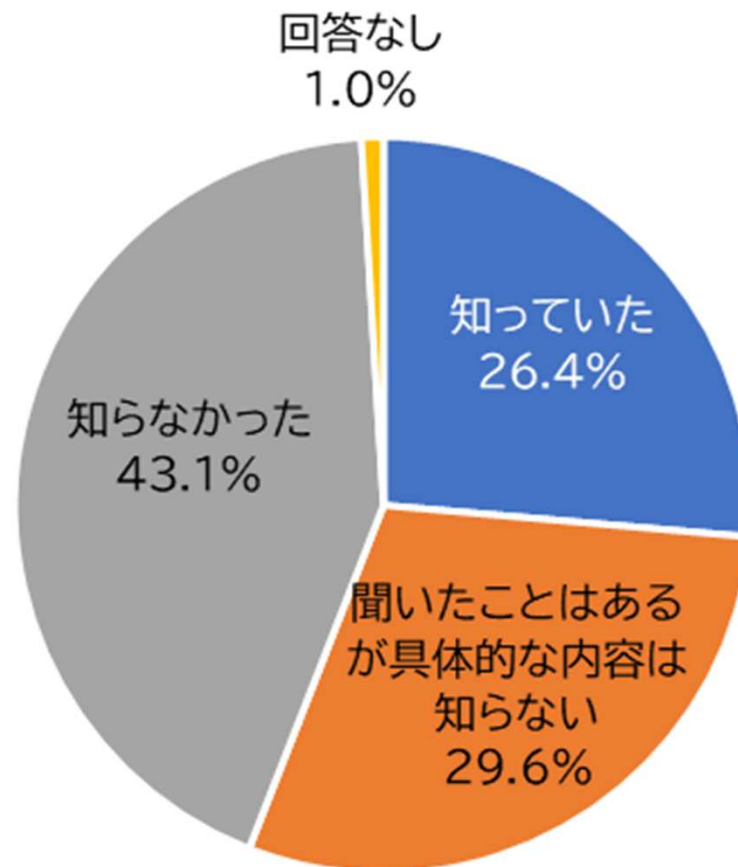
【質問2】あなたは地球温暖化の問題に関心がありますか。(n=311)



【質問3】身近な地域で、ここ数年間でどのような気候の変化による影響が生じていると思いますか。
(複数回答可) (n= 311)

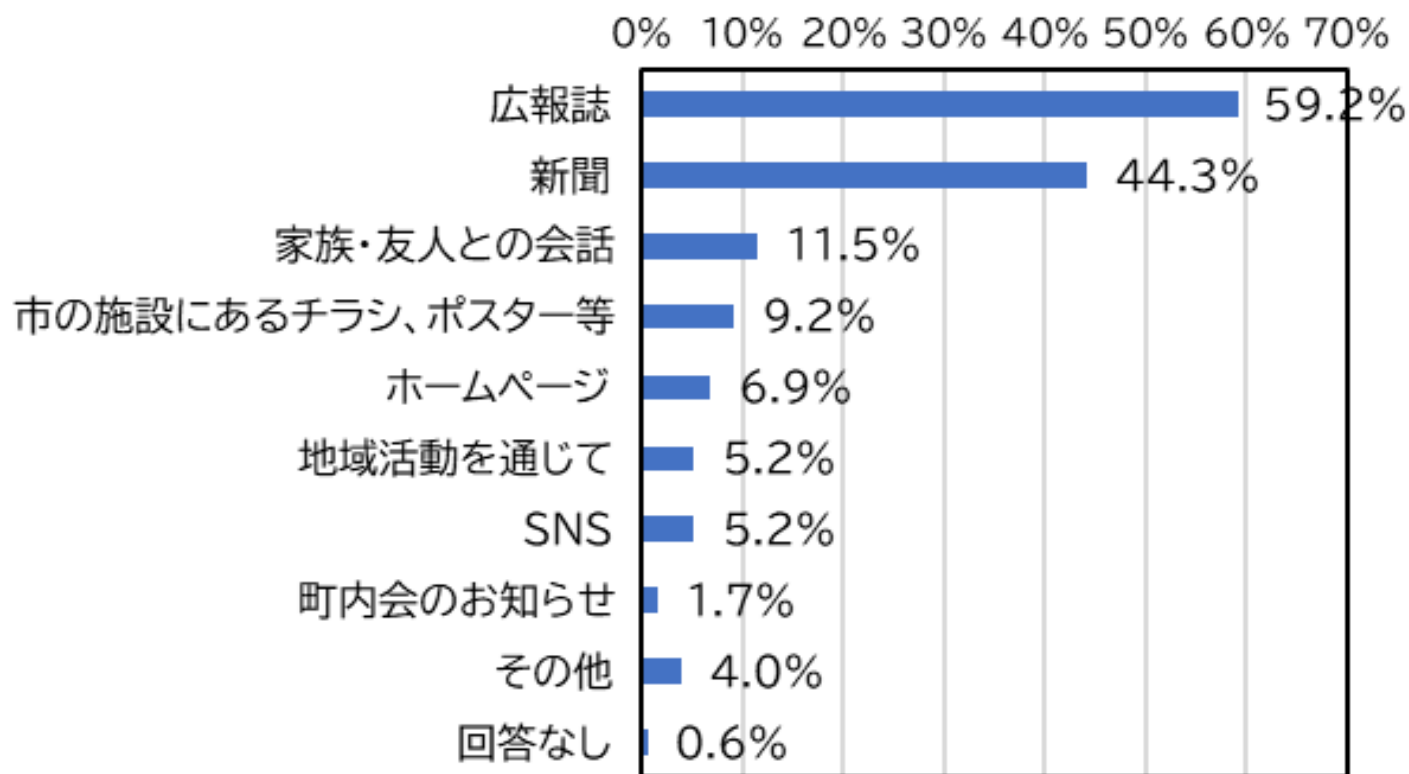


【質問4】あなたは尾鷲市が「ゼロカーボンシティ宣言」を行っていることを知っていましたか。(n=311)

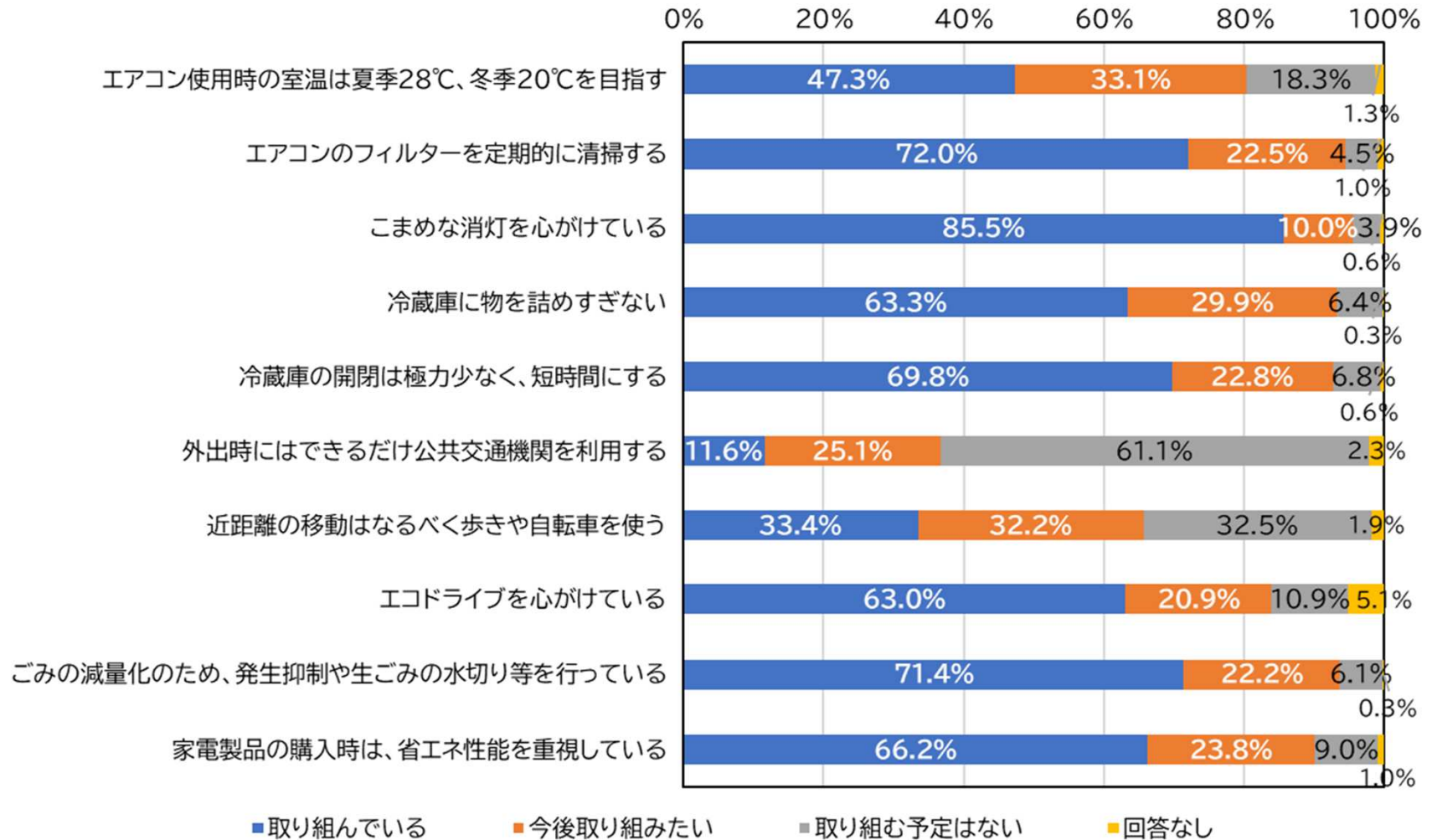


【追加質問】「ゼロカーボンシティ宣言」についてどこで知りましたか。(複数回答可)

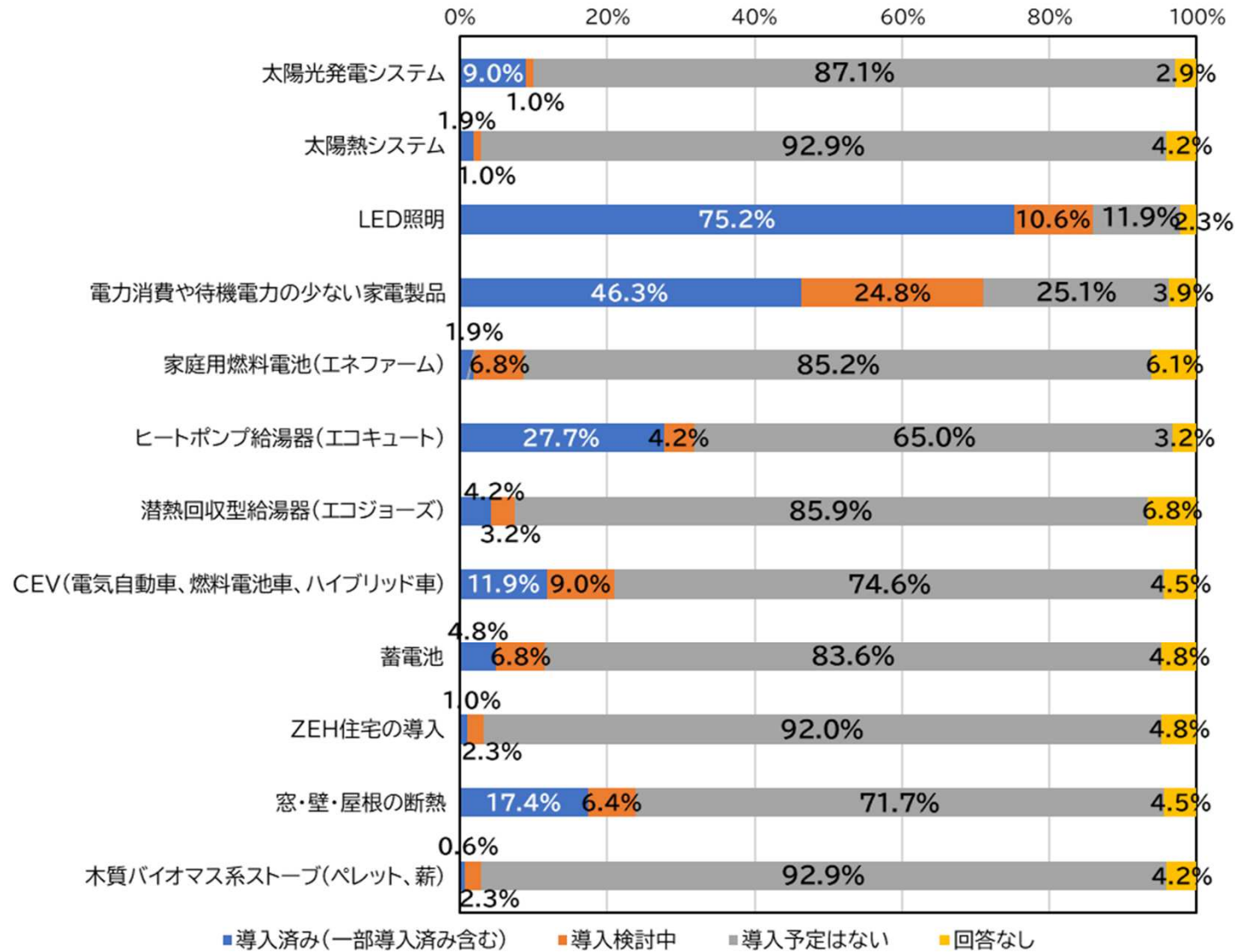
※質問4で「知っていた」もしくは「聞いたことはあるが具体的な内容は知らない」と回答した方のみ (n=174)



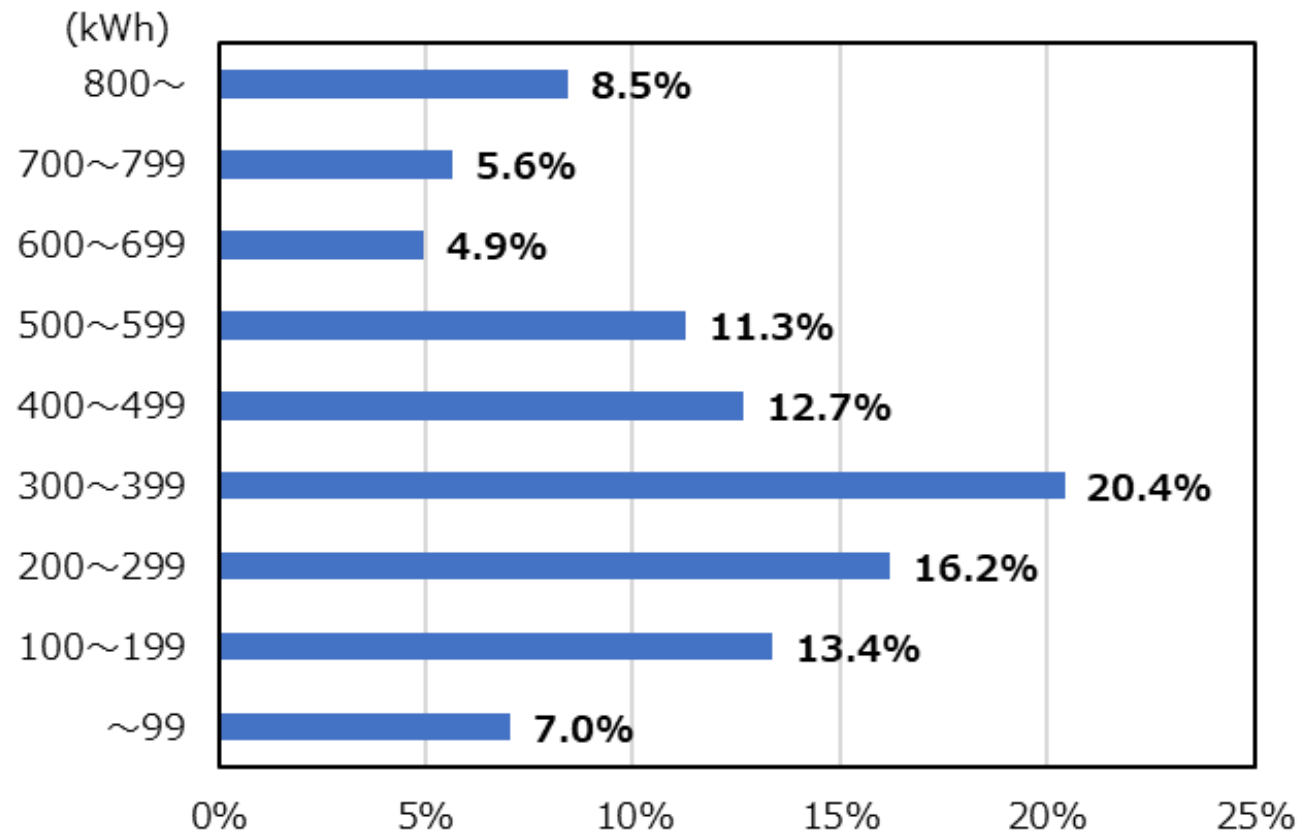
【質問5】あなたは次の環境に配慮した取組を行っていますか。(n=311)



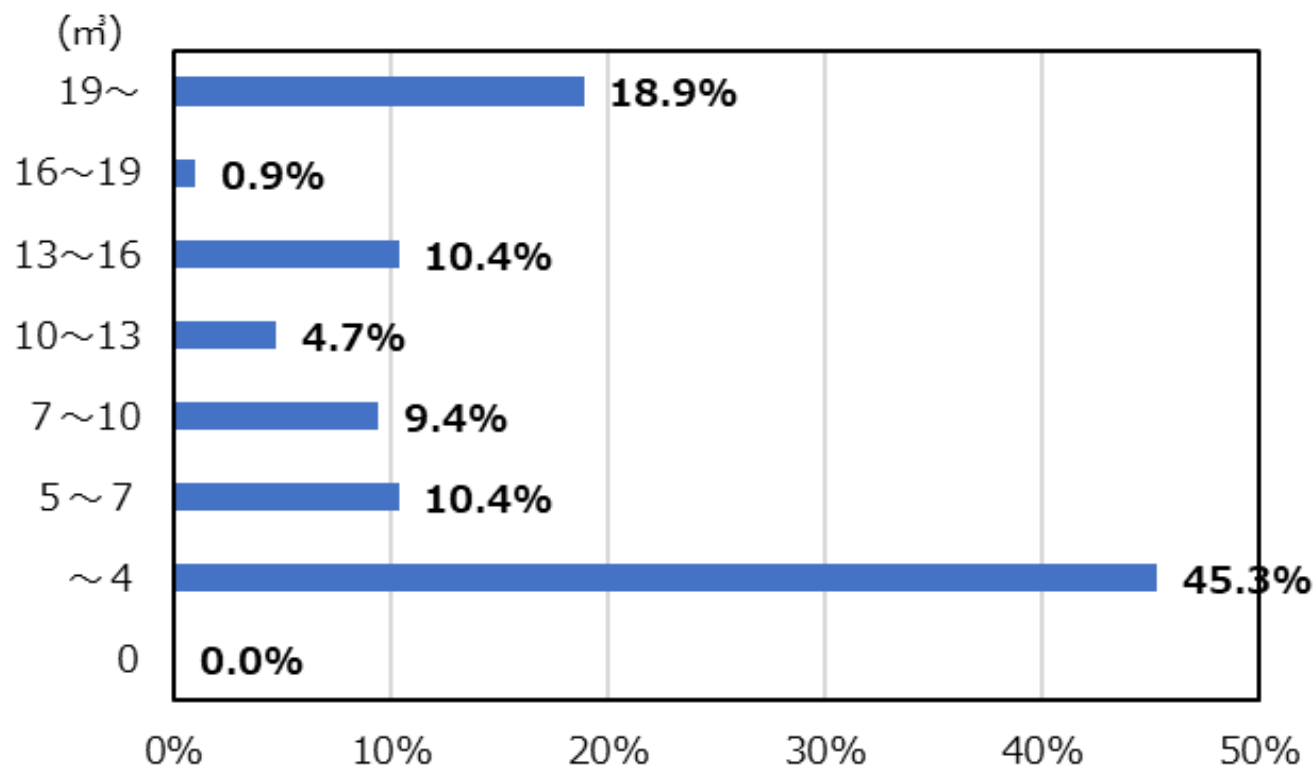
【質問6】あなたは次のような再生可能エネルギー・省エネルギー設備等を導入していますか。(n=311)



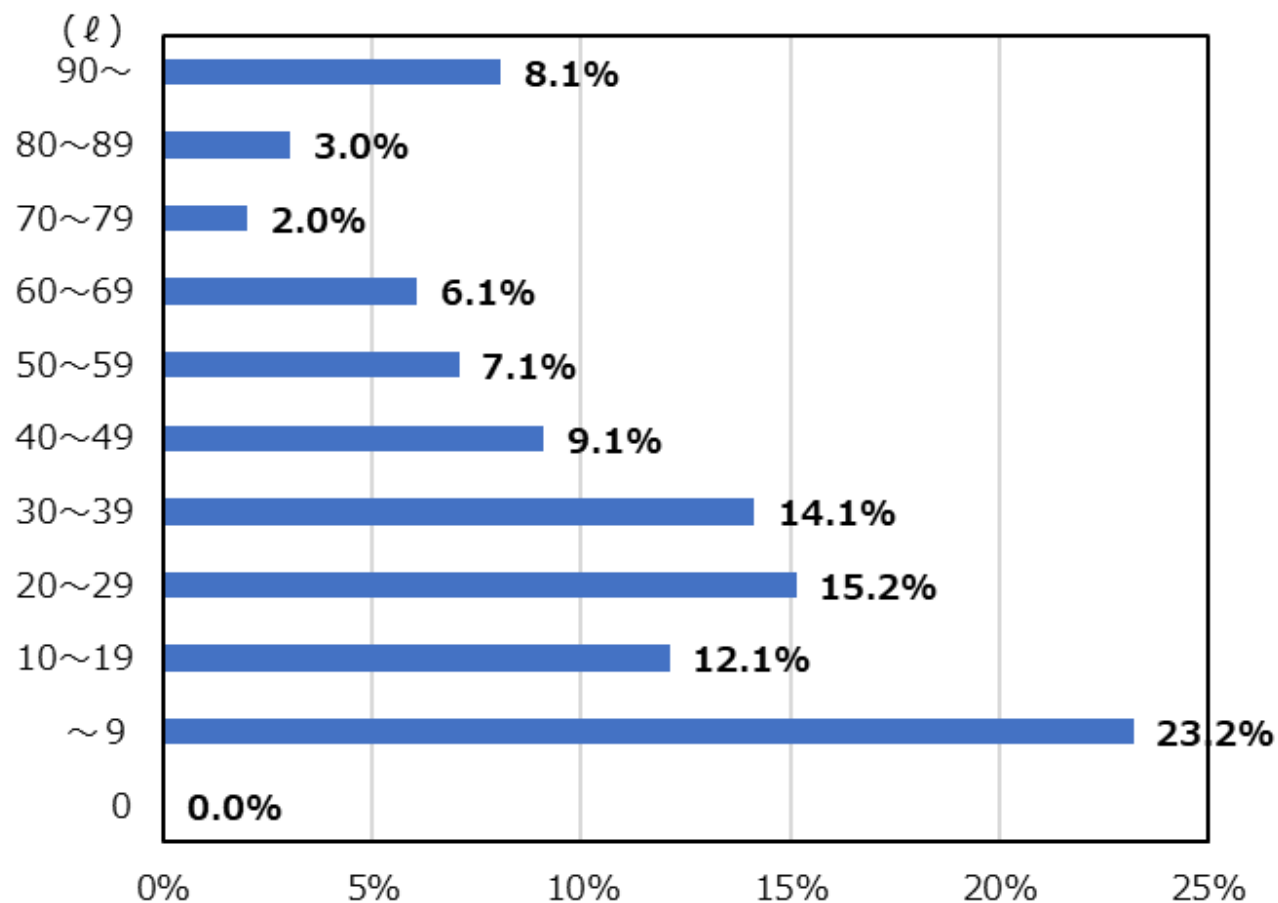
【質問7-1】あなたの1か月あたり（年間の平均値）の電気使用量をご回答ください。（n=142）



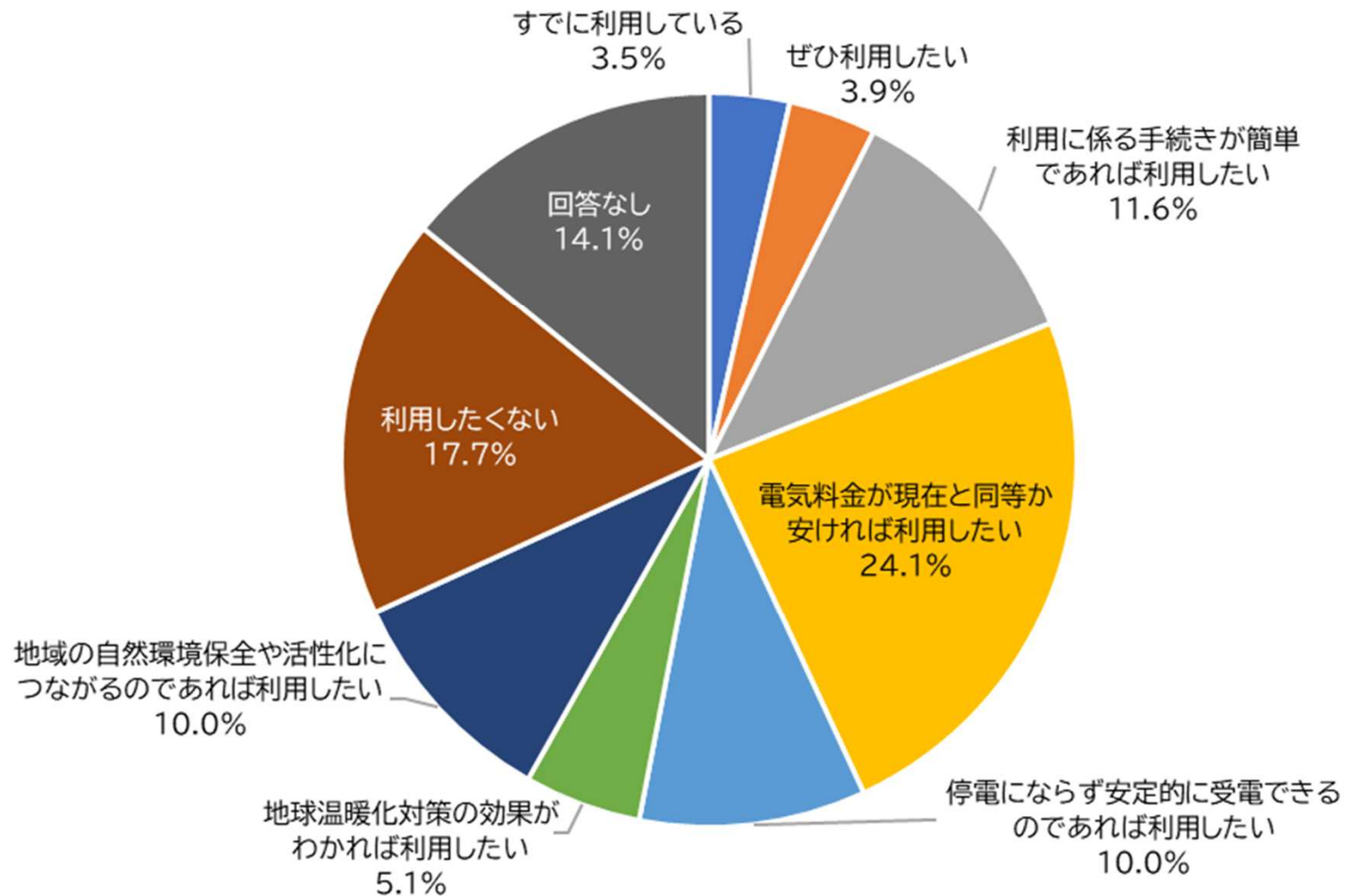
【質問7-2】あなたの1か月あたり（年間の平均値）のガス使用量をご回答ください。（n=106）



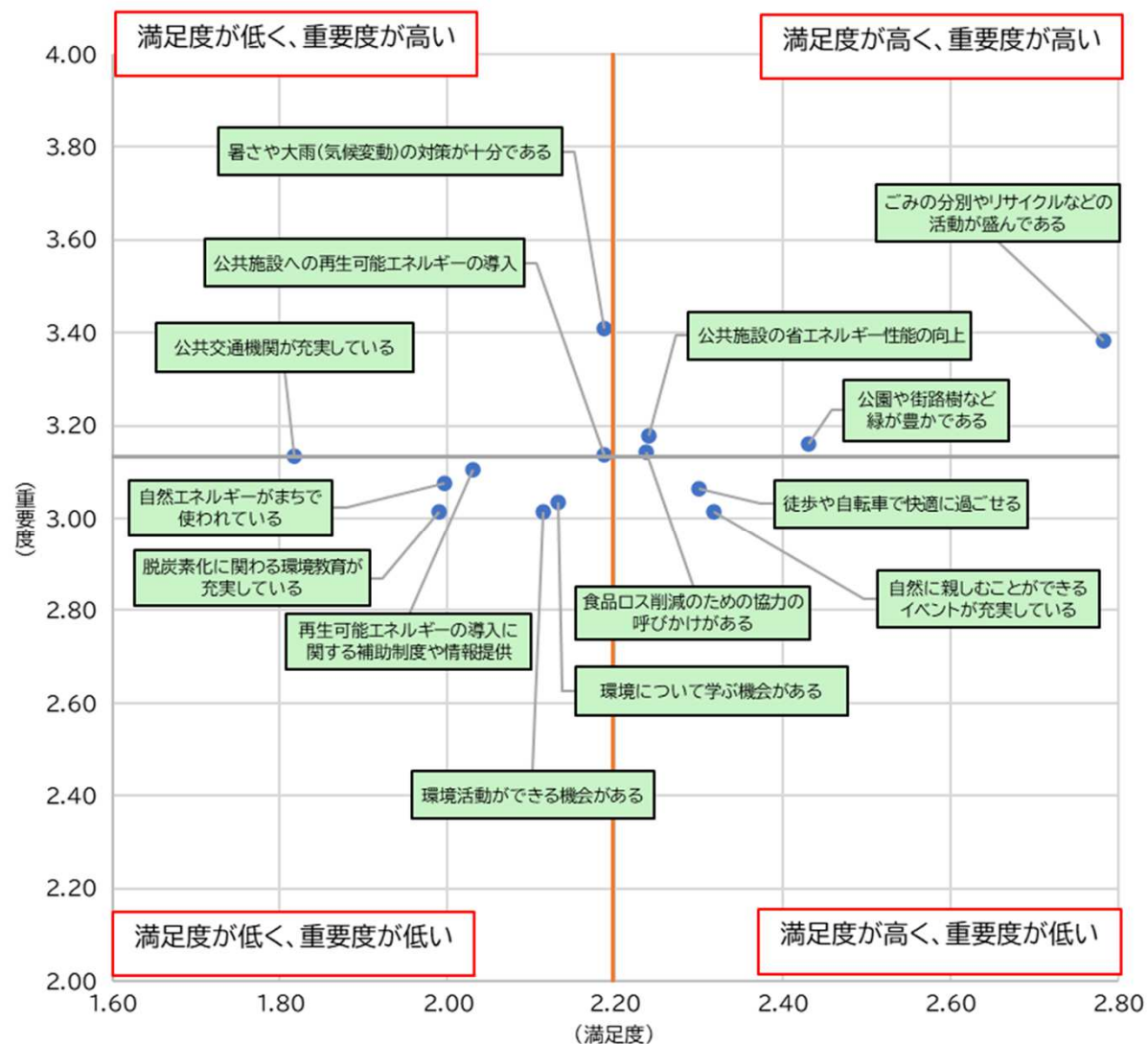
【質問7-3】あなたの1か月あたり（年間の平均値）の灯油使用量をご回答ください。（n=99）



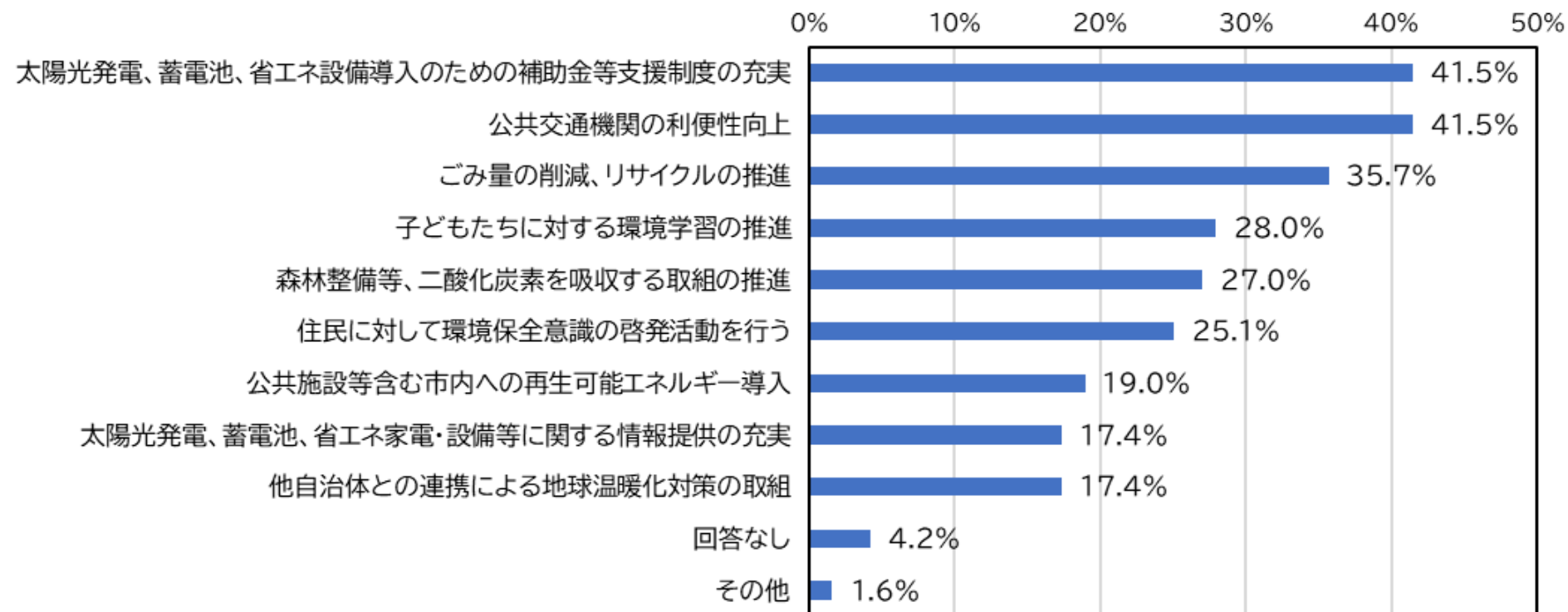
【質問8】現在、多くの小売電気事業者が再生可能エネルギーによって創出された電力を供給する「再エネ電気プラン」を販売しています。このような電力プランを利用したいと思いますか。(n=311)



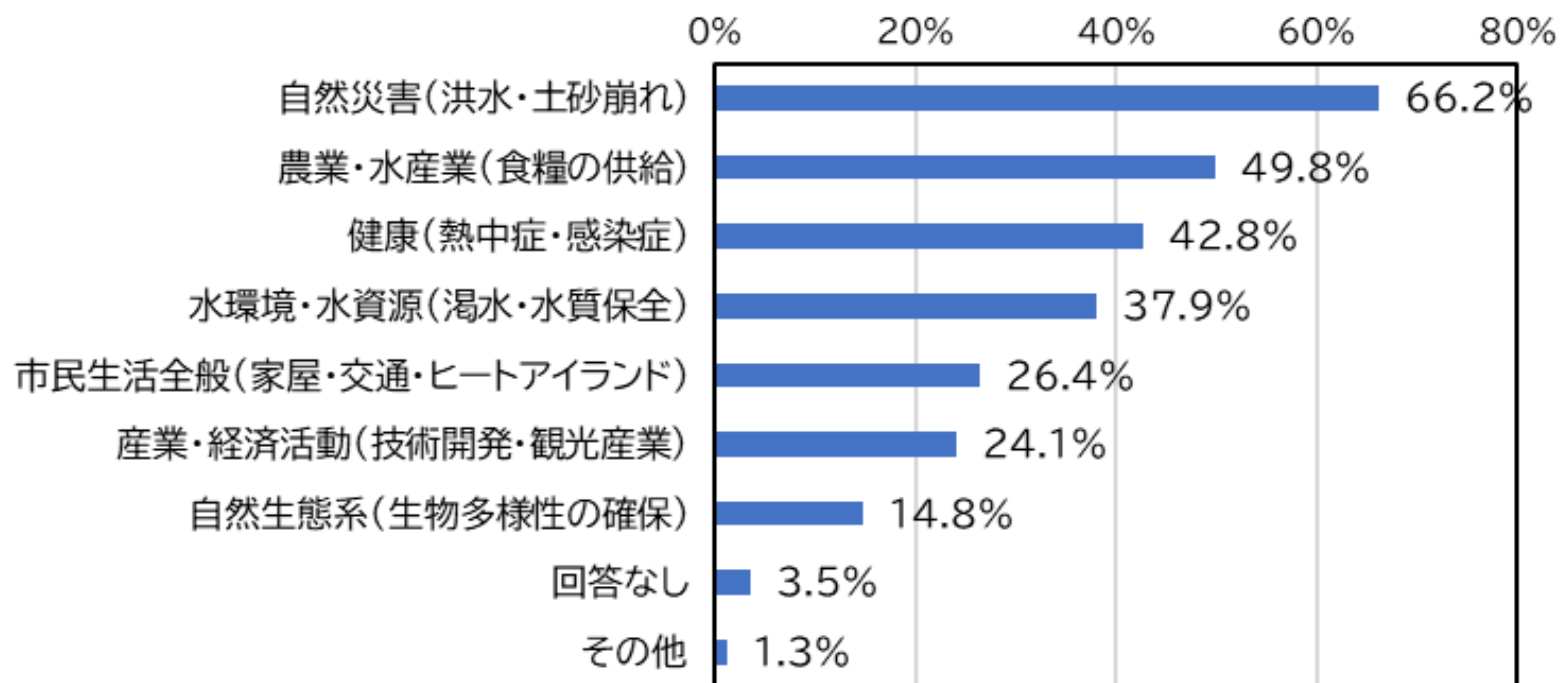
【質問9】あなたは尾鷲市の環境に関する各項目について、日ごろどのように感じていますか。
 (重要度及び満足度調査) (n=311)



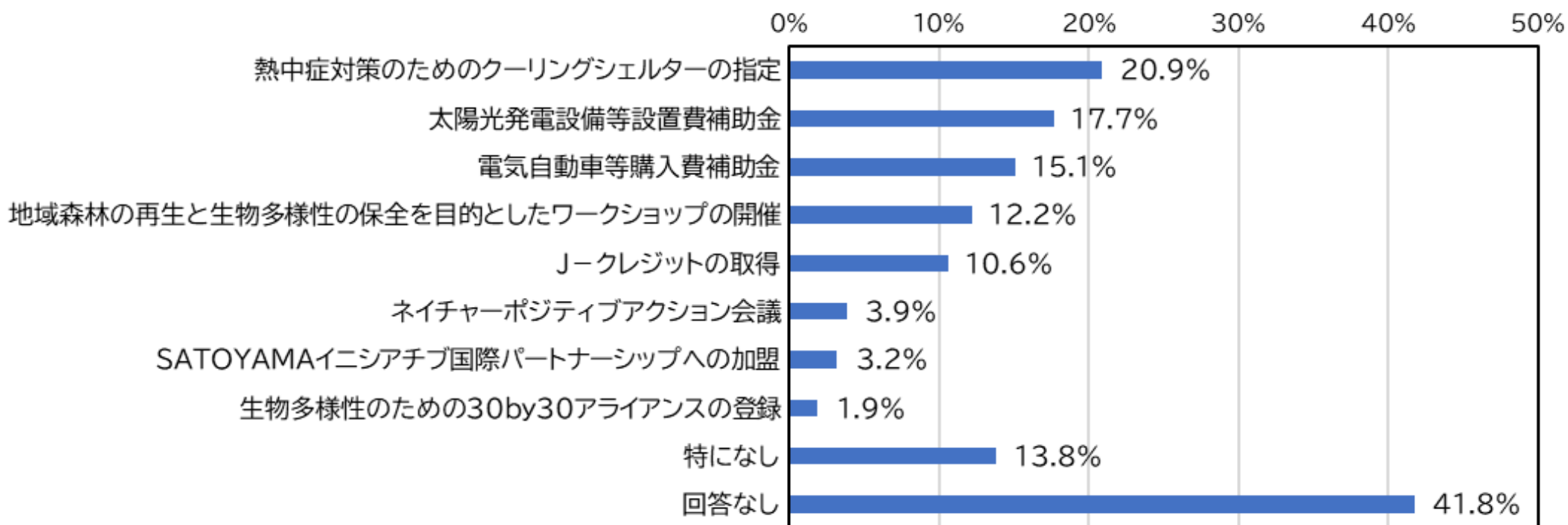
【質問10】地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するため、市に行ってほしい取組は何ですか。
(3つまで回答可) (n=311)



【質問11】地球温暖化に伴う影響(気候変動等)に対処するため、市が優先的に進めていくべき取組はどのような分野だと思いますか。(3つまで回答可)(n=311)



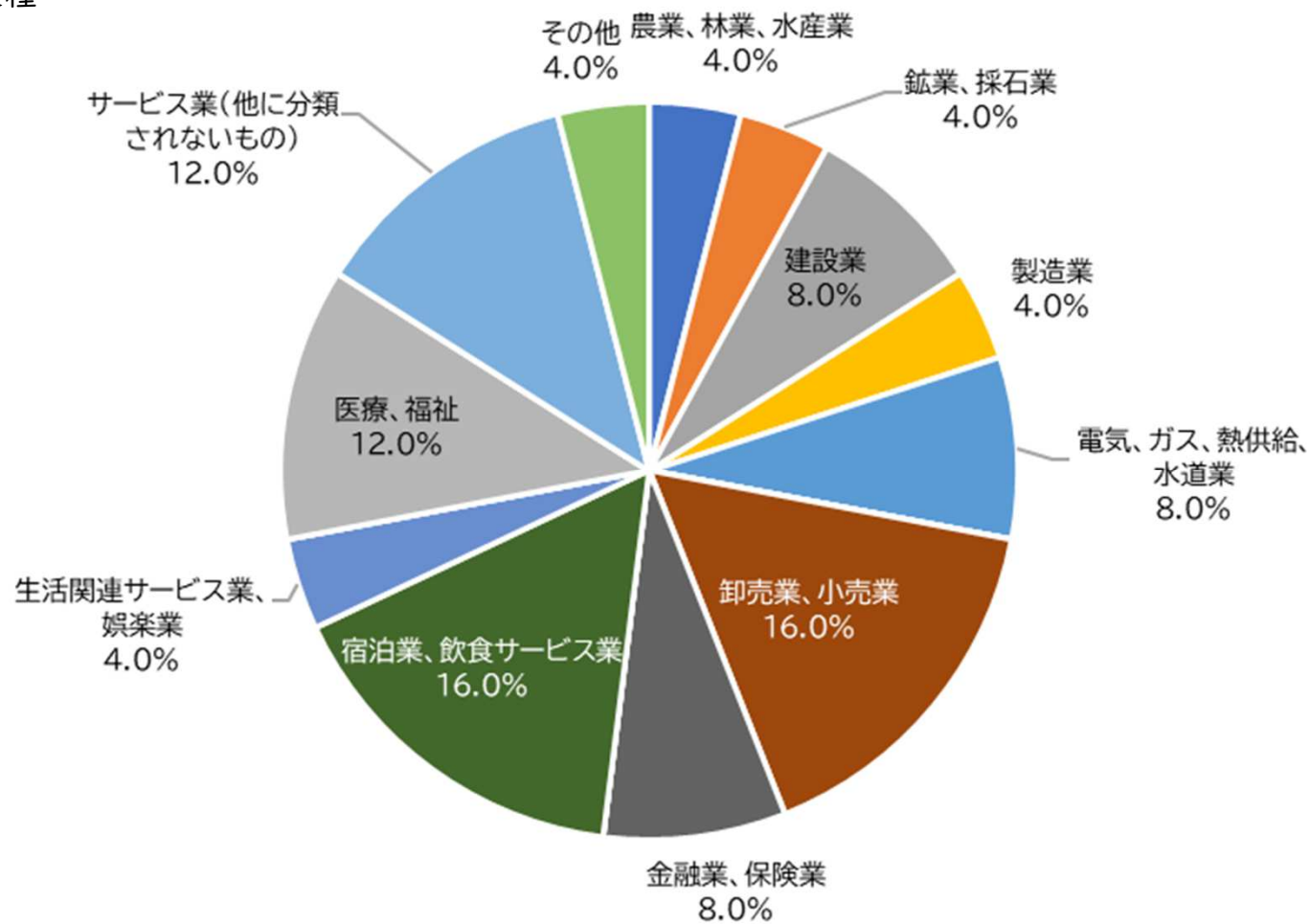
【質問12】尾鷲市が現在行っている脱炭素施策のなかで、ご存じの施策や事業がございましたら該当するものを全てお選びください。(n=311)



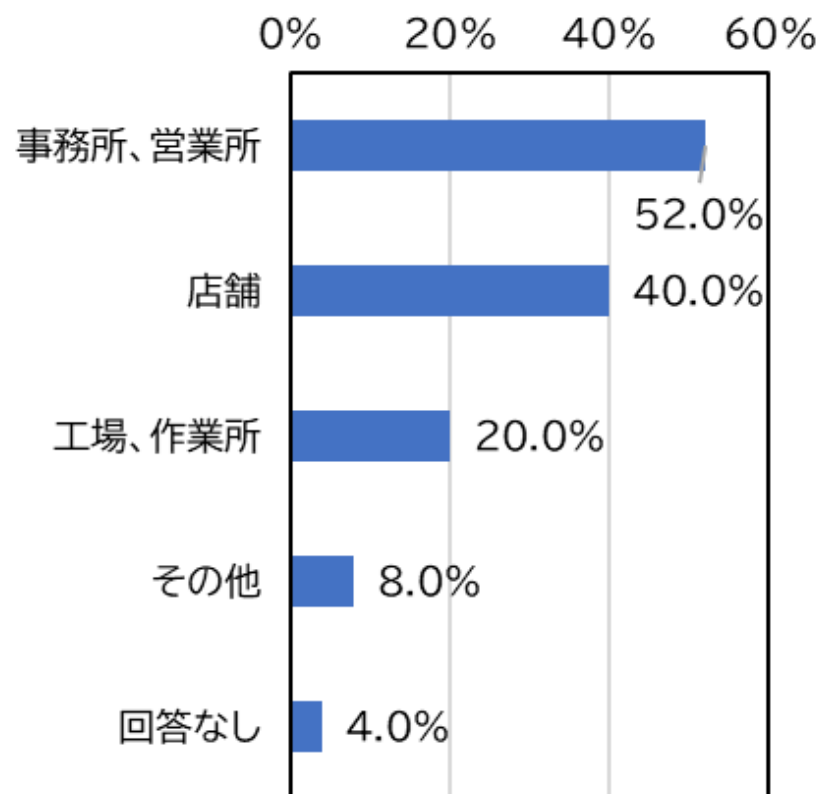
事業者アンケート調査結果

【質問1】貴事業所について、該当するものを選択してください。(n=25)

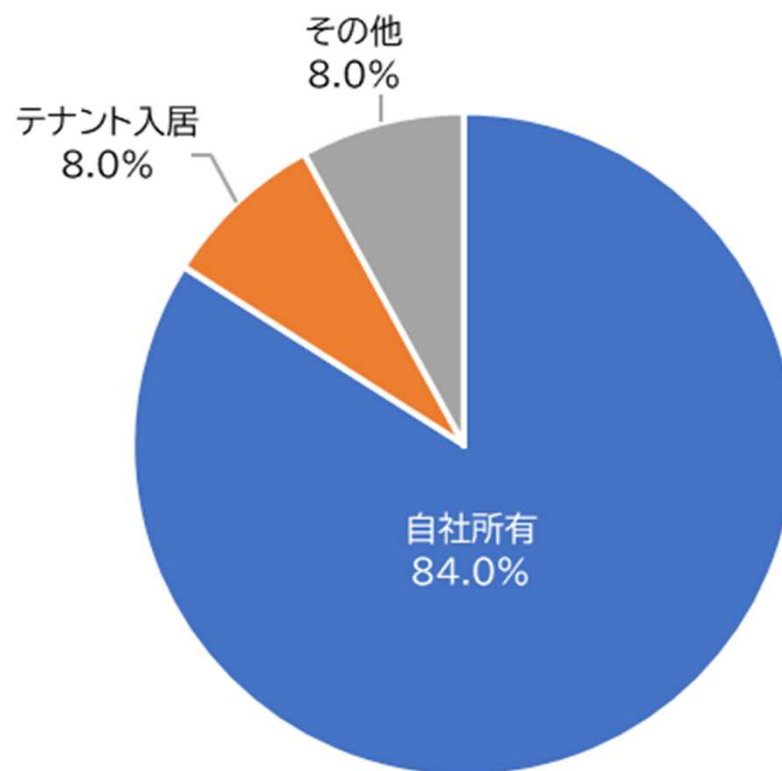
① 業種



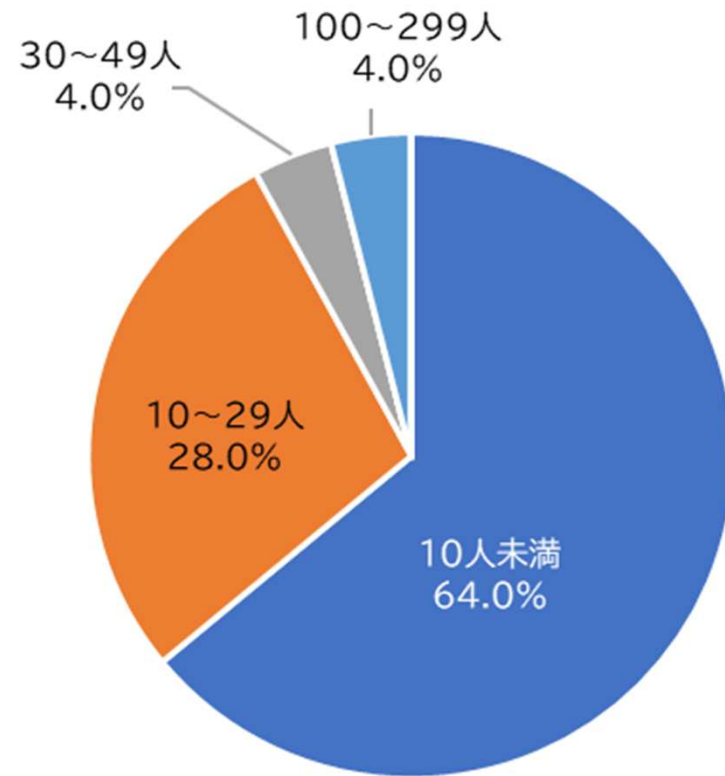
② 事業所の形態（複数回答可）



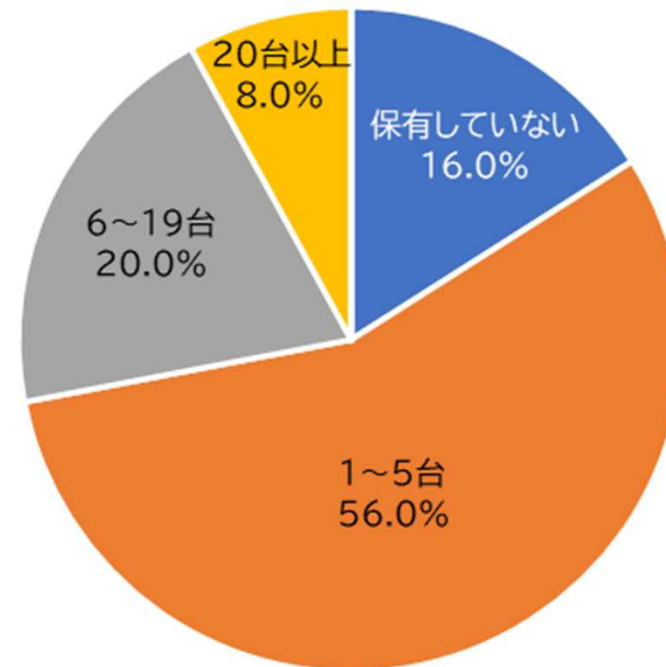
③ 入居形態



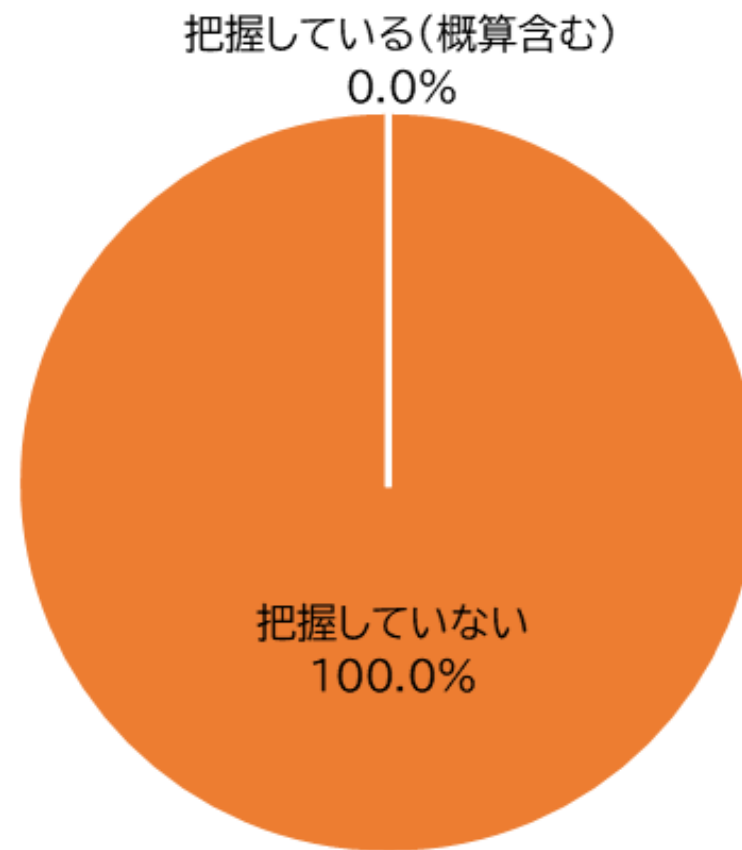
④ 従業員数



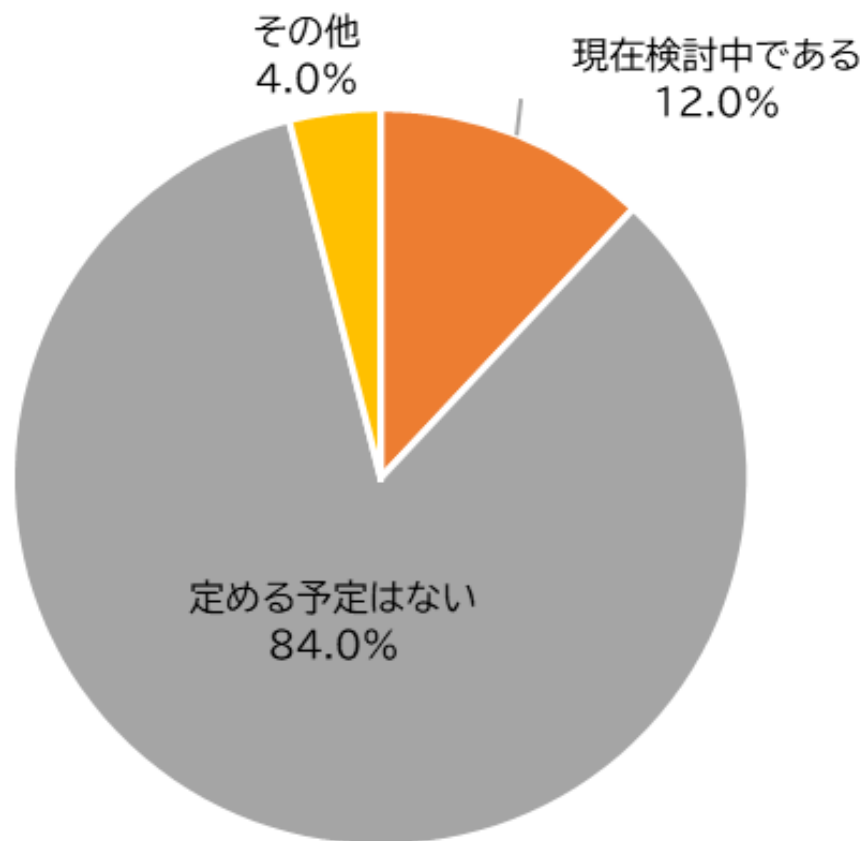
⑤ 業務自動車の保有台数



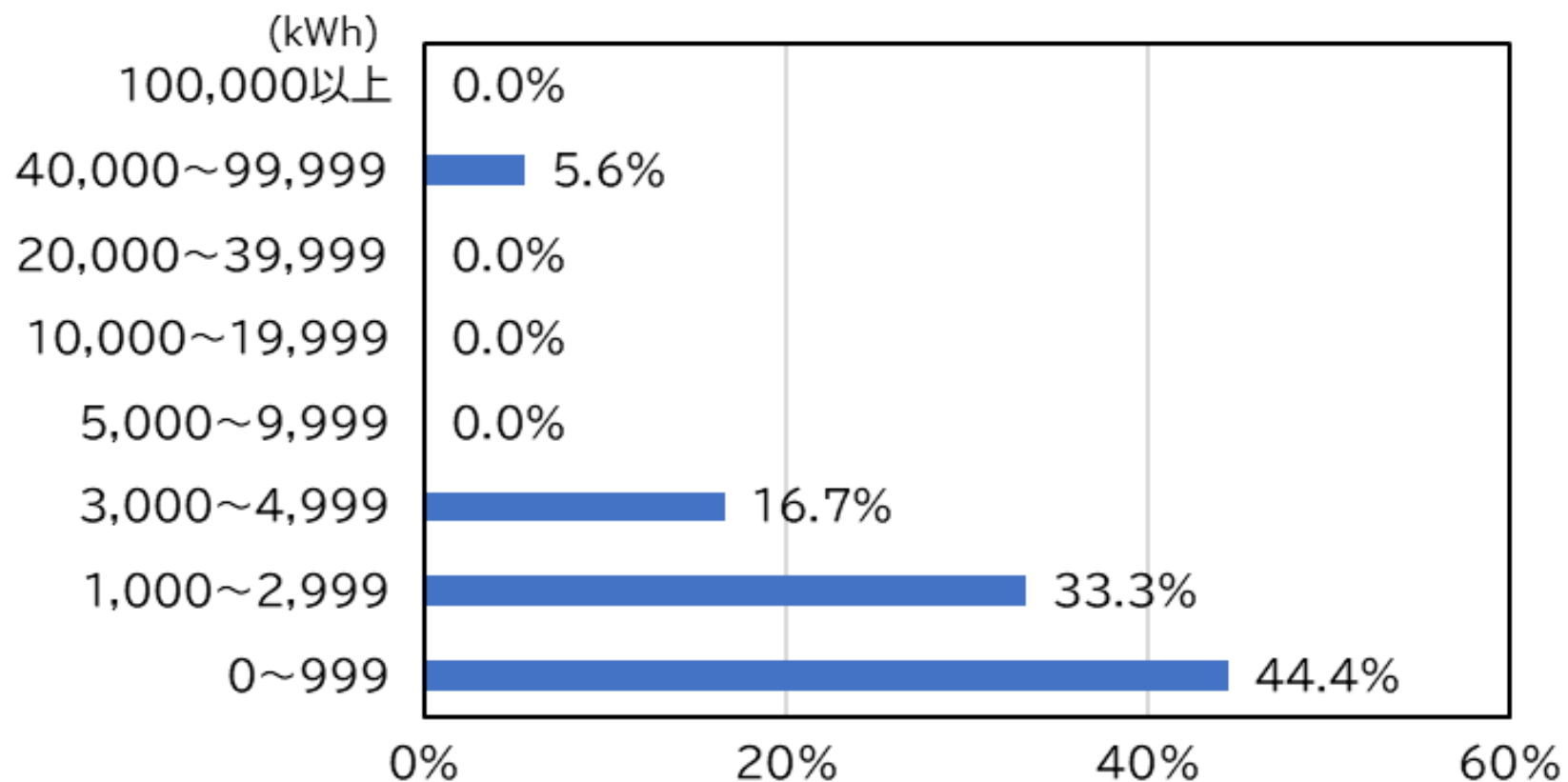
【質問2】貴事業所では、温室効果ガス排出量の把握をしていますか。(n=25)



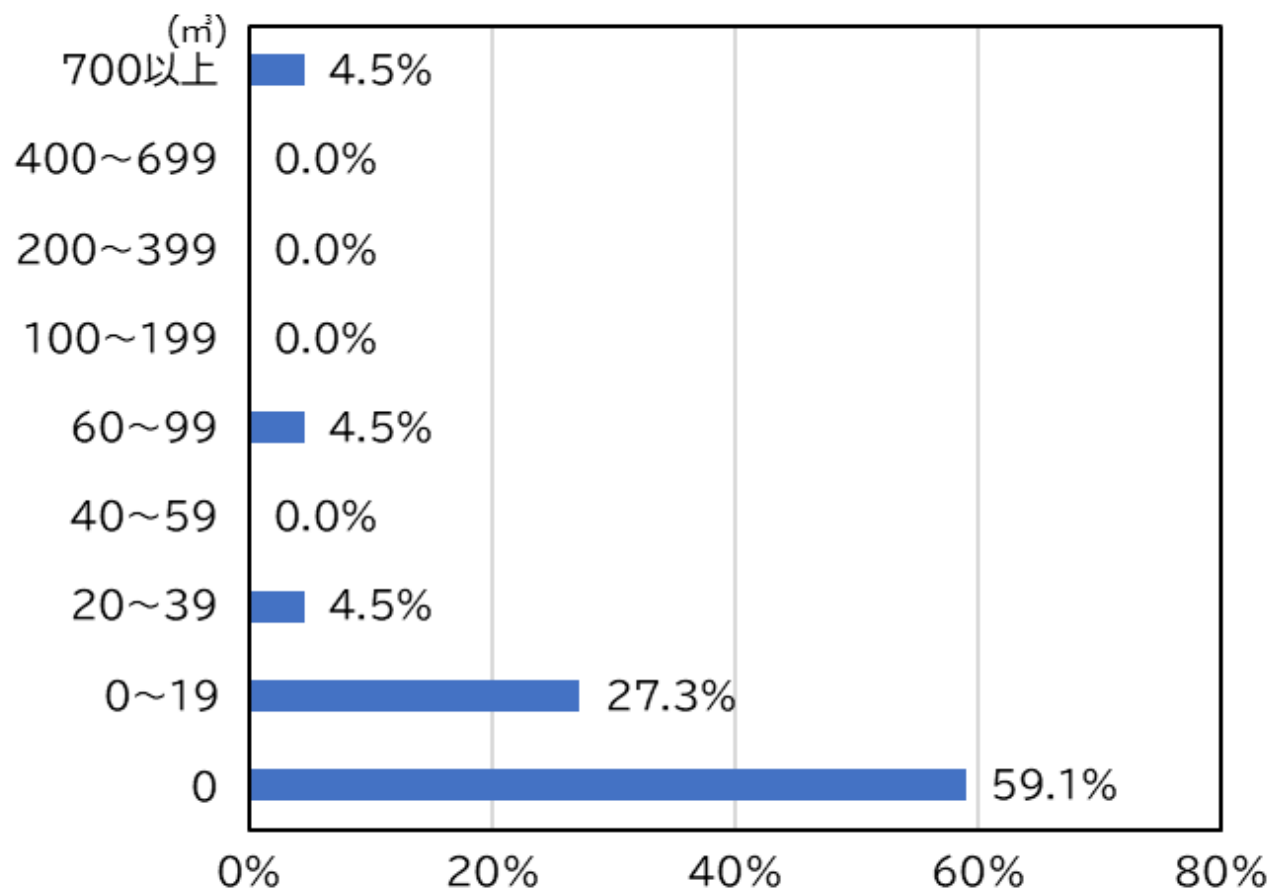
【質問3】貴事業所では、温室効果ガス排出量の削減に向けて、削減目標や方針を定めていますか。(n=25)



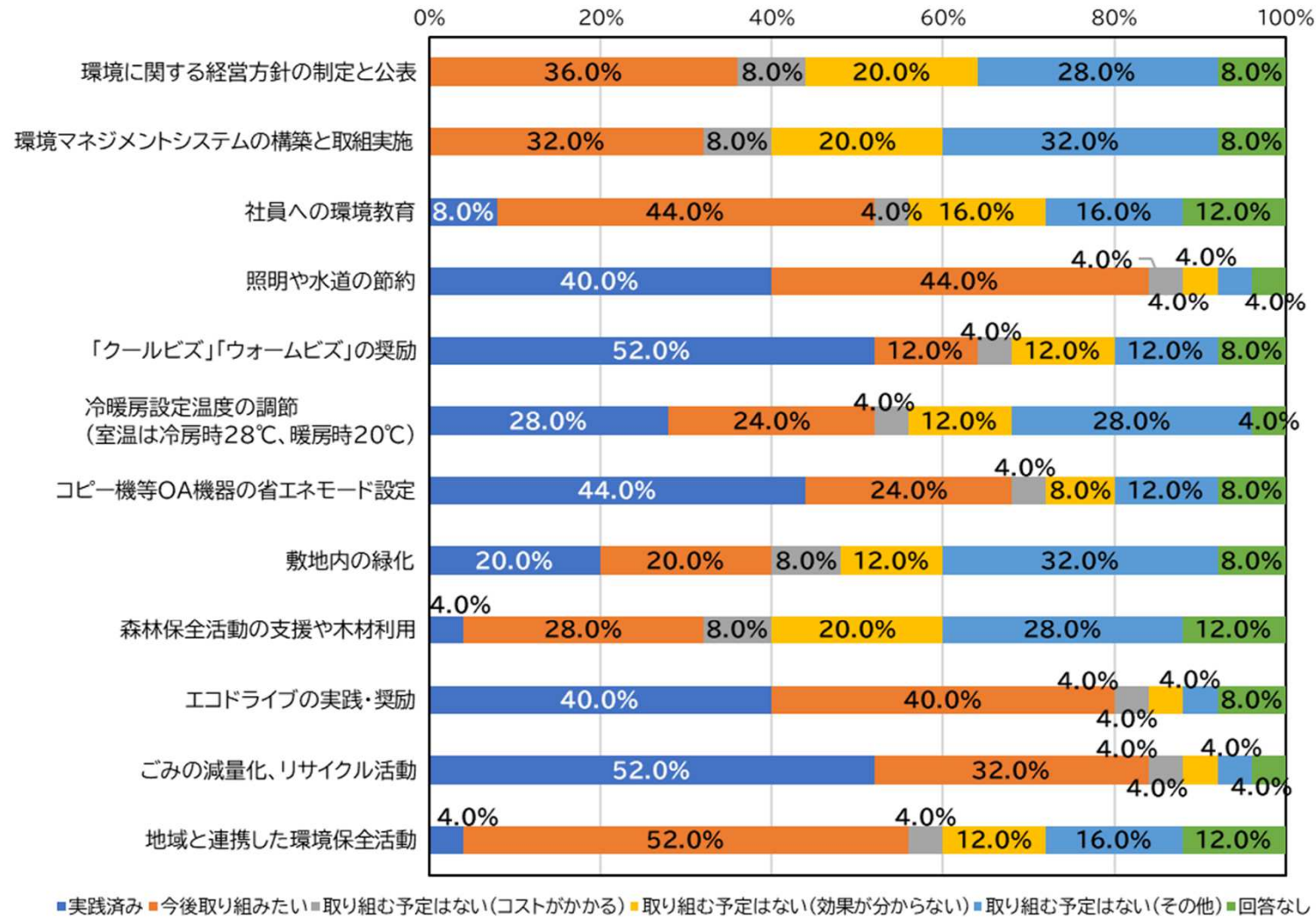
【質問4-1】貴事業所の利用している、1か月あたり（年間の平均値）の電気使用量をご回答ください。
(n=18)



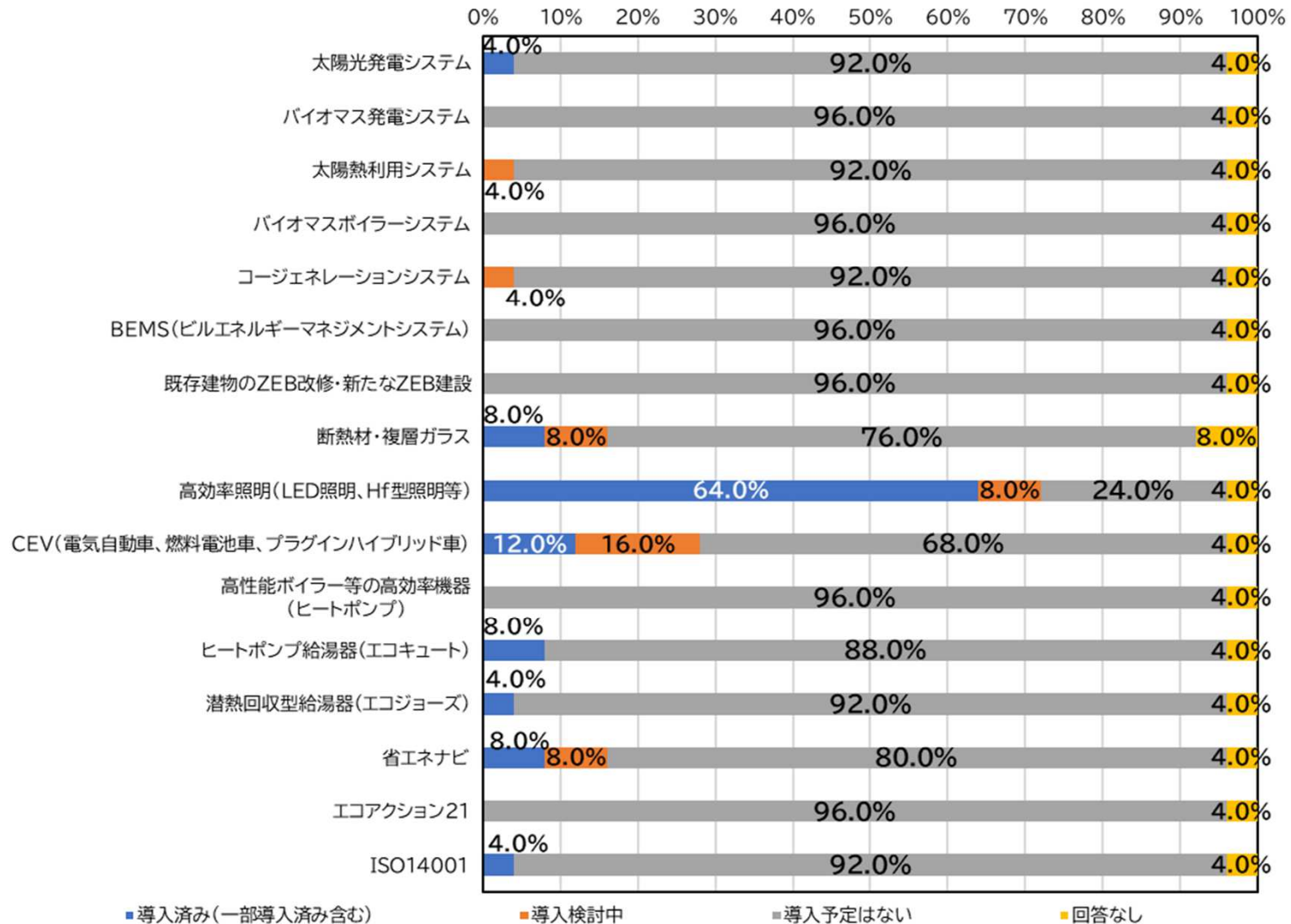
【質問4-2】貴事業所の利用している、1か月あたり（年間の平均値）のガス使用量をご回答ください。
(n=22)



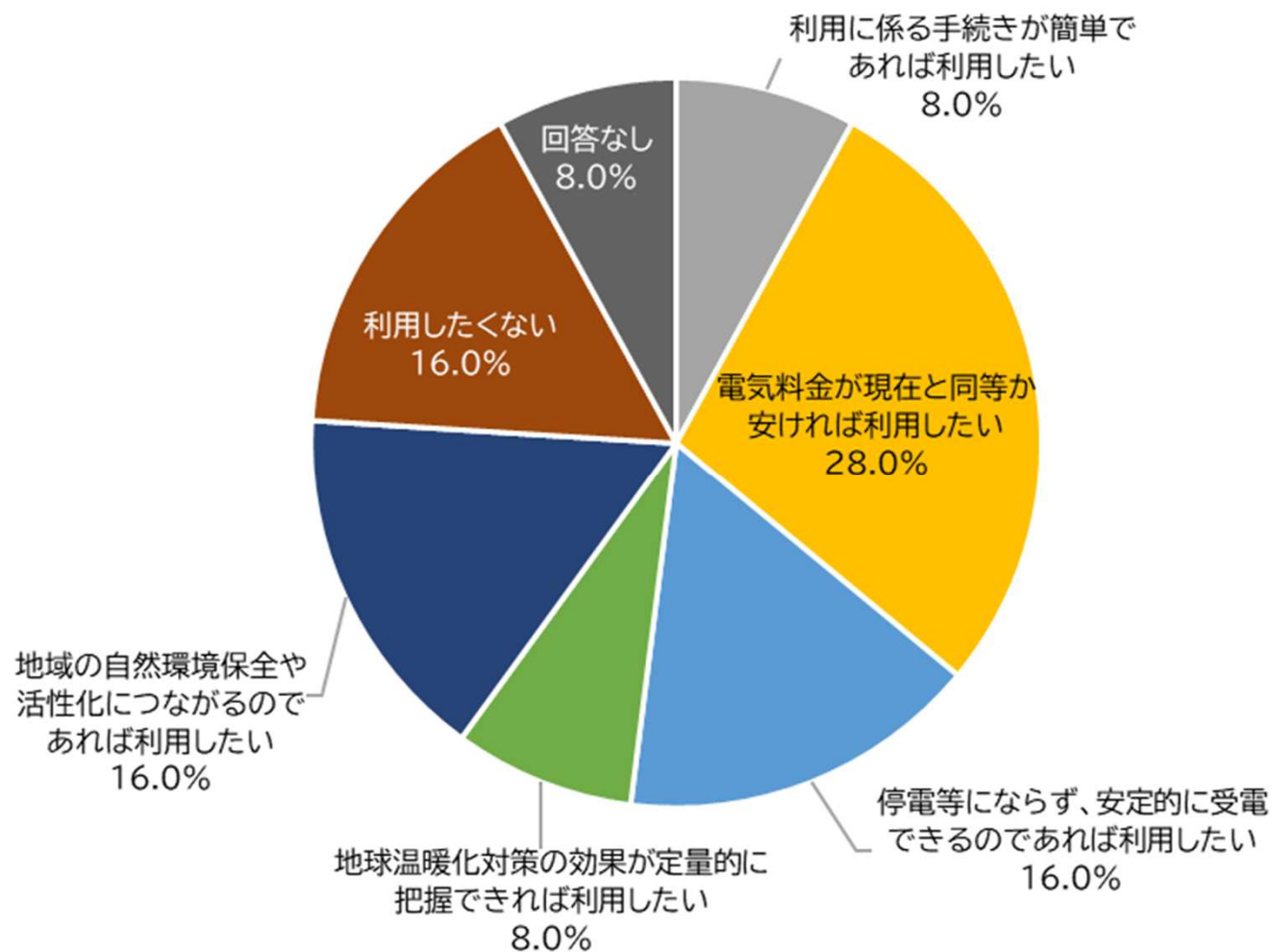
【質問5】貴事業所で実施している、あるいは今後実施する予定の地球温暖化対策について、該当するものを選択してください。(n=25)



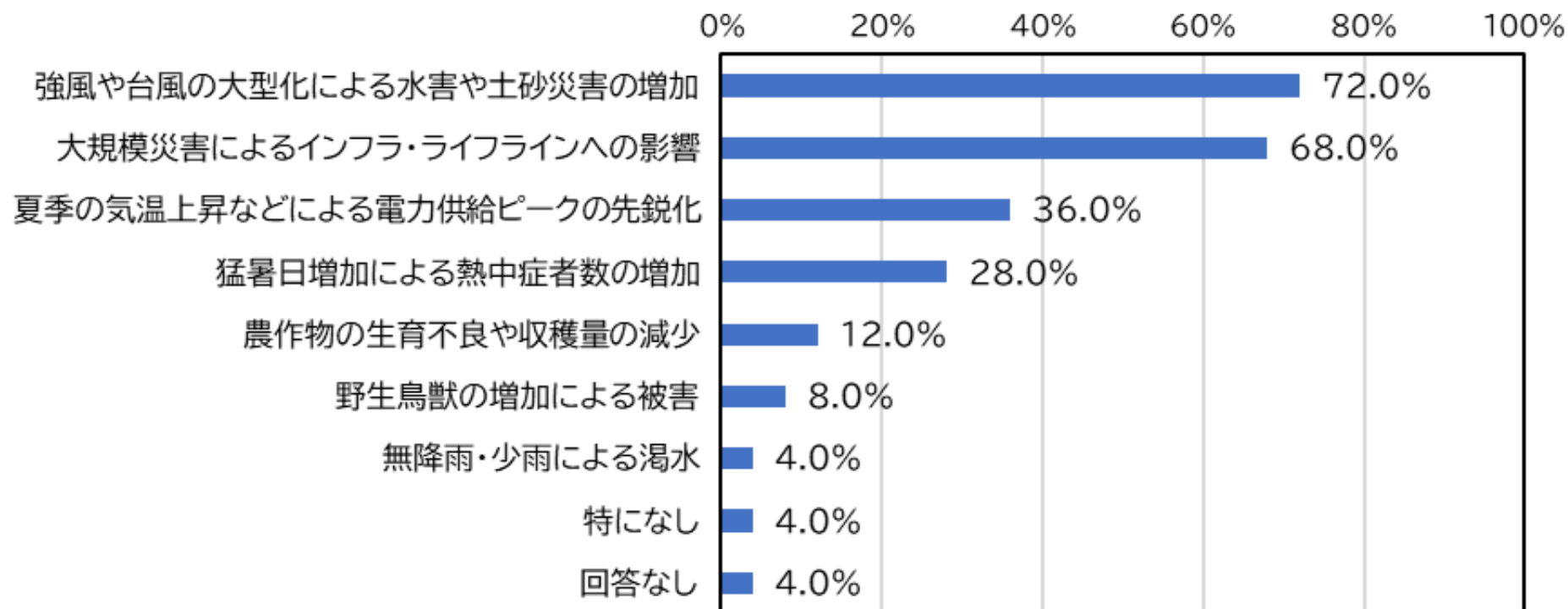
【質問6】省エネルギー及び再生可能エネルギーに係る設備、システム等を導入していますか。(n=25)



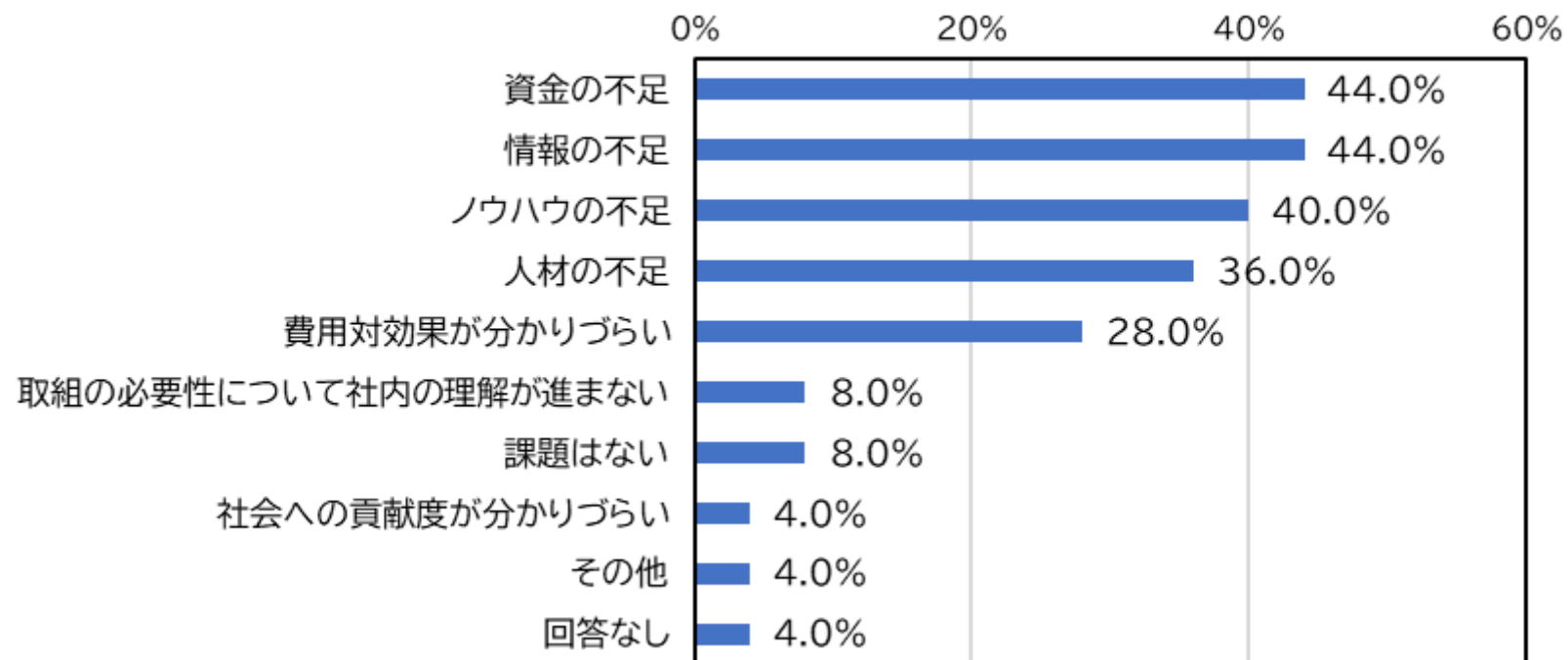
【質問7】現在、多くの小売電気事業者が再生可能エネルギーによって創出された電力を供給する「再エネ電気プラン」を販売しています。このような電力プランを利用したいと思いますか。(n=25)



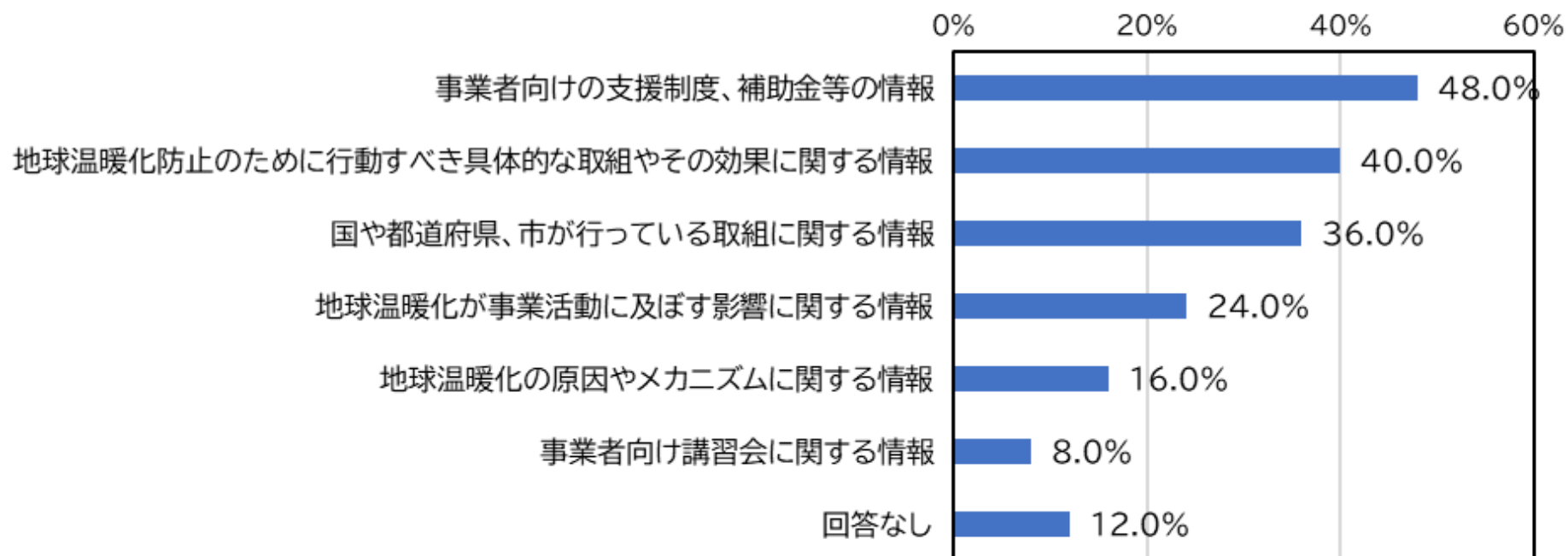
【質問8】近年の地球温暖化による気候変動について、貴事業所に影響を与える可能性の高い不安要素はありますか。(3つまで回答可)(n=25)



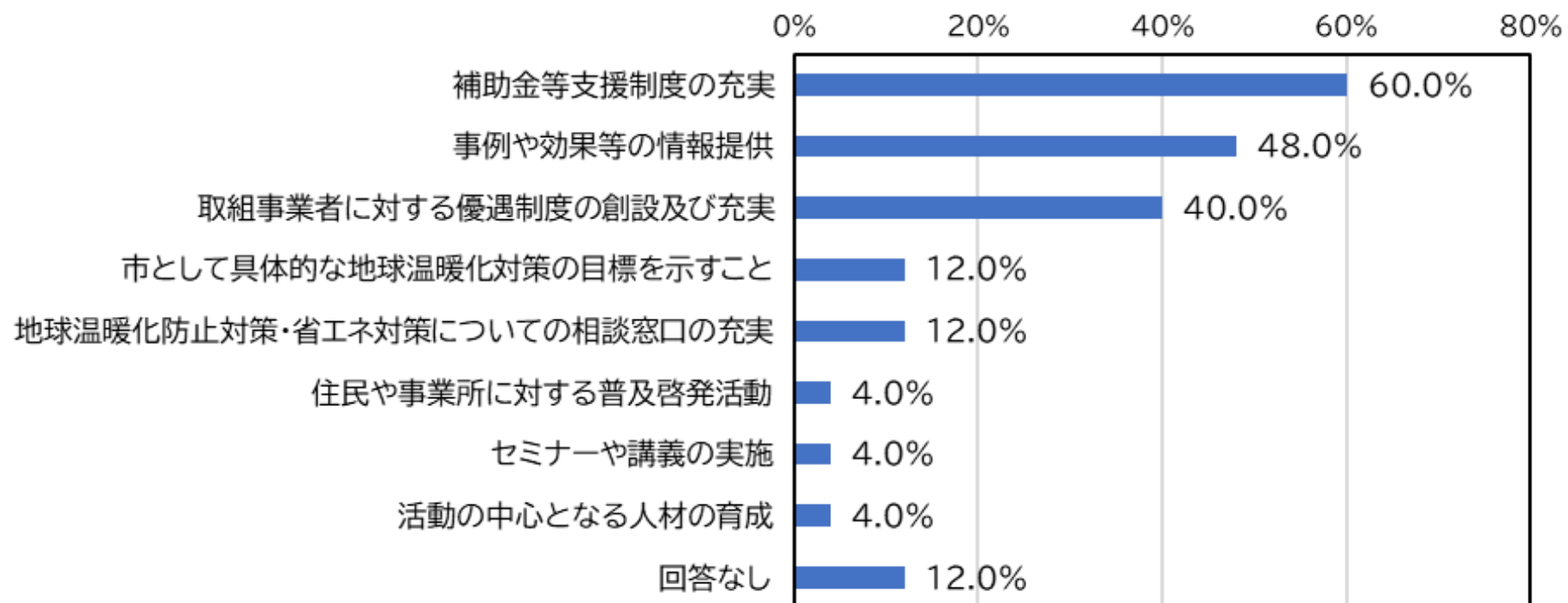
【質問9】貴事業所において、地球温暖化対策を進める上で課題となっていることは何ですか。
(複数回答可) (n=25)



【質問10】貴事業所が知りたい地球温暖化に関する情報は何ですか。(複数回答可) (n=25)



【質問11】地球温暖化対策への対応について、市に行ってほしい取組は何ですか。(3つまで回答可)
(n=25)



2 二酸化炭素排出量の算定方法

(1) 現状の二酸化炭素排出量の算定方法

本計画では、環境省により毎年公表されている「自治体排出量カルテ」の温室効果ガス排出量のデータを用いて現状の二酸化炭素排出量を算定しています。「自治体排出量カルテ」による二酸化炭素排出量の算定対象部門、算定方法の概要は、以下のとおりです。

部門	推計方法
産業部門 (製造業)	製造業から排出されるCO ₂ は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、都道府県の製造品出荷額等当たり炭素排出量に対して、市区町村の製造品出荷額等を乗じて推計 <推計式> 市区町村のCO ₂ 排出量=都道府県の製造業炭素排出量/都道府県の製造品出荷額等×市区町村の製造品出荷額等×44/12
産業部門 (建設業・鉱業)	建設業・鉱業から排出されるCO ₂ は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> 市区町村のCO ₂ 排出量=都道府県の建設業・鉱業炭素排出量/都道府県の従業者数×市区町村の従業者数×44/12
産業部門 (農林水産業)	農林水産業から排出されるCO ₂ は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> 市区町村のCO ₂ 排出量=都道府県の農林水産業炭素排出量/都道府県の従業者数×市区町村の従業者数×44/12
業務その他部門	業務その他部門から排出されるCO ₂ は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> 市区町村のCO ₂ 排出量=都道府県の業務その他部門炭素排出量/都道府県の従業者数×市区町村の従業者数×44/12
家庭部門	家庭部門から排出されるCO ₂ は、世帯数に比例すると仮定し、都道府県の世帯当たり炭素排出量に対して、市区町村の世帯数を乗じて推計 <推計式> 市区町村のCO ₂ 排出量=都道府県の家庭部門炭素排出量/都道府県の世帯数×市区町村の世帯数×44/12
運輸部門 (自動車)	運輸部門(自動車)から排出されるCO ₂ は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、市区町村の保有台数を乗じて推計 <推計式> 市区町村のCO ₂ 排出量=全国の自動車車種別炭素排出量/全国の自動車車種別保有台数×市区町村の自動車車種別保有台数×44/12
一般廃棄物	一般廃棄物から排出されるCO ₂ は、市区町村が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(令和4年1月)に基づき、プラスチック類比率には排出係数「2.77(t-CO ₂ /t)」、全国平均合成繊維比率には排出係数「2.29(t-CO ₂ /t)」を乗じて推計 <推計式> 市区町村のCO ₂ 排出量=焼却処理量×(1-水分率)×プラスチック類比率×2.77+焼却処理量×全国平均合成繊維比率(0.028)×2.29

(2) 二酸化炭素排出量の将来推計（現状すう勢（BAU）ケース）

現状すう勢ケースにおける二酸化炭素排出量は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、二酸化炭素排出量が現状年と目標年の活動量の変化率のみに比例すると仮定して推計を行いました。

（BAU排出量＝現状年排出量×目標年活動量÷現状年活動量）

なお、目標年の活動量の推計は以下に示す方法で部門別に推計し、外的要因として、電力事業者の取組による電源構成の改善を踏まえた電力の排出係数を反映しています。

部門		推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額について、平成25（2013）年度から令和4（2022）年度の10年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和32（2050）年度の製造出荷額を予測
	建設業・鉱業	従業者数について、平成21（2009）年度から令和6（2024）年度※の16年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和32（2050）年度の従業者数を予測
	農林水産業	従業者数について、平成21（2009）年度から令和6（2024）年度※の16年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和32（2050）年度の従業者数を予測
家庭部門		世帯数について、平成25（2013）年度から令和4（2022）年度の10年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和32（2050）年度の世帯数を予測
業務その他部門		従業者数について、平成21（2009）年度から令和6（2024）年度※の16年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和32（2050）年度の従業者数を予測
運輸部門	自動車	自動車保有台数について、平成25（2013）年度から令和4（2022）年度の10年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和32（2050）年度の自動車保有台数を予測
廃棄物		一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量について、平成25（2013）年度から令和4（2022）年度の10年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和32（2050）年度の二酸化炭素排出量を予測

※経済センサス活動調査により、5年ごとの数値更新であるため、令和6（2024）年度までは令和2（2020）年度と同数値で推移すると仮定。

3 吸収量の算定・計算方法

吸収量の算定・計算方法

本市の森林全体の二酸化炭素吸収量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」のうち「森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法」に基づいて推計しました。

推計は、森林経営面積に森林経営活動を実施した場合の吸収係数（2.57t-CO₂/ha・年）を乗じて算出しました。

森林経営面積は、本市の国有林と民有林の樹種ごとの森林面積に対し、林野庁が公表している「森林吸収源インベントリ情報整備事業『森林経営』対象森林率調査（指導取りまとめ業務）」報告書の最新年度版（令和6年度）から引用したFM率（Forest Management率、森林経営率）をそれぞれ乗じて算出しました。

森林による二酸化炭素吸収量（t-CO₂/年）＝森林経営面積（国有林＋民有林/ha）×吸収係数（2.57t-CO₂/ha・年）

表 4-10 民有林におけるFM率（面積加重平均FM率）の推移

更新区分	樹種区分	地域区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
人工林	スギ	東北・北関東・北陸・東山	0.88	0.88	0.89	0.89	0.90	0.90
		南関東・東海	0.71	0.71	0.74	0.75	0.76	0.77
		近畿・中国・四国・九州	0.78	0.79	0.80	0.80	0.81	0.82
	ヒノキ	東北・関東・中部	0.83	0.84	0.84	0.85	0.86	0.86
		近畿・中国・四国・九州	0.87	0.87	0.88	0.88	0.88	0.89
	カラマツ	全国	0.88	0.88	0.89	0.89	0.90	0.91
その他	全国	0.70	0.71	0.73	0.74	0.75	0.75	
天然林	全樹種	全国	0.43	0.44	0.46	0.48	0.49	0.50

※ここに掲載した値は、年齢別のFM率を森林面積で加重平均した値である。

表 4-11 国有林におけるFM率（面積加重平均FM率）の推移

更新区分	樹種区分	地域区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
人工林	スギ	東北・北関東・北陸・東山	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.93
		南関東・東海	0.87	0.87	0.88	0.88	0.89	0.89
		近畿・中国・四国・九州	0.90	0.91	0.91	0.91	0.91	0.92
	ヒノキ	東北・関東・中部	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.93
		近畿・中国・四国・九州	0.93	0.93	0.93	0.94	0.94	0.94
	カラマツ	全国	0.84	0.85	0.85	0.85	0.86	0.87
その他	全国	0.83	0.83	0.84	0.84	0.85	0.85	
天然林	全樹種	全国	0.67	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68

出典：令和6年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（指導取りまとめ業務）」報告書

4 用語集

あ行

●アメダス

「Automated Meteorological Data Acquisition System」の略称で、「地域気象観測システム」を指す。雨、風、雪等の気象状況を自動的に監視・観測している。

●一酸化二窒素(N₂O)

数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)といった他の温室効果ガスと比べて大気中の濃度は低いが、温室効果は二酸化炭素の265倍。燃料の燃焼、工業プロセス等が排出源となっている。

●溢水

川等の水があふれ出ること。堤防がないところでは「溢水」、堤防のあるところでは「越水」を使う。

●ウォーカブル

「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、「歩きやすい」、「歩きたくなる」という意味で使用される。

●ウォームビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な暖房に頼ることなく、20℃以下の室温でも重ね着やひざ掛けの利用等により冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●営農型太陽光発電

農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うこと。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待される。

●エコアクション21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)であり、一般に「PDCAサイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めている。

●エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す仕組み。

●エコドライブ

温室効果ガスや大気汚染の原因物質の排出を減らすために環境に配慮した運転を行うこと。穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングをしない、燃費を把握すること等が挙げられる。

●エリアメール

気象庁が配信する「緊急地震速報」「津波警報」、各省庁・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」(Jアラートにて配信される国民保護情報等)を、回線混雑の影響を受けずに受信するもの。

●温室効果ガス

赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

●オンデマンド交通

既定の経路や時刻表がなく、アプリや電話で予約をする事で近くの乗車場所で乗車ができる予約型の交通機関。

か行

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

●渇水

河川の管理を行うに当たり、降雨が少ないこと等により河川の流量が減少し、河川からの取水を平常どおり継続するとダム貯水が枯渇すると想定される場合等に取水量を減ずる、いわゆる「取水制限」を行うなど、利水者が平常時と同様の取水を行うことができない状態。

●活動量

一定期間における生産量、使用量、焼却量等、排出活動の規模を表す指標のこと。地球温暖化対策の推進に関する施行令(平成11年政令第143号)第3条第1項に基づき、活動量の指標が定められている。具体的には、燃料の使用に伴うCO₂の排出量を算定する場合、ガソリン等の燃料使用量[L等]が活動量になり、一般廃棄物の焼却に伴うCO₂の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量[t]が活動量になる。

●家庭エコ診断

効果的に二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していくために、地球温暖化や省エネ家電等に関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスをを行うこと。

●環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

●環境配慮型商品

環境に配慮あるいは環境保全に貢献している製品のこと。

●環境ラベル

製品やサービス等の環境的側面を購入者に伝える文言やシンボル、図形、図表等のこと。

●還元

酸素を含む物質が酸素を失う反応。更に広く、物質が水素と化合すること、または電子を得ること。

●気候変動適応法

政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供等の措置を実施することが定められている。

●京都議定書

1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された、気候変動への国際的な取組を定めた条約。

●クールシェアスポット

「クールシェア」に賛同する企業・団体、個人が、地域で気軽に集まって涼むことのできる場所のこと。

●クールビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、室温を28℃に管理する、執務中の軽装等様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●グリーンカーテン

アサガオ等のつる性の植物を利用して建物の窓や壁面に強い日差しが当たらないようにした天然のカーテンのこと。

●グリーン・バリューチェーンプラットフォーム

企業の脱炭素経営に向けた取組を支援するために温室効果ガス排出に関して、「知る、測る、減らす」のステップごとにおける取組方法や各種事例紹介、ガイドをまとめた「脱炭素経営」の総合情報プラットフォームのこと。

●コージェネレーション

天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。現在主流となっているのは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房等に利用している。

●高性能ボイラー

二酸化炭素の排出量削減とバーナーの蓄熱を利用することができ、省エネができるボイラーのこと。

●合成メタン

メタネーション(水素と二酸化炭素から都市ガス原料の主成分であるメタンを合成すること)によって合成したメタンのこと。

●護岸

岸を護るために作られるもので、大雨等による河川の堤防の崩壊を防いだり、高潮や津波等によって地盤や堤防が浸食されたりする事態を防ぐための工作物のこと。

●国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)

平成27(2015)年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて開催された地球温暖化対策を講じるための会議であり、協議を重ねた結果新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。

●コミュニティバス

行政が中心となって、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスのこと。

●コンパクトシティ

住まい・交通・公共サービス・商業施設等の生活機能をコンパクトに集約し、効率化した都市。又は、その政策のことをいう。

さ 行

●サーキュレーター

強力な風を一直線に送ることができ、その名の通り、部屋の空気を循環させることを目的とした製品。

●再生可能エネルギー

石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等がある。

●サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて、将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のこと。

●酸化

物質が酸素と反応すること。

●産業革命

18世紀半ばから19世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

●三フッ化窒素(NF₃)

常温常圧では無色、無臭の気体。有害で、助燃性がある。二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、クロロフルオロカーボン(CFC)等とともに温室効果ガスの一つ。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、三フッ化窒素では約16,100倍。

●シェアサイクル

一定のエリア内に複数配置された自転車の貸出・返却拠点(シェアサイクルポート)において、自転車を自由に貸出・返却できる交通手段のこと。

●シェアリング

モノや空間等、さまざまなサービスを個人間で共有すること。

●次世代自動車

「ハイブリッド」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の4種類を指しており、環境に考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車のこと。

●自治体排出量カルテ

環境省が作成した全国の自治体の二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等をまとめたデータ。

●修正特化係数

地域の特定の産業の相対的な集積度を見る係数。1以上であれば全国平均より高いことを意味する。

●省エネ診断

省エネの専門家がビルや工場等の電力、燃料や熱等「エネルギー全般」について幅広く診断するもの。省エネの取組について、その結果を診断報告書として提出する。

●省エネルギー

石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

●森林環境譲与税

市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てるために国から譲与される税金のこと。

●水素エネルギー

水素と酸素を反応させることで得られるエネルギーのこと。

●スマート農業

ロボット技術やICT（情報通信技術）を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業のこと。

●スマートムーブ

通勤や通学、買い物や旅行等日々の暮らしの中での移動について、地球温暖化の原因の一つとされる二酸化炭素の排出量の少ない方法を選択することで、「移動」を「エコ」にするライフスタイルのこと。

●スマートメーター

毎月の検針業務の自動化や電気使用状況の見える化を可能にする電力量計のこと。スマートメーターの導入により、電気料金メニューの多様化や社会全体の省エネ化への寄与、電力供給における将来的な設備投資の抑制等が期待されている。

●雪氷熱

冬の間降った雪や、冷たい外気を使って凍らせた氷を保管し、冷熱が必要となる時季に利用されるもの。

●ゼロカーボンアクション30

「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指し、ひとりひとりができることから暮らしを脱炭素化するための環境省が推奨するアクション。

●ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長が公表した地方自治体のこと。

●創エネルギー

自治体や企業、一般住宅が自らエネルギーを創り出す考え方・方法のこと。

た 行

●脱炭素経営

気候変動対策（脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のこと。

●脱炭素社会

実質的に二酸化炭素の排出量がゼロとなり、脱炭素が実現できている社会のこと。

●脱炭素先行地域

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、わが国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のこと。

●湛水

雑草の防除をしやすくする等のため、水田に水を張ってため続けること。

●地域マイクログリッド

限られた区域の中で、再生可能エネルギーで電気をつくり、蓄電池等で電力量をコントロールし、区域内の電力供給を賄うことができる地産地消のシステム。マイクログリッドは「micro=極小の」と「grid=送電網」を組み合わせた単語。

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第 8 条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のこと。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定された。

●地球温暖化対策推進法

地球温暖化対策の推進に関し、社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

●治水

洪水・高潮等の水害を防ぐこと。

●地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。大気と地中の温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことが可能となる。

●地熱発電

地中深くから取り出した高温蒸気や熱水を利用した発電方法で、火山地帯に多く、活動できるエリアが限られる。

●中小水力発電

水の力を利用して発電する水力発電のうち中小規模のもの。出力 10,000kW～30,000kW以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多い。

●デコ活

二酸化炭素を減らす (DE) 脱炭素 (Decarbonization) と、環境に良いエコ (Eco) を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。

●デマンド型交通

予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のこと。

●電力排出係数

電気事業者が電力を発電するために排出した二酸化炭素の量を押し測る指標。排出量が少ないほど排出係数は低くなる。

な 行

●内水

洪水に対し、堤防の内側、すなわち市街地内を流れる側溝や排水路、下水道等から水が溢れる水害のこと。

●ナッジ

英語で「そっと後押しする (nudge)」という意味で、行動科学の知見の活用により、経済的なインセンティブを大きく変えたり、罰則・ルールで行動を強制したりすることなく、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法のこと。

●難分解性

環境中において化学物質が生物的又は非生物的に容易に分解されないこと、又はその性質。環境中に放出された難分解性の化学物質は分解されずに環境中に残留し、人の健康や生物に影響を及ぼす場合がある。

●農研機構

日本の農業と食品産業の発展のため、基礎から応用まで幅広い分野で研究開発を行う機関。

は 行

●パーフルオロカーボン類(PFCs)

フッ素と炭素だけからなる、オゾン層を破壊しないフロン。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約6,630倍。

●バイオガス

再生可能エネルギーであるバイオマスのひとつで、有機性廃棄物(生ゴミ等)や家畜の糞尿等を発酵させて得られる可燃性のガス。

●バイオ炭

生物資源を材料とした、生物の活性化及び環境の改善に効果のある炭化物のこと。

農地や林地、公園緑地等に大量に施用又は埋設することによって、安定度の高い炭素を長期間土壌や水中に封じ込めることが可能となり、地球温暖化対策としても活用が期待されている。

●バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

●バイオマス発電

木材や植物残さ等のバイオマス(再生可能な生物資源)を原料として発電を行う技術のこと。

●バイオマスボイラー

木屑や紙屑、廃タイヤ等の産業廃棄物を燃料とし、水蒸気及び温水等を生成する熱源機器のこと。

●ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)

フッ素と炭素等の化合物で、オゾン層を破壊しないフロン。冷媒や発泡剤等に使用されている。

温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約1,300倍。

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

●パリ協定

温室効果ガス削減等について、すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして平成27(2015)年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された。発効に必要な要件を満たしたことで、平成28(2016)年11月4日に発効された。

●ヒートアイランド現象

緑地が減ったり、アスファルト等に覆われた地面が増えたりすることで、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。

●肥培管理

放牧地の草生を維持する目的で、耕起・施肥・掃除刈り・雑草の除去等を行うこと。

●フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場等に持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動。

●ブルーカーボン

海藻や植物プランクトン等によって、大気中の二酸化炭素が海域に取り込まれ、固定される炭素のこと。

●ペレットボイラー

間伐材等を粉砕して作られた「木質ペレット」を直接燃焼させることにより、温水、温風等を使用目的に応じて取り出すことができる熱交換器。

●ポテンシャル

「可能性」という意味。再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの場合、全資源エネルギー量から「現在の技術水準では利用が困難なもの」と種々の制約要因(土地用途、法令、施工等)を満たさないものを除いたもの。

ま 行

●マイクログリッド

限られた区域の中で、再生可能エネルギーで電気をつくり、蓄電池等で電力量をコントロールし、区域内の電力供給を賄うことができる地産地消のシステム。マイクログリッドは「micro=極小の」と「grid=送電網」を組み合わせた単語。

●メタン(CH₄)

天然ガスの主成分で、常温では気体であり、よく燃える。温室効果ガスの一つ。湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼等、その放出源は多岐にわたる。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約28倍。

●モビリティ

一般的には「移動手段」や「乗り物」等を示す。

ら行

●ライフライン

日常生活に必須な社会インフラのこと。元々の英語 (lifeline) の意味は「命綱」だが、日本では、電気・ガス・水道 (上水道、下水道) 等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、人の移動手段である鉄道・バス等の輸送 (交通) システム等、生活や生命の維持に必要なものが該当する。

●リバースオークション

競り下げ方式により、再生可能エネルギー由来電気の最低価格を提示する販売者 (小売電気事業者) を選定できる方法。

●レジリエンス

「回復力、復元力、弾力性」といった意味の単語で、災害時においては、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力のことを指す。

●六フッ化硫黄 (SF₆)

無色無臭の気体。温室効果ガスの一つとして位置付けられ、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約23,500倍。

数字・アルファベット

●30・10 (さんまる・いちまる) 運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き10分前になったら、自分の席に戻って再度料理を楽しむというもの。一人一人が「もったいない」を心がけ、楽しく美味しく宴会を楽しみ、食品ロスを削減する取組。

●4R+Renewable

「Refuse (ごみ発生回避)」、「Reduce (ごみの抑制)」、「Reuse (再利用の推進)」、「Recycle (再資源化の推進)」の4つの頭文字「R」と再生資源代替の推進 (Renewable) を組み合わせたごみを減らすためのキーワード。

●AI (エーアイ)

「Artificial Intelligence (アーティフィシャル・インテリジェンス)」を略した言葉で、日本語では「人工知能」を意味する。AIは一般的に、人間の言葉の理解や認識、推論等の知的行動をコンピュータに行わせる技術を指す。

●BAU (ビーエーユー、現状すう勢ケース)

「Business As Usual」の略。今後、削減対策を行わない場合の将来の温室効果ガス排出量であり、現状年度の排出量を元に、将来の人口や製造品出荷額の予測等の指標から算定する方法。

●BCP (ビーシーピー)

災害等の緊急事態における企業や団体の事業継続計画 (Business Continuity Planning) のこと。BCPの目的は、自然災害やテロ、システム障害等危機的な状況に遭遇した時に損害を最小限に抑え、重要な業務を継続し早期復旧を図ることにある。

●BEMS(ベムス)

「Building Energy Management System(ビルエネルギーマネジメントシステム)」の略称で、建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、省エネルギーに役立てる管理システムのこと。

●COP(コップ)

「Conference of the Parties(締約国会議)」の略で、多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。

●CSR(シーエスアール)活動

「Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)」の略語で、企業が組織活動を行うにあたって担う環境への配慮や社会貢献等の社会的責任のこと。

●DAC(ディーエーシー)

「Direct Air Capture」の略で、大気中から直接二酸化炭素を回収する技術のこと。回収された二酸化炭素は、再生可能エネルギーや廃棄物エネルギーとして利用されたり、地中貯留によって大気中の二酸化炭素濃度の削減に用いられったりする。

●DX(ディーエックス)

「Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)」の略称で、データやデジタル技術を活用して「競争に勝てる」ビジネスモデルや業務プロセスへ変革すること。

●EMS(エネルギーマネジメントシステム)

工場やビル等の施設におけるエネルギー使用状況を把握した上で、最適なエネルギー利用を実現するための活動を支援するためのシステム。

●EV(イーブイ)

「Electric Vehicle(電気自動車)」の略称で、自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する自動車。エンジンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない。

●FAO(ファオ、国際連合食糧農業機関)

国連システムの中にあって食料の安全保障と栄養、作物や家畜、漁業と水産養殖を含む農業、農村開発を進める先導機関。

●FCV(エフシーブイ)

「Fuel Cell Vehicle(燃料電池車)」の略称で、水素を燃料とし、走行時に二酸化炭素を排出しない自動車。

●FEMS(フェムス)

「Factory Energy Management System(ファクトリーエネルギーマネジメントシステム)」の略称。工場を対象として、受配電設備・生産設備のエネルギー管理、使用状況の把握、機器の制御を可能とする管理システム。

●FIT(フィット)

「Feed-in Tariff」の略で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

●FM率(Forest Management率、森林経営率)

「森林経営」に該当する森林の面積の割合のこと。

●GX(ジーエックス)

「Green Transformation(グリーントランスフォーメーション)」の略称で、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電等のクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組。

●HEMS(ヘムス)

「Home Energy Management System(ホームエネルギーマネジメントシステム)」の略称。家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う管理システム。

●IEA(アイイーエー)

「International Energy Agency(国際エネルギー機関)」の略称で、エネルギーに関する国際的な枠組みのこと。エネルギー問題解決のため先進国の国際協力を推進し、直接(備蓄・緊急融通システム整備等)及び間接(省エネ・代替エネルギー開発等)の加盟国の短期及び中長期のエネルギー事情の改善、石油以外のエネルギー源(天然ガス、石炭、原子力等)への対応、気候変動問題に対処するためのエネルギー技術面での貢献等の活動を行う。

●ICT(アイシーティー)

「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。デジタル化された情報の通信技術であり、インターネット等を経由して人と人をつなぐ役割を果たしている。

●IoT(アイオーティー)

「Internet of Things」の略称で、あらゆるモノをインターネット(あるいはネットワーク)に接続する技術のこと。

●IPCC(アイピーシーシー)

「Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)」の略称で、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とし、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された政府間組織。

●J-クレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

●MDGs(エムディーゼーズ)

開発分野における国際社会共通の目標を指す。平成12(2000)年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言を基にまとめられた。

●Net Zero(ネットゼロ)

温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとり、正味の排出量をゼロにすること。排出量自体をゼロにすることではなく、温室効果ガスの除去や吸収の仕組みを導入することで、最終的に自然界に残る温室効果ガスをゼロにする。カーボンニュートラルと同義で使われる。

●PDCA(ピーディーシーイー)サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

●PHV(ピーエイチバイ)

「Plug-in Hybrid Vehicle(プラグインハイブリッド自動車)」の略称で、エンジンとモーターの2つの動力を搭載しており、モーター走行時は二酸化炭素を排出しない自動車。

●PPA(ピーピーイー)

「Power Purchase Agreement(電力販売契約)」の略称。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と二酸化炭素排出の削減ができる仕組み。設備の所有は第三者(事業者又は別の出資者)が持つ形となり、資産保有をすることなく再生可能エネルギーの利用が実現できる。

●RCP8.5シナリオ

化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入せずに気候変動が進行した場合の想定のこと。

●RE100(アールイーひゃく)

「事業運営を100%再生可能エネルギーで調達すること」を目標に掲げる企業が加盟する、国際的なイニシアチブ(積極的な取組の枠組み)のこと。

●REPOS(リーポス、再生可能エネルギー情報提供システム)

わが国の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として2020年に開設したポータルサイト。

●SBT(エスビーティー)

「Science Based Targets」の略で、パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標のこと。

●SDGs(エスディージーズ)

平成27(2015)年9月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための17の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー、気候変動、生態系・森林等に関するゴール(目標)が定められ、平成29(2017)年3月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により、自治体がSDGsに取り組むためのガイドラインが策定されている。

●TCFD(ティーシーエフディー)

「Task force on Climate-related Financial Disclosures」の略で、「気候関連財務情報開示タスクフォース」と呼ばれる。各企業の気候変動への取組を具体的に開示することを推奨する、国際的な組織のこと。

●ZEB(ゼブ)

「Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称で、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

●ZEH(ゼッチ)

「Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称で、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅のこと。

●ZEV(ゼブ)

「Zero Emission Vehicle(ゼロ・エミッション・ビークル)」の略称で、排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車等を指す。

尾鷲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

編集・発行 尾鷲市 環境課
〒519-3696
三重県尾鷲市中央町10番地43号
TEL 0597-23-8251

発行 令和8(2026)年1月
令和8(2026)年3月 改訂（事務事業編を追加）
